

第2次 佐野市総合計画
中期基本計画



栃木県 佐野市

令和4年度 ▶ 7年度

第2次 佐野市総合計画

中期基本計画

栃木県 佐野市

進化する 選ばれる 佐野市を目指して



本市では、第2次佐野市総合計画を平成30年3月に策定し、基本構想に掲げた将来像「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現に向けて、前期基本計画の取組を推進してきました。

そのような中、令和元年東日本台風により、未曾有の大災害が発生したことから、災害からの復旧・復興に全力を挙げるとともに、災害に強いまちづくり、国土強靱化への取組を推進してきました。加えて、令和2年からは、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延により、ワクチン接種をはじめ、感染拡大の防止や、市民生活及び事業者への支援などに全力で取り組んできました。

かつて経験したことのない、災害からの復旧・復興及び感染症への対応を通して、市民生活や事業活動、また市政運営に関して多くの課題が浮かび上がり、それらの課題を解決するための方策や、私たちが目指すべき未来のあり方の一端も明らかになりました。

そこで、中期基本計画は、市民の皆様の「安全・安心」に重点を置くとともに、SDGs、スマートシティ、コンパクトシティといった、本市の未来を展望できるものとし、誰もが夢を抱き、夢を叶えられる社会の基盤を築くことができるものいたしました。

本計画をまちづくりの主体となるすべての市民の皆様とともに着実に前進させることにより、佐野市を進化させ、選ばれる佐野市を構築したいと考えております。人とのつながりを大切にしながら、将来像の実現に向けて邁進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4(2022)年3月

佐野市長 金子 裕

目次

第1部

総論

1

第1章 総合計画の概要

3

1. 総合計画の構成・計画期間 4
2. まちづくりの基本方針 5
3. 土地利用の基本方針 8

第2章 中期基本計画の概要

9

1. 計画策定の目的 10
2. 計画策定の考え方 10
3. 計画の構成 10
4. 個別計画との整合性 11
5. 計画の進行管理 12
6. まちづくりの基本理念 13
7. 政策体系 14
8. 施策横断的な取組 15

第2部

各論

17

基本目標1 魅力ある産業で賑わう活力あるまちづくり

19

1. 企業誘致を促進し産業振興で活力あるまちづくり 20
 - (1) 活力ある商業・鉱工業の振興 20
 - (2) 企業誘致の促進 24
 - (3) 出流原PA周辺開発の推進 27
2. 地域資源を活かしたまちづくり 30
 - (1) 中心市街地及び地域市街地の活性化 30
 - (2) 都市型農業の推進 33
 - (3) 中山間地域の活性化 36

基本目標2 新たな流れの創造による賑わうまちづくり 39

1. 観光とコンベンションによる賑わいと活力あるまちづくり 40
 - (1) ひとを集める観光戦略の展開 40
 - (2) 魅力ある観光資源の開発と整備 44
2. スポーツを軸とした人々が集まるまちづくり 47
 - (1) スポーツツーリズムの推進 47
 - (2) 生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備 50
3. 歴史・文化を守り育てるまちづくり 53
 - (1) 文化芸術活動の推進 53
 - (2) 歴史・文化資源の保存と継承 56
4. 誰もが住みたいと思う魅力あるまちづくり 59
 - (1) 都市ブランド戦略の推進 59
 - (2) 移住・定住の促進 62

基本目標3 健やかで元気に暮らせるまちづくり 65

1. 疾病を予防し健康で安心して暮らせるまちづくり 66
 - (1) 心と体の健康づくりの推進 66
 - (2) 地域医療体制の充実 69
 - (3) 感染症対策の推進 72
2. 安心して子育てのできるまちづくり 75
 - (1) こどもの健やかな成長と子育て支援 75
 - (2) 子育てしやすい環境の確保 79
3. 助け合い生きがいを実感できるまちづくり 83
 - (1) 豊かで健やかな長寿社会の実現 83
 - (2) 障がい者の社会参加と自立の推進 86
 - (3) 地域福祉の推進と生活保障の確保 89

基本目標4 豊かな心を育み、学び合うまちづくり 93

1. 豊かな心と確かな学力を育むまちづくり 94
 - (1) 特色ある教育と心の教育の推進 94
 - (2) 安全で安心して学べる教育環境の整備 97
2. 地域とともに学び育てるまちづくり 100
 - (1) 生活を豊かにする生涯学習の推進 100
 - (2) 教育を支える地域づくりの推進 103

基本目標5 快適により安全で安心して暮らせるまちづくり 107

1. 安全で安心して暮らせるまちづくり 108

- (1) 消防・防災体制の充実・強化 108
- (2) 交通安全・防犯・消費者対策の推進 112

2. 住みやすい快適なまちづくり 115

- (1) 快適で質の高い住環境の整備 115
- (2) 安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理 119

3. 都市機能の充実したまちづくり 122

- (1) 都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進 122
- (2) 公共交通網の整備 125

基本目標6 美しい自然、環境と調和するまちづくり 129

1. 環境にやさしいまちづくり 130

- (1) ごみの発生抑制と資源の有効活用 130
- (2) 良好な生活環境と豊かな自然環境の保全 133

2. 地球環境に配慮したまちづくり 137

- (1) 再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進 137

基本目標7 市民参加による自立したまちづくり 141

1. 人権を尊重した市民参加によるまちづくり 142

- (1) 市民と協働した地域づくりの推進 142
- (2) 個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現 145

2. 多彩な交流と情報活用によるまちづくり 148

- (1) 国際交流・地域連携の推進 148
- (2) 市政情報の共有と広聴活動の充実 151
- (3) デジタル技術の活用と普及 154

資料編 157

- 人口の推移と現状 158
- 用語解説 159
- 中期基本計画策定の経過 170

第1部

総論



佐野ブランドキャラクター さのまる
©佐野市

第1章

総合計画の概要

1. 総合計画の構成・計画期間

第2次佐野市総合計画は、合併後の本市のまちづくりを行うため策定された佐野市総合計画（計画期間：平成19（2007）年度～平成29（2017）年度）を継承し、その後のまちづくりの方向性とその実現に向けた取組を明らかにすることを目的に、平成30（2018）年3月に策定しました。

この計画は、平成30年（2018）度を計画初年度とし、令和11（2029）年度を最終目標年度とする12年間の本市のまちづくりを推進する計画で、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されています。

①基本構想

本市が目指すべき将来像やそれを実現するための行政経営方針等を定めています。

計画期間は、平成30（2018）年度から令和11（2029）年度までの12年間としています。

②基本計画

基本構想において示した将来像の実現を図るために推進すべき施策の内容を示すものです。

計画期間は、前期・中期・後期各4年間、中期基本計画は令和4（2022）年度を初年度とし、令和7（2025）年度を目標年度とします。

また、基本計画では施策ごとに成果指標を設け、行政評価により各施策の成果を定期的に点検し、常に社会の変化や市民の意識・意向を反映しながら、施策の進捗状況に応じた市行政の総合的な管理及び運営を行います。

③実施計画

基本計画において示した取組を具体的に事業化し、財源等を示して優先的に実施する事業を定めるものです。

社会情勢の変化に対応するため、毎年、年度別計画を更新するローリング方式としています。

総合計画の構成・計画期間

											【年度】
平成	令和										
30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
基本構想											
前期基本計画				中期基本計画				後期基本計画			
実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画

2. まちづくりの基本方針

計画期間における本市のまちづくりの基本方針は、基本構想において将来像、推進テーマ、4つの行政経営方針及び7つの基本目標を定めています。

○将来像

「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」

- 「水と緑にあふれる」は、水と緑に包まれた豊かで美しい自然環境の佐野を示しています。
- 「北関東のどまん中」は、北関東3県の中心、北関東自動車道、東北自動車道の結節点であり、交通の要衝として重要な位置を占める佐野を示しています。
- 「支え合い」は、市民と行政が協働し、力を合わせて取り組むまちづくりを示しています。
- 「人と地域が輝く」は、市民一人ひとり（子どもから高齢者まで）が地域でいきいきと生活し、地域も輝くまちづくりを示しています。
- 「交流拠点都市」は、日本の緯度経度の中心、交通の要衝としての立地条件を活かし、国内外との観光、スポーツ、産業・文化等を通じた交流拠点として、まちの発展を目指す佐野を示しています。

○推進テーマ

「定住促進」

将来像の実現に向けて、移住・定住の促進が必要不可欠であることから、推進テーマを「定住促進」と定め、定住人口を確保する取組を推進しています。

○行政経営方針

● 方針1 「効率的な行政経営」の視点

効率的かつ効果的な施策や事業を実施するため、行政評価による事業の見直しや民間活力の活用を積極的に行うとともに、市有施設の適正配置を行い、これからのまちづくりに向けた施策や事業を推進します。

● 方針2 「持続可能な財政運営」の視点

自治体の財政運営は、財源の安定的な確保を図りながら「選択と集中」によって限られた財源を有効活用し、最大限の効果を発揮することが必要なことから、こうした視点に立って、これからのまちづくりに向けた施策や事業を推進します。

● 方針3 「職員の能力向上」の視点

地方分権の進展に伴う職員の基礎能力と地方創生^{*}の時代に即した企画力・提案力の向上に向けた人材育成や、職員の持つ能力を最大限に発揮することができる職場環境づくりに努め、これからのまちづくりに向けた施策や事業を推進します。

● 方針4 「市民との協働」の視点

市民と行政が信頼関係を深め、夢と行政課題を共有し、責任と役割を分担しながらまちづくりに取り組んでいく地域協働の視点に立って、これからのまちづくりに向けた施策や事業を推進します。

○基本目標

①魅力ある産業で賑わう活力あるまちづくり

- 高速交通に恵まれた地理的優位性を活かした、産業団地の造成、企業誘致による産業の振興
- 商業・工業団体との連携による地域に密着した魅力ある商工業活動の促進と既存企業への支援
- 中山間地域^{*}に適した施策の展開
- 農業団体との連携のもと、農業生産基盤の充実や担い手の育成をはじめとする多様な施策の推進による農業の振興
- 生産基盤の整備などによる林業の振興

②新たな流れの創造による賑わうまちづくり

- 人口減少の抑制に向けた、移住・定住を直接的にサポートする施策の推進
- 観光イベントなどによる国内外との交流活動の推進
- 農業資源等を活かした観光・交流機能の拡充
- クリケットや他のスポーツ大会の開催、合宿の誘致によるスポーツツーリズム^{*}の推進
- 市民文化の醸成と各地域に伝わる歴史・文化資源、文化芸術活動の保存・振興
- 全国から選ばれる佐野市を目指した積極的なシティセールスの展開

③健やかで元気に暮らせるまちづくり

- 疾病・介護予防や健康寿命^{*}の延伸を重視した取組の推進
- 地域医療体制の充実
- 安心して子育てができる環境の整備
- 女性や高齢者の社会進出を促す環境づくり

④豊かな心を育み、学び合うまちづくり

- 生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習環境の充実
- 生涯スポーツ活動を行うことができる環境づくり
- 「社会を生き抜く力」の育成を重視した幼児教育・学校教育の充実
- 次代を担う青少年の健全育成

⑤快適により安全で安心して暮らせるまちづくり

- コンパクトシティ^{*}構想に基づく市街地の形成や道路・交通網の整備
- 交通安全・防犯体制や消防・救急体制の一層の充実
- 自然災害等に適切に対応できる防災体制の充実
- 上・下水道の整備及び適正な維持管理の推進
- 市民生活の質的向上に向けた情報化の推進
- 消費者行政の充実

⑥美しい自然、環境と調和するまちづくり

- 環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに向けた環境保全活動の推進
- 低炭素社会^{*}・循環型社会^{*}の形成に向けた地球温暖化対策の推進
- ごみ・し尿等の廃棄物処理対策の充実
- 地域資源を活用した公園・緑地・水辺の整備や景観重視のまちづくり

⑦市民参加による自立したまちづくり

- 市民や町会をはじめとする各種団体等と行政との協働によるまちづくり
- 市民参加の機会やコミュニティ活動の充実
- 男女共同参画や人権尊重社会の形成に向けた取組の推進
- 市民参加による自立したまちづくり



3. 土地利用の基本方針

土地は限られた資源であるとともに、現在及び将来にわたって市民の生活や生産等のあらゆる活動の共通の基盤となるものです。そして、その利用のあり方は、市の発展や市民生活と密接に結びついています。

したがって、土地利用については、公共の福祉を優先させながら自然環境との調和を図り、地域の社会的、経済的、文化的、歴史的な諸条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と各地域の特色ある発展を図ることを基本とします。

また、地域整備においても、長期的な人口減少を見据えた、都市構造のコンパクト化なども視野に入れ、地域の特性を活かした土地利用を進めることも重要です。

そのため、総合計画では、豊かな自然と暮らし、そして産業活動とが調和した良好な地域環境の形成を図るため、土地利用の基本方針を次のとおり定めています。

■土地利用の基本方針

- ① 地域の特性を活かした土地利用を推進します。
- ② 新たな産業基盤の整備を図ります。
- ③ 賑わいと魅力のある中心市街地及び周辺地域のコミュニティ拠点の整備を図ります。
- ④ 貴重な歴史資源・景観を大切にし、それらを活用して文化的風土を高め育てます。
- ⑤ 定住と子育てのできる基盤の整備・確保を図ります。
- ⑥ うるおいのある住環境・生活空間を確保します。
- ⑦ コンパクトシティ^{*}構想による全市・広域的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。
- ⑧ 山や河川の豊かな自然を大切にし、緑と水に親しむ空間を確保します。

将来像の実現に向け、市の均衡ある発展を目指すため、土地利用の基本方針に基づき、市域を、市街ゾーン、田園・集落ゾーン、森林ゾーンに区分し、計画的に整備を進めていきます。

第2章

中期基本計画の概要

1. 計画策定の目的

中期基本計画は、基本構想で示した本市のまちづくりの基本方針を実現するため、まちづくりの課題を目的別に整理して18の政策と40の施策に体系化するものです。そして、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間の施策の方針や目標を明らかにし、本市のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

2. 計画策定の考え方

中期基本計画は、次の視点を踏まえて策定しました。

- 前期基本計画で定めた38施策の目標及び方針の達成状況を検証し、中期基本計画に引き継ぐまちづくりの課題を整理して、政策体系（政策－施策－基本事業）を組み立てました。また、施策ごとに令和4（2022）年度から令和7（2025）年度に取り組むべき方針や目標を定めました。
- 市長公約を反映した政策体系とし、各施策の方針に実現するための取組を盛り込みました。

3. 計画の構成

第1部「総論」 総合計画及び中期基本計画の概要を示しています。

第2部「各論」 中期基本計画の40施策ごとに、施策の目的、これまでの主な取組、現状と課題、施策の基本方針、主な成果指標の目標値等を示しています。

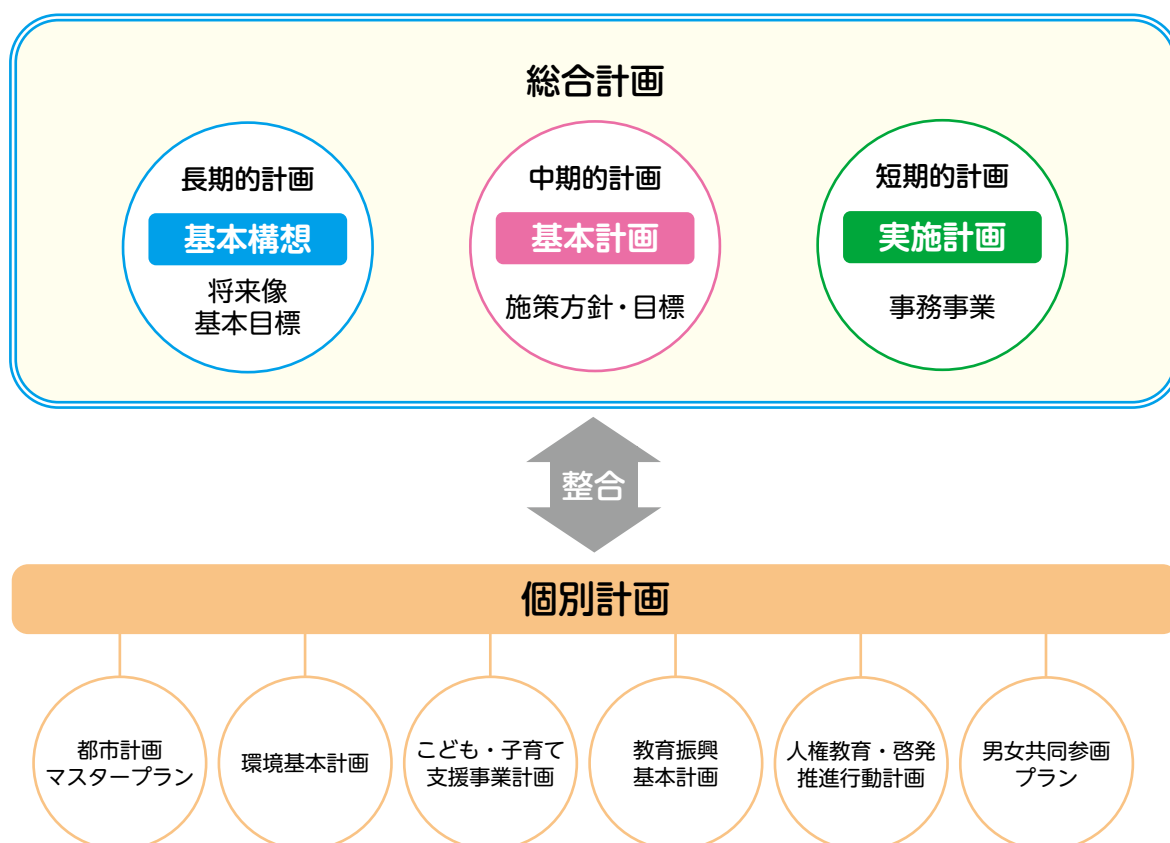


4. 個別計画との整合性

総合計画は、本市のまちづくりを推進するための総合的かつ根幹となる計画です。そのため、市民生活、福祉、産業、教育等の各分野別に策定する個別計画は、総合計画の各施策の方針及び目標と整合性を図ることが重要です。

今後、中期基本計画の期間内に、個別計画を策定する場合や見直しを行う場合は、中期基本計画に定められた施策の方針及び目標との整合性を図ります。

総合計画と個別計画の整合性



※個別計画は、主な計画を掲載しています。

5. 計画の進行管理

中期基本計画において位置付けられた施策の方針及び目標の達成に向けて、実施計画事業をはじめとした事務事業を計画的に推進します。

施策の方針や目標、事務事業の進行管理には、行政評価を活用します。

行政評価においては、施策及び基本事業ごとに定めた方針や目標の達成度を評価し、併せて施策の現状と課題等を明らかにして、次年度の施策の取組方針に反映します。さらには、その結果に、市民アンケート等の結果を加味して優先すべき施策や事務事業を検証し、重点施策の選定や事業費の決定に反映します。

このように、行政評価を実施することにより、計画－実施－評価－改善のマネジメントサイクルを確立し、総合計画を着実に推進します。



6. まちづくりの基本理念

基本構想において示した将来像の実現を図るため、中期基本計画においては、新たに「まちづくりの基本理念」として「進化する佐野市」、「選ばれる佐野市」を掲げ、各政策及び施策の推進を図る中で、20年後、30年後を見据えた佐野市の仕組みづくりを進めていきます。

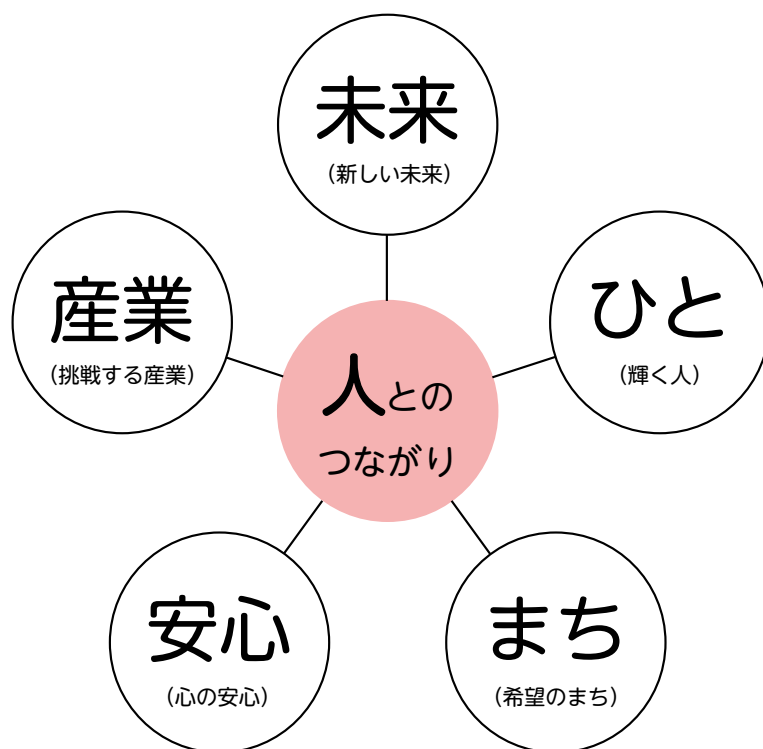
○進化する佐野市

社会情勢に応じた政策や施策の実現を図り、柔軟かつ的確に進化し続ける佐野市。

○選ばれる佐野市

市民の皆様喜んで住み続けていただくとともに、市外に住む方々や市外の企業等からも選ばれ続ける佐野市。

まちづくりのイメージ



- 人とのつながり・・・新しい考え方を生み出す力の根源となるもの
- ◎未来・・・勇気溢れる人とのつながりが新しい未来をつくり出す
- ◎ひと・・・あたたかな人とのつながりが輝く人をつくり出す
- ◎まち・・・優しさ溢れる人とのつながりが希望のまちをつくり出す
- ◎安心・・・助け合う人とのつながりが心の安心をつくり出す
- ◎産業・・・新たな人とのつながりが挑戦する産業をつくり出す

7. 政策体系

将来像 推進テーマ

基本目標 (7)

まちづくりの
基本理念

政策 (18)

施策 (40)

水と緑にあふれる北関東のどまん中
支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市

定住促進

1 魅力ある産業で
賑わう活力ある
まちづくり

2 新たな流れの
創造による
賑わうまちづくり

3 健やかで
元気に暮らせる
まちづくり

4 豊かな心を育み、
学び合う
まちづくり

5 快適により安全で
安心して暮らせる
まちづくり

6 美しい自然、
環境と調和する
まちづくり

7 市民参加による
自立した
まちづくり

選ばれる
佐野市

1 企業誘致を促進し
産業振興で活力ある
まちづくり

2 地域資源を活かした
まちづくり

1 観光とコンベンション
による賑わいと
活力あるまちづくり

2 スポーツを軸とした
人々が集まるまちづくり

3 歴史・文化を守り
育てるまちづくり

4 誰もが住みたいと思う
魅力あるまちづくり

1 疾病を予防し
健康で安心して暮らせる
まちづくり

2 安心して子育ての
できるまちづくり

3 助け合い生きがい
実感できるまちづくり

1 豊かな心と確かな
学力を育むまちづくり

2 地域とともに学び
育てるまちづくり

1 安全で安心して
暮らせるまちづくり

2 住みやすい快適な
まちづくり

3 都市機能の充実した
まちづくり

1 環境にやさしい
まちづくり

2 地球環境に配慮した
まちづくり

1 人権を尊重した市民
参加によるまちづくり

2 多彩な交流と情報活用
によるまちづくり

1 活力ある商業・鉱工業の振興
2 企業誘致の促進
3 出流原 P A 周辺開発の推進

1 中心市街地及び地域市街地の活性化
2 都市型農業の推進
3 中山間地域の活性化

1 ひとを集める観光戦略の展開
2 魅力ある観光資源の開発と整備

1 スポーツツーリズムの推進
2 生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備

1 文化芸術活動の推進
2 歴史・文化資源の保存と継承

1 都市ブランド戦略の推進
2 移住・定住の促進

1 心と体の健康づくりの推進
2 地域医療体制の充実
3 感染症対策の推進

1 こどもの健やかな成長と子育て支援
2 子育てしやすい環境の確保

1 豊かで健やかな長寿社会の実現
2 障がい者の社会参加と自立の推進
3 地域福祉の推進と生活保障の確保

1 特色ある教育と心の教育の推進
2 安全で安心して学べる教育環境の整備

1 生活を豊かにする生涯学習の推進
2 教育を支える地域づくりの推進

1 消防・防災体制の充実・強化
2 交通安全・防犯・消費者対策の推進

1 快適で質の高い住環境の整備
2 安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理

1 都市機能を高める幹線道路の整備と
計画的な地域づくりの推進
2 公共交通網の整備

1 ごみの発生抑制と資源の有効活用
2 良好な生活環境と豊かな自然環境の保全

1 再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進

1 市民と協働した地域づくりの推進
2 個々の人権を尊重する地域社会の形成と
男女共同参画社会の実現

1 国際交流・地域連携の推進
2 市政情報の共有と広聴活動の充実
3 デジタル技術の活用と普及

8. 施策横断的な取組

本市では、人口減少、少子高齢化の進行に伴う、経済規模の縮小、労働力人口の不足、都市のスポンジ化、インフラの老朽化などの様々な課題を克服し、将来にわたり持続可能な行政運営を実現するため、施策横断的な取組として、「コンパクトシティ^{*}」のまちづくりを進めます。

併せて、国連が採択した持続可能な開発目標である「SDGs^{*}」や先端技術、ビッグデータ等を活用した「スマートシティ^{*}」に向けた取組を推進します。

●コンパクトシティの推進

急激に進む人口減少により、一定の人口集積によって支えられてきた医療・福祉、商業、教育等の都市機能の維持が困難となり、市街地の活力低下や生活サービスの低下が懸念されます。さらには、老朽化した公共施設・インフラの維持管理・更新費用の増加などの様々な課題が深刻化することで、地域の活力が失われることが懸念されます。

このため、将来にわたって地域の誰もが安心して暮らすことができる持続可能な都市経営の実現に向け、公共交通の充実を図るとともに、拠点等へ居住を誘導することによって人口の拡散を抑えながら、医療・福祉、商業、教育等の都市機能の集積を図る「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進します。

●SDGsの推進

国においては、持続可能な地域の未来を実現するため、地方自治体における「SDGs」に基づく地方創生^{*}の活動を促進しています。

また、「SDGs」は、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指すものであり、本市の将来像を実現するための目標としても捉えることができます。

このため、総合計画の基本計画の各施策と「SDGs」の17目標との関連性を示し、各施策の推進を図ることにより、「SDGs」の達成につなげていきます。

●スマートシティの推進

近年、AI^{*}やIoT^{*}、5G^{*}、ロボット等の技術革新が急速に進み、医療、教育、交通、産業など、社会のあらゆる分野で未来技術の活用が期待されており、国においては、経済発展と社会的課題解決を両立する、新しい社会「Society5.0^{*}」の実現を目指しています。

また、インターネットなどICT^{*}の進展により、スマートフォン^{*}やタブレット端末^{*}など情報機器の発達・普及とともに、SNS^{*}など、コミュニケーション手段も多様化しています。

このため、ICTや環境技術などを、健康や福祉、教育、防災、さらにはエネルギー、交通、環境といった生活を取り巻く様々な分野で活用し、将来にわたり安心して快適に暮らすことのできる「スマートシティ」のまちづくりを進めていきます。

【SDGsとは】

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン2020」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められています。

【SDGs（世界を変えるための17の目標）】

	<p>目標1【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p>目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p>目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
	<p>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		<p>目標10【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>		<p>目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>		<p>目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>		<p>目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>		

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第2部

各論



基本目標 ①

魅力ある産業で賑わう
活力あるまちづくり

1. 企業誘致を促進し産業振興で活力あるまちづくり

(1) 活力ある商業・鉱工業の振興

111



【施策の目的】

- 商業・鉱工業事業者の経営の安定を図ります。
- 就労機会の確保と職場環境の改善を図ります。
- 起業活動を促進します。

【これまでの取組】

- 先端設備等導入計画の認定や経営基盤強化のための各種補助金等により事業者の経営安定を図りました。
- 緊急景気対策資金の創設など、中小企業が低利な融資を受けられる制度を構築し、経営安定化と経営基盤強化を支援しました。
- 求人情報誌を作成、配布し雇用情報の充実を図りました。
- 様々な雇用情勢に適応した合同就職面接会を実施しました。
- 勤労者の福利厚生充実に取り組む、一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会の運営を支援しました。
- 起業活動促進のためワンストップ相談窓口を設置し、創業支援事業計画^{*}に基づく支援や起業後のフォローアップ、起業用スペースの提案など、起業しやすい環境の充実を図りました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業の支援のため、緊急景気対策事業を行うとともに、事業者の予防対策のための事業を実施しました。

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、早急かつ適切な景気対策、事業者支援が必要です。
- 景気動向が改善していないため、事業者が利用しやすい融資制度を継続することが必要です。
- 中小企業の福利厚生制度の拡充、時代に合った求人情報の発信、就職面接会の開催等が必要です。
- 社会情勢の変化に合わせ、サテライトオフィス^{*}等の整備やテレワーク^{*}を推進することが必要です。
- 地域経済の担い手として、若者だけでなく女性やシニア世代の活躍を促進することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
活力ある商業・鉱工業の振興	①事業者に対する支援の充実 ②地域雇用の確保、拡充 ③起業活動の支援



節句人形



石灰の採掘現場

【施策の基本方針】

①事業者に対する支援の充実

- 商工団体等と連携し、事業者間のネットワークを構築するとともに各種補助金等を活用して中小企業の事業拡大、経営基盤の強化を支援します。
- 制度融資により、中小企業の事業資金の円滑な借入を支援します。
- 社会情勢に対応して職場環境の改善を図るとともに、テレワーク等の導入による働き方改革を促進します。

②地域雇用の確保、拡充

- 地域雇用を確保するため、事業所の魅力を向上させ、事業拡大を支援します。
- 求職者のスキルアップのためのセミナー、交流会等を実施します。
- U・I・Jターン^{*}による就職等を促進するため、各種就職セミナー、面接会等を開催します。

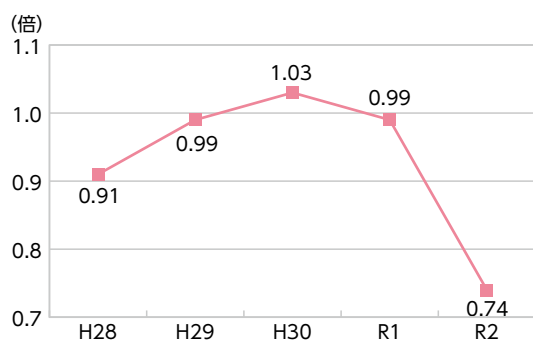
③起業活動の支援

- 創業支援事業計画に基づく創業支援を行うとともに、商工団体や企業における起業活動を促進します。
- 若者だけでなく女性やシニア世代の活躍を促進するため各種セミナー等の開催により、創業希望者の発掘及び育成を行います。
- 空き店舗等を活用した起業を支援します。

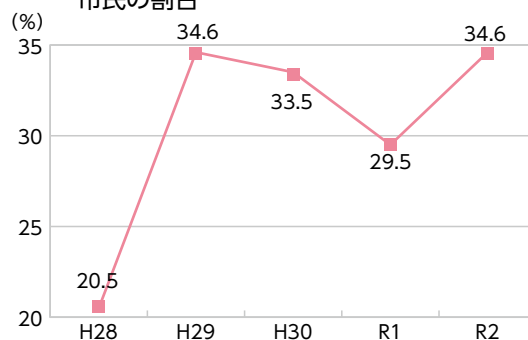
【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
有効求人倍率	倍	0.74	1.00
仕事をするうえでの環境に満足している市民の割合	%	34.6	38.0
起業届出件数（本都市内）	件	114	118



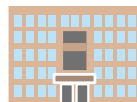
■有効求人倍率



■仕事をするうえでの環境に満足している市民の割合

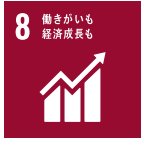


【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・起業、創業します。 ・市内の事業所に勤務します。 ・市内産品等の利用に努めます。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な事業経営、経営基盤の強化、経営革新等に努めます。 ・職場環境の改善や新しい働き方を進めます。 ・雇用機会の創出、拡充に努めます。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・鉱工業の振興を図ります。 ・就労機会の拡大、雇用の安定を図ります。 ・創業を支援します。 ・事業者に対する感染拡大防止を図る予防対策や景気対策を支援することで、市内事業者の経営安定を図ります。

【関連する個別計画】

- 佐野市産業振興基本計画
- 佐野市創業支援等事業計画



【施策の目的】

- オフィス系、産業系の企業誘致を促進します。
- 産業団地の造成を推進します。

【これまでの取組】

- テレワーク*など働き方の多様化、分散化に対応するため、サテライトオフィス*等の開設を支援しました。
- 地方居住による働き方を見込み、サテライトオフィス誘致の検討をしました。
- 佐野インター産業団地の第2期分に分譲が完了し、すべての産業団地の分譲が完了しました。
- 産業用地を確保するため、国道50号沿線開発（西側エリア）の基礎調査を行うとともに、関係機関との協議を行いました。

【現状と課題】

- サテライトオフィスの誘致に向け、本市の利便性や魅力について情報発信をすることが必要です。
- すべての産業団地が分譲済みとなっていることから、新たな産業団地の開発を推進することが必要です。
- 工場用地バンク*の登録活用が図られていないため、登録した物件の用途の拡大を検討することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
企業誘致の促進	① オフィス系企業の誘致 ② 企業誘致の推進と支援 ③ 新たな産業拠点整備の推進

【施策の基本方針】

①オフィス系企業の誘致

- オフィス系企業の誘致に取り組みます。
- 本市でのサテライトオフィスの整備を支援します。
- サテライトオフィスの誘致を推進します。

②企業誘致の推進と支援

- 産業団地の整備を推進し、企業の誘致を図ります。
- 企業が本社機能を市内に移転できるよう検討を進めます。
- 工場用地バンク登録制度を見直し、積極的な活用を図ります。

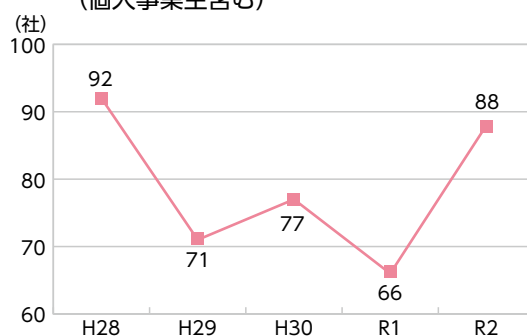
③新たな産業拠点整備の推進

- 産業団地の開発候補地を検討します。
- 新たな産業団地の開発に向け、調査や関係機関との協議を進めます。
- 国道50号沿線開発（西側エリア）の事業化に向けた取組を推進します。




【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
市内に進出したオフィス系企業数 (令和4年度からの累計)	社	—	11
市内に進出した産業系企業数 (個人事業主含む)	社	88	106
産業団地に進出した企業数(累計)	社	98	100
分譲可能な面積 (令和4年度からの累計)	ha	—	7.8

■市内に進出した産業系企業数
(個人事業主含む)



【役割分担】

<p>市民</p> 	<p>・企業の誘致等に理解・協力します。</p>
<p>事業所</p> 	<p>・雇用の創出・拡大に努めます。</p>
<p>行政</p> 	<p>・産業団地を整備して企業を誘致し、産業の振興と雇用の拡大を図ります。</p>

【関連する個別計画】

- 佐野市産業振興基本計画
- 佐野市都市計画マスタープラン
- 国道50号沿線開発構想
- 出流原PA周辺総合物流開発整備に関する基本計画



佐野インター産業団地



【施策の目的】

- 出流原スマートインターチェンジの設置及び佐野インランドポート[※]を核とした物流拠点の整備を推進します。
- 恵まれた高速交通網を活かした国際的な防災拠点の創設に向け、企業誘致等の方針の策定に向けた取組を推進します。

【これまでの取組】

- 出流原 P A 周辺総合物流開発構想の A ゾーンの開発に向け、基本計画を策定し、基本設計において土地利用の見直しを行いました。
- 新たな産業団地の創出に向けて、北関東自動車道沿線における候補地の検討を行いました。
- 佐野インランドポートについては、安定運営に向けた取組を推進しました。
- 出流原スマートインターチェンジの整備に向け、東日本高速道路株式会社と協定を締結し、工事に着手しました。

【現状と課題】

- 出流原 P A 周辺総合物流開発整備は、計画に沿った事業の推進が必要です。
- 大規模災害に備え、防災に関連する企業誘致の検討が必要です。
- 佐野インランドポートのコンテナ取扱量は、事業計画書に沿った取扱量を確保し、出流原 P A 周辺における施設の拡張を検討することが必要です。
- 出流原スマートインターチェンジの整備は、令和 4 年度上半期中の完了が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
出流原 P A 周辺開発の推進	① 出流原 P A 周辺総合物流開発整備の推進 ② 出流原スマートインターチェンジの整備

【施策の基本方針】

①出流原 P A 周辺総合物流開発整備の推進

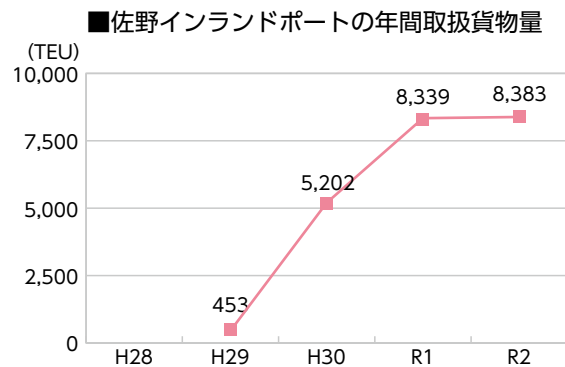
- 出流原 P A 周辺総合物流開発整備構想における A ゾーンの整備を図ります。
- 国際的な防災拠点の創設に向けた今後の方向性及び防災関連企業の誘致に関する方針の策定に向けた取組を推進します。
- 佐野インランドポートの安定運営を推進し、施設の拡張に向けた検討を図ります。

②出流原スマートインターチェンジの整備




- 出流原スマートインターチェンジ整備の完了及び供用開始を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
出流原 P A 周辺総合物流開発 (A ゾーン) の開発整備面積	ha	0	10.6
出流原スマートインターチェンジ整備の進捗率	%	37.7	100.0 (令和4年度)
佐野インランドポートの年間取扱貨物量	TEU*	8,383	8,900
防災拠点の方針策定	件	—	1



【役割分担】

<p>市民</p> 	<p>・ 出流原 P A 周辺総合物流開発整備事業の推進に協力します。</p>
<p>事業所</p> 	<p>・ 出流原 P A 周辺総合物流開発整備事業に参画します。</p>
<p>行政</p> 	<p>・ 出流原 P A 周辺総合物流開発整備を実現することで、新たな雇用の創出と経済の進展による地域の振興を図ります。</p>

【関連する個別計画】

- 国土利用計画佐野市計画
- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野農業振興地域整備計画
- 出流原 P A 周辺総合物流開発整備に関する基本計画



佐野インランドポート

2. 地域資源を活かしたまちづくり

(1) 中心市街地及び地域市街地の活性化

121



【施策の目的】

- 商業を中心とした魅力ある中心市街地（佐野駅周辺地区）を創出します。
- 生活機能の確保された地域市街地（田沼駅及び葛生駅周辺地区）を創出します。

【これまでの取組】

- 中心市街地及び地域市街地の空き店舗の活用を促進しました。
- 市道佐野57号線道路改良事業及び駅南公園西土地区画整理事業に着手しました。
- 株式会社足利銀行佐野支店跡地について、さのまちづくり株式会社*と連携し、民間活力による活用方法を検討しました。
- 「第2次佐野市中心市街地活性化基本計画」を策定し、中心市街地の活性化に継続的に取り組みました。

【現状と課題】

- 各市街地において増加する空き店舗の活用をさらに促進するため、具体的な活用方策を検討することが必要です。
- まちなかの回遊性を高めるほか、中心市街地の東部から市役所方面へのアクセスの向上を図ることが必要です。
- 株式会社足利銀行佐野支店跡地について、まちなか賑わいの拠点として活用することが必要です。
- コンパクトシティ*の実現に向け、商業や居住の集約を進めるとともに、まちなか賑わい創出のための施策に取り組むことが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
中心市街地及び地域市街地の活性化	①中心市街地の賑わい創出 ②地域市街地の特色ある発展

【施策の基本方針】

①中心市街地の賑わい創出

- さのまちづくり株式会社をはじめとする企業等と連携し、集客力を高める中心市街地の創出に取り組みます。
- 中心市街地の空き店舗の活用を推進します。
- 市道佐野57号線等の整備を継続して行い、中心市街地の回遊性やアクセスの向上を図ります。
- 株式会社足利銀行佐野支店跡地の活用など、まちなか活性化の拠点の整備を検討するとともに、市民交流施設の利便性の向上を図ります。

②地域市街地の特色ある発展

- 地域市街地では、既存ストックを活用しながら生活拠点としての住環境を確保します。
- 地域市街地の空き店舗の活用を推進します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
中心市街地のメイン通り沿いの店舗数	軒	319	335
地域市街地のメイン通り沿いの店舗数 (田沼)	軒	82	86
地域市街地のメイン通り沿いの店舗数 (葛生)	軒	47	50

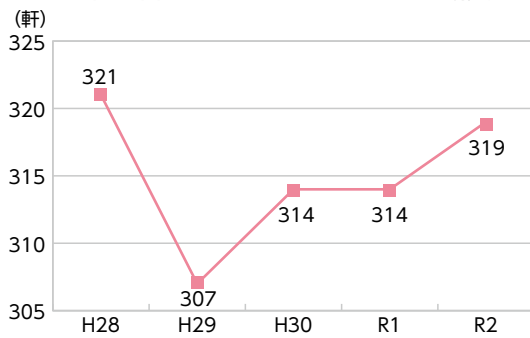


まちなか楽市

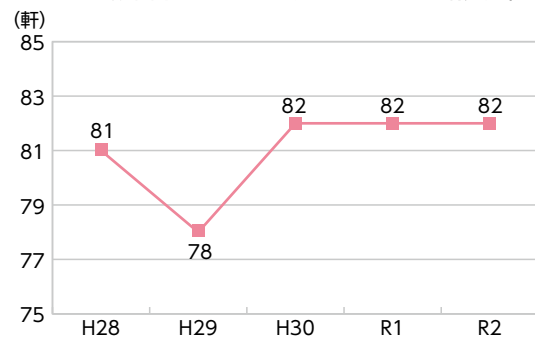


佐野まちなかテラス（キッチンカー）

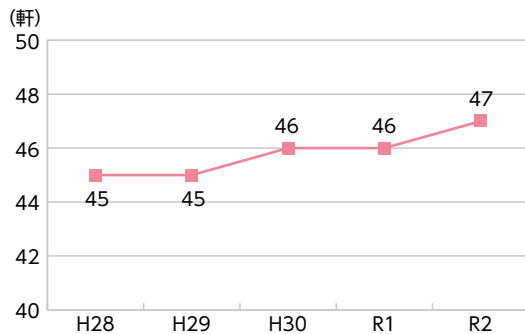
■中心市街地のメイン通り沿いの店舗数






■地域市街地のメイン通り沿いの店舗数 (田沼)



■地域市街地のメイン通り沿いの店舗数 (葛生)



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の有効活用に努めます。 ・地域の特徴を活かしたまちづくりに協力します。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある店舗となるための創意工夫や空き店舗の活用に努めます。 ・店舗等で取り扱う商品の独自性を高めるとともに、他業種との連携を図り、地域の活性化に取り組みます。 ・さのまちづくり株式会社や商工団体等と連携して、市街地の活性化を牽引します。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地内の生活基盤の整備を計画的に進めます。 ・生活拠点として、地域市街地内の住環境を既存ストックを十分活用しながら確保します。 ・さのまちづくり株式会社や地域おこし協力隊*と連携し、各市街地の活性化につながる効果的な事業を展開します。 ・空き店舗の有効活用を促進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市コンパクトシティ構想
- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市立地適正化計画
- 佐野市中心市街地活性化基本計画
- 佐野市総合交通マスタープラン



【施策の目的】

- 収益の向上により、経営の安定と規模拡大を図ります。
- 農地の整備を促進し、生産性の向上、また、良好な農村環境の形成を図ります。

【これまでの取組】

- スカイベリーの栽培を関係機関と連携して奨励し、作付面積が県内1位となりました。
- 施設園芸作物、果樹栽培の推奨により、生産の拡大と品質の向上を図りました。
- 水田を活用した収益性の高い作物（ネギ）の生産振興に取り組みました。
- 新規就農塾^{*}や農業次世代人材投資資金^{*}を活用し、新規就農者の支援を行いました。
- 馬門地区・赤城地区の農地整備を推進し、併せて農地の集積・集約を図りました。
- 佐野市農業委員会、公益財団法人佐野市農業公社と連携して農地の貸借等を進め、耕作放棄地の解消に取り組みました。

【現状と課題】

- 農業者の経営安定のため、スカイベリーの産地化や露地野菜の生産等、高収益作物等の生産振興を図ることが必要です。
- 新規就農者の確保と定着、担い手の育成を図り、農業従事者の減少を抑えることが必要です。
- 農地の大区画化や集積・集約を通して、営農環境の整備を推進することが必要です。
- 耕作放棄地の発生防止・解消により、優良農地を確保することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
都市型農業の推進	①農産物の生産振興 ②農業の担い手の育成・確保 ③農業生産基盤の整備

【施策の基本方針】

①農産物の生産振興

- スマート農業^{*}の導入を推進し、スカイベリーをはじめとする施設園芸作物等の作付の拡大、作業の効率化、品質の向上、生産の安定を図ります。
- 栃木県や佐野農業協同組合等の関係機関と連携し、地域で生産された農産物の地元での消費を推進するとともに、6次産業^{*}化等の取組を支援します。

②農業の担い手の育成・確保

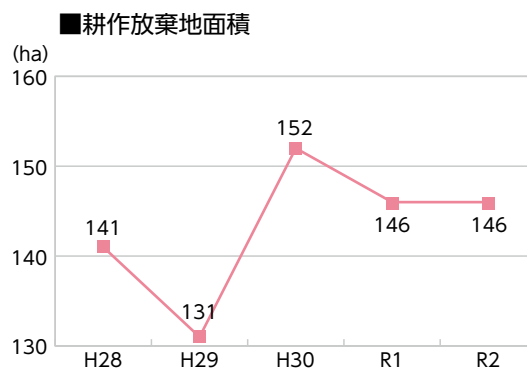
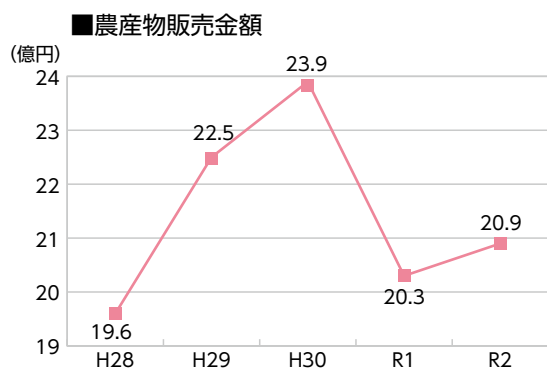
- 認定農業者、新規就農者の確保・育成を図ります。
- 人・農地プランの活用や栃木県農地中間管理機構^{*}等との連携により、担い手への農地の集積・集約を推進し、生産性の向上、作業の効率化を図ります。

③農業生産基盤の整備

- 馬門地区・赤城地区の農地整備を推進し、農地の大区画化による生産性の向上を図ります。
- 農地の有効利用を図るため、用排水施設の改修等を支援します。
- 佐野市農業委員会や公益財団法人佐野市農業公社と連携して農地の貸借等を推進し、耕作放棄地の発生の抑制及び解消に務めます。
- 農地の多面的機能の確保を図り、農村環境を良好に保全します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
農産物販売金額	億円	20.9	22.6
区画50a以上に整備された農地面積	ha	24.0	92.0
耕作放棄地面積	ha	146.0	125.0



【役割分担】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地場農産物を購入し、地産地消を実践します。 ・地場農産物の魅力の発信に協力します。
<p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収益の向上、経営の改善・安定、規模の拡大に努めます。 ・地場農産物の魅力の発信に努めます。 ・市場ニーズを把握し、経営への反映に努めます。 ・農商工の連携により、農産物の6次産業化に取り組みます。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の技術や経営に関する支援等を関係機関と連携して行います。 ・担い手の育成、新規就農者への支援を行います。 ・農産物の6次産業化を支援します。

【関連する個別計画】

- 佐野農業振興地域整備計画
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 人・農地プラン
- 佐野市食育推進計画



◀ ▲ いちご (スカイベリー)



【施策の目的】

- 中山間地域^{*}の住環境の維持に努めます。
- 持続可能な森林経営を図ります。
- 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図ります。

【これまでの取組】

- 電気柵や侵入防止柵の設置、大型捕獲檻の整備など、有害鳥獣による被害防止に継続的に取り組みました。
- 中山間地域の団体が行う地域コミュニティの再生や地域課題の解決に向けた取組を支援しました。
- 地域おこし協力隊^{*}を活用し、中山間地域における地域おこし団体の活動を支援するとともに、イベントの開催や魅力の発信により関係人口^{*}の創出を図りました。
- 台風等で土砂が堆積した林道作原沢入線の復旧や法面改良を実施しました。
- 森林環境譲与税^{*}を活用し、森林経営管理制度^{*}を推進しました。
- 「佐野市内の公共建築物における木材の利用促進に関する方針」に基づき、あそ野学園義務教育学校^{*}の整備に市産材等を活用しました。

【現状と課題】

- 中山間地域の活力を保持するため、コミュニティの維持や地域資源の創出が必要です。
- 林業の担い手の確保に努め、森林の適切な管理、多面的機能の維持・向上を図ることが必要です。
- 有害鳥獣による農林業への被害が減少しないため、被害対策を継続することが必要です。
- ヤマビルの生息域が拡大しているため、被害の防止に取り組むことが必要です。
- 作原沢入線をはじめ、林道の安全を確保することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
中山間地域の活性化	①特色ある中山間地域づくりの推進 ②林業の活性化 ③中山間地域の豊かな環境づくり

【施策の基本方針】

①特色ある中山間地域づくりの推進

- 住み慣れた地域で生活し続けることができる中山間地域づくりを推進します。
- 地域コミュニティの維持や関係人口の創出を図るための地域おこしや、むらづくり団体等への支援を行います。
- 小さな拠点*づくりと連携した、中山間地域の活性化を推進します。

②林業の活性化

- 森林経営管理制度を推進し、森林の適切な整備を図ります。
- 林道を適切に維持・管理するため、計画的に改良や橋梁等の修繕を進めます。
- 「佐野市内の公共建築物における木材の利用促進に関する方針」に基づき、公共建築物等における市・県産木材の利用を促進します。

③中山間地域の豊かな環境づくり

- 住みやすい環境や農林産物の生産を確保するため、有害鳥獣による被害対策を推進します。
- 野生鳥獣との共生を図るため、広葉樹への樹種転換やヤマビル対策等の研究を行います。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
中山間地域の人口	人	10,581	10,000
木材伐採面積	ha	287.2	558.0
経営管理権集積計画の面積	ha	4.1	60.0



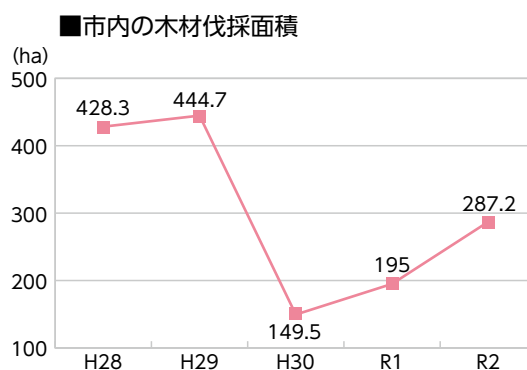
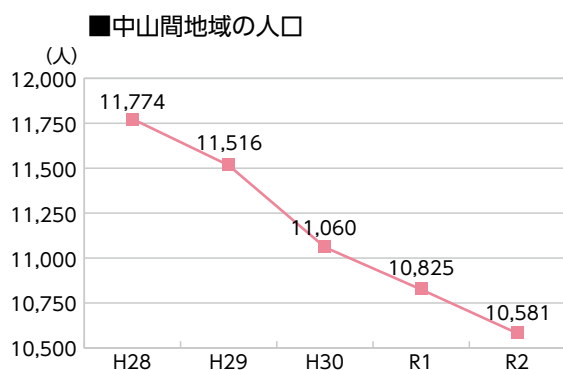
そば祭り



地域おこし団体（甘茶の定植）



飛駒鯉来い祭り



【役割分担】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の魅力を発信します。 ・農林産物等を活かした地域づくりに取り組みます。 ・地域課題の解決や魅力の発掘など、自らの活動による地域づくりに取り組みます。 ・有害鳥獣等が住みにくい環境づくりに取り組みます。
<p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の農林産物や加工品の販売、6次産業*化等に取り組みます。 ・中山間地域における地域づくり活動に協力します。 ・中山間地域の魅力を発信します。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県と連携し、農業や林業の担い手を育成するとともに、新規就農者・新規就林者の支援を行います。 ・農業、林業の経営の合理化や規模の拡大を支援します。 ・地域おこしのため、むらづくり推進協議会等の関係団体を支援します。 ・公共建築物等における市・県産木材の利用を促進します。 ・有害鳥獣による被害の防止に取り組みます。

【関連する個別計画】

- 佐野市山村振興計画
- 佐野市森林整備計画
- 佐野市内の公共建築物における木材の利用促進に関する方針
- 佐野市鳥獣被害防止計画
- 佐野市林道施設長寿化計画

基本目標 ②

新たな流れの創造による
賑わうまちづくり

1. 観光とコンベンションによる賑わいと活力あるまちづくり

(1) ひとを集める観光戦略の展開

211



【施策の目的】

- 国内（関東地方）・国外（アジア）からの観光客入込数及び観光客宿泊数の増加を図ります。
- 市民のおもてなしの心を醸成し、観光客の受入体制を整備します。

【これまでの取組】

- 東京駅で佐野産いちごの販売イベントや佐野プレミアム・アウトレット内におけるアンテナショップの臨時出店により、観光情報を広く発信しました。
- 北関東インバウンドサミット*を開催し、北関東エリアへのインバウンド*の強化を図るとともに、本市のムスリム*受入のプロモーション活動を行いました。
- 観光ボランティアガイド養成講座を開催し、人材の育成に取り組みました。
- フィルムコミッション*事業は、撮影の支援体制を見直すとともに、ロケ地マップを作成し、観光誘客を図りました。
- 一般社団法人佐野市観光協会が、観光庁の「観光地域づくり候補法人（候補DMO）*」として登録されました。



いちご販売イベント（東京駅）



フィルムコミッション事業

【現状と課題】

- 近隣自治体や観光協会等と連携し、広域的な観光PR活動を実施することが必要です。
- 外国人観光客への効果的な情報発信と受入体制の充実を図ることが必要です。
- フィルムコミッション事業により、ロケを誘致し、観光資源として全国に発信することが必要です。
- 観光客に接する「おもてなしの心」を醸成するとともに、観光ボランティアガイドを確保し、広域的な案内ができるよう育成することが必要です。
- 「まちの駅^{*}」の設置を促進し、おもてなしの地域づくりに取り組むことが必要です。
- 観光地域づくり候補法人（候補DMO）と連携し、観光客入込数の増加を図る戦略を検討することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
ひとを集める観光戦略の展開	①積極的な誘客を図る観光戦略の推進 ②インバウンド誘客の強化 ③コンベンション事業の推進 ④おもてなしの心の醸成



ムスリムインバウンド



観光キャンペーン

【施策の基本方針】

①積極的な誘客を図る観光戦略の推進

- 観光地域づくり候補法人（候補DMO）や観光関連団体等と連携し、観光入込客数や宿泊客数の増加及び来訪者の満足度の向上を図ります。
- 近隣自治体等と連携した広域的な観光キャンペーンの実施により、本市の観光情報や魅力を発信します。

②インバウンド誘客の強化

- 両毛ムスリムインバウンド協議会や企業等と連携し、インバウンド受入体制の充実を図ります。
- 飲食業、宿泊施設等の外国語対応を推進するとともに、インバウンド向けの情報発信を行うことにより、外国人観光客の誘客促進を図ります。

③コンベンション事業の推進

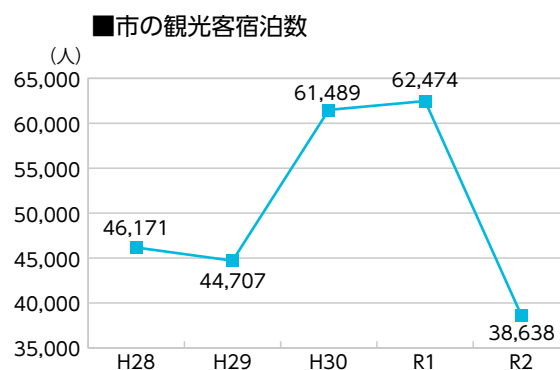
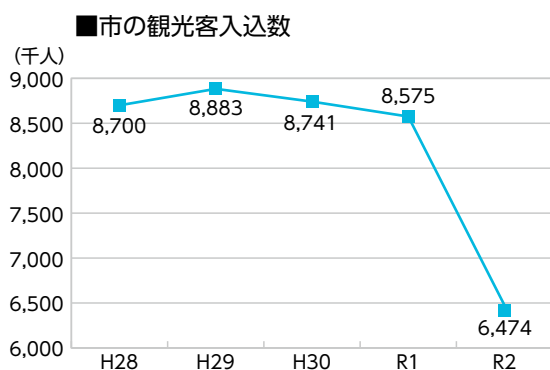
- 観光地域づくり候補法人（候補DMO）と連携し、コンベンション*の誘致を図ります。
- フィルムコミッション事業を推進し、ロケの誘致を促進するとともに、ロケ地の情報を発信します。

④おもてなしの心の醸成

- 観光ボランティアガイドの確保・育成及び利用を促進し、観光客へのおもてなし向上を図ります。
- 「まちの駅」の設置及び「まちの駅」間の連携を図り、おもてなしの地域づくりを推進します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
市の観光客入込数	千人	6,474	8,800
市の観光客宿泊数	人	38,638	63,000
外国人宿泊数	人	354	1,300
観光ボランティアガイド協会の登録人数	人	36	50



【役割分担】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おもてなしの心で観光客を受け入れ、本市の魅力を伝えます。 ・フィルムコミッション事業に協力します。 ・観光ボランティアとして協力します。 ・外国人観光客への理解を深めます。
<p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おもてなしの心で観光客を受け入れ、本市の魅力を伝えます。 ・フィルムコミッション事業に協力します。 ・魅力のある商品やサービスを開発し、提供します。 ・「まちの駅」に登録します。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携による観光誘客策を推進します。 ・事業者や関連機関と連携し、観光プロモーションを行います。 ・ロケやコンベンションの誘致を図ります。 ・おもてなしの心の普及啓発を図ります。 ・観光ボランティアの養成や「まちの駅」の設置を促進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市観光推進基本計画
- 佐野市シティプロモーション推進基本計画
- 佐野市スポーツ推進基本計画
- 佐野市天明鑄物のまちづくり推進計画



【施策の目的】

- 観光資源（観光スポット、自然、特産品^{*}、観光企画商品）の発掘と整備を進めます。
- 観光施設を適切に維持・管理します。

【これまでの取組】

- 地域の文化・伝統等の地域資源に視点を置いた旅行企画商品及び観光ルートの開発に取り組みました。
- 飛騨和紙すきやブルーベリー狩り等の観光体験ツアーを企画・実施しました。
- 鋳物師との連携による天明鋳物体験会や鉱山見学ツアーなど、観光資源を組み合わせた体験ツアーを企画・実施しました。
- 老朽化した観光施設等を計画的に改修しました。
- 観光客の利便性の向上を図るため、観光案内看板の増設や改修を行いました。

【現状と課題】

- 観光施設を計画的に改修し、観光客の受入環境を整備することが必要です。
- 近隣自治体と連携した広域観光を促進するため、観光回廊づくりに取り組むことが必要です。
- 特産品・名産品^{*}の開発・商品化を図り、観光資源として活用することが必要です。
- 国際化に対応した看板の設置及び案内看板の計画的な改修を進めることが必要です。
- 観光施設を安全で快適に利用してもらえるよう、適切に維持・管理を行うとともに、体験メニューを魅力あるものへと見直すことが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
魅力ある観光資源の開発と整備	①新しい観光資源の開発と整備 ②利便性の高い観光施設の整備・維持管理 ③宿泊、体験型観光の推進

【施策の基本方針】

①新しい観光資源の開発と整備

- 近隣自治体と連携して観光資源の発掘や観光ルートの開発等を行い、観光回廊づくりを推進します。
- 林道作原沢入線の観光への活用及び展望台駐車場の整備について検討します。
- 特産品・名産品となり得るものの情報収集を図るとともに、事業者等と連携して商品開発を促進し、観光資源としての活用を推進します。

②利便性の高い観光施設の整備・維持管理

- 快適に観光施設を利用してもらうため、計画的に改修等を行い、観光客の利用の向上に取り組めます。
- 国際化に対応した案内看板の設置や既設の看板の改修を計画的に行い、観光客の利便性の向上を図ります。



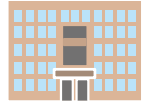
③宿泊、体験型観光の推進

- 魅力ある体験メニューの企画及び情報発信を図り、体験型宿泊施設の利用を推進します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
開発・整備した観光資源数	箇所	2	3
市有観光施設等改修箇所数	箇所	7	7

【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・おもてなしの心で観光客を受け入れ、本市の魅力を伝えます。 ・外国人観光客への理解を深めます。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・おもてなしの心で観光客を受け入れ、本市の魅力を伝えます。 ・観光客のニーズに合った商品の開発やサービスの提供を行います。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の整備を図ります。 ・観光スポットへの交通の利便性の向上を図ります。 ・観光資源の発掘や観光ルートへの企画に取り組み、情報を発信します。 ・旬の観光情報を発信し、観光客の利便性の向上を図ります。

【関連する個別計画】

- 佐野市観光推進基本計画
- 佐野市シティプロモーション推進基本計画
- 佐野市スポーツ推進基本計画
- 佐野市天明鑄物のまちづくり推進計画



観光体験ツアー（飛騨和紙すき）



道の駅どまんなかたぬま

2. スポーツを軸とした人々が集まるまちづくり

(1) スポーツツーリズムの推進

221



【施策の目的】

- スポーツを目的とした来訪者の増加を図ります。
- スポーツ大会等の運営に多くの人から協力が得られる体制を整えます。
- スポーツ大会や合宿等の本市での開催を推進します。

【これまでの取組】

- 地域価値創造マネージャー^{*}を選任し、クリケットを核とした地方創生^{*}事業に取り組みました。
- 地域おこし協力隊^{*}を採用し、スポーツに対する興味・関心を高めるためのPR活動を行いました。
- スポーツ大会やイベントの企画・運営を担う「株式会社さのスポーツキャピタル^{*}」を設立し、各種事業に取り組みました。
- さのマラソン大会を日本陸上競技連盟の公認大会とするため、新コースでの実施を検討しました。

【現状と課題】

- スポーツツーリズム^{*}に関する情報を広く発信することが必要です。
- 佐野市国際クリケット場を活用したスポーツツーリズム事業の検討が必要です。
- スポーツボランティア制度について周知し、ボランティアの確保を図ることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
スポーツツーリズムの推進	①スポーツツーリズムの推進 ②スポーツを支える環境づくり ③クリケットを活用した地域活性化の推進

【施策の基本方針】

①スポーツツーリズムの推進

- いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会をはじめとする各種大会を、おもてなしの心をもって開催します。
- スポーツ施設等の情報を発信し、スポーツ大会や合宿等の誘致を図ります。
- 市民や事業者と連携したスポーツ大会やイベントの実施により、地域経済の活性化につながる取組を推進します。
- スポーツ大会や合宿の招致を推進するとともに、参加者や観戦者等が市内での観光や地域との交流につながる環境の整備を図ります。

②スポーツを支える環境づくり

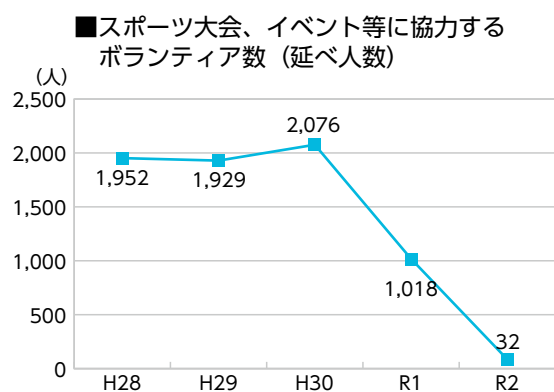
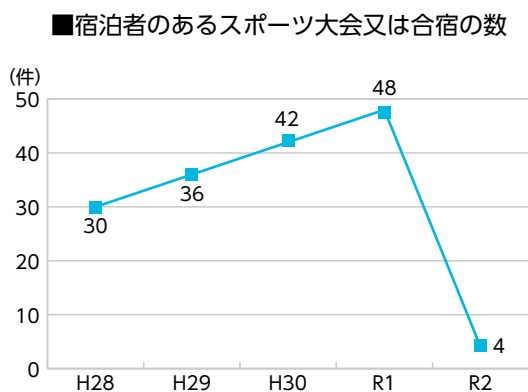
- スポーツボランティア登録制度を周知しボランティアの確保を図るとともに、スポーツ大会等の運営にボランティアが協力しやすい環境を整備します。

③クリケットを活用した地域活性化の推進

- クリケットを活用したインバウンド^{*}等を推進し、本市の魅力を海外に発信するとともに、経済交流、産業振興、教育・国際交流等へつなげることで地域の活性化を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
宿泊者のあるスポーツ大会又は合宿の数	件	4	40
スポーツイベント又は合宿への市外参加者数	人	1,672	8,500
スポーツ大会、イベント等に協力するボランティア数(延べ人数)	人	32	1,800
スポーツ目的で本市に來訪した人の域内消費額	千円	—	255,000



【役割分担】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツボランティアとして、スポーツ活動に参加します。 ・おもてなしの心でスポーツイベントの来訪者を受け入れます。
<p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベントに協力します。 ・スポーツツーリズムのため商品やサービスを開発し、提供します。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の整備を図ります。 ・スポーツ大会、イベント等を開催するとともに、市内での観光や地域との交流につながる環境づくりに努めます。 ・スポーツボランティアの確保を図ります。

【関連する個別計画】

- 佐野市スポーツ推進基本計画
- 佐野市観光推進基本計画



クリケット



さのマラソン

(2) 生涯スポーツ・競技スポーツの振興と スポーツ環境の整備

222



【施策の目的】

- スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりに取り組む人の増加を図ります。
- 生涯スポーツ及び競技スポーツの取組を推進します。
- スポーツに親しむことができる環境を整備します。

【これまでの取組】

- 生涯スポーツを振興するため、佐野市スポーツ協会や総合型スポーツクラブ等の活動を支援するとともに、市民体育祭やスポーツ教室等を開催しました。
- 競技スポーツを振興するため、基礎トレーニング講習会や指導力向上のための講習会等を開催しました。
- スポーツ施設の計画的な修繕を図るため、長寿命化計画を策定しました。
- 国民体育大会の開催に向け、本市で開催するラグビーとバレーボールの競技会場を整備しました。

【現状と課題】

- 生涯スポーツに取り組む市民を増やすため、多くの市民が参加できるスポーツ大会やイベントを開催するなど、スポーツに参加する機会を提供することが必要です。
- 健康寿命*・平均寿命を延ばすため、スポーツ等による健康づくりに取り組む市民を増やすことが必要です。
- 学校の部活動の指導者の確保と育成に取り組む、児童生徒の競技力向上を図ることが必要です。
- スポーツ施設の老朽化が進行しているため、長寿命化計画に基づく計画的な改修が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備	①生涯スポーツの推進 ②競技スポーツの推進 ③スポーツ施設の整備と運営

【施策の基本方針】

①生涯スポーツの推進

- スポーツニーズに関する情報を発信し、スポーツに取り組む市民の増加を図ります。
- スポーツ協会等との連携により、スポーツ教室や健康教室等への参加を促進するとともに、生涯スポーツ、健康づくりを推進する団体の育成を図ります。
- 生涯スポーツや健康づくりをサポートする指導者の育成を図ります。

②競技スポーツの推進

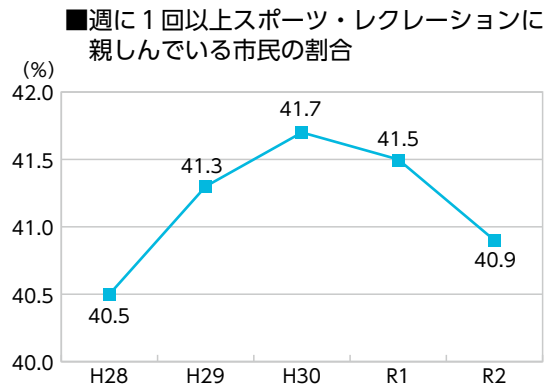
- 優れた外部指導者を招いた競技講習会の開催や医科学的なサポートを行うなど、競技力向上の環境を整えます。
- スポーツ協会との連携により、小・中学生を対象としたスポーツ教室や練習会を開催し、競技スポーツの普及を図ります。
- ジュニア世代への競技力の向上を図るため、スポーツ指導者を中学校の運動部等へ派遣する制度を構築します。

③スポーツ施設の整備と運営




- スポーツ施設の改修を計画的に進めるとともに、ニーズに沿った多様なスポーツ事業の実施を図ります。
- 競技力の向上や健康づくり等を総合的に支援する機能を持つ「スポーツ医科学センター[※]」の設置について、検討を行います。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
週に1回以上スポーツ・レクリエーションに親しんでいる市民の割合	%	40.9	50.0
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	70.7	76.5
市スポーツ指導者登録制度への登録者数	人	—	60
安全に使用できる市有スポーツ施設の提供数	施設	32	42



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツやレクリエーションに親しみ、心身の発達、健康と体力の増進に努めます。 ・スポーツ選手は、競技力の向上に努めます。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの振興に協力します。 ・スポーツやレクリエーションに親しめる環境整備に努めます。 ・スポーツイベントの開催に協力します。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民がスポーツやレクリエーションに親しむための啓発を行います。 ・スポーツ団体の活動を支援します。 ・スポーツ選手や指導者の育成を図ります。 ・スポーツ施設の整備を図ります。

【関連する個別計画】

- 佐野市スポーツ推進基本計画
- 佐野市運動公園外公園施設長寿命化計画
- 佐野市市有施設適正配置計画
- 佐野市教育振興基本計画



市民体育祭（綱引き）



市民体育祭（バレー）

3. 歴史・文化を守り育てるまちづくり

(1) 文化芸術活動の推進

231



【施策の目的】

- 文化芸術に触れる機会を提供し、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。
- 文化財や郷土芸能の活用を促進し、市民の理解を図ります。
- 文化芸術活動の拠点となる施設を安全で安心して利用できるよう、施設の適切な維持管理に努めます。

【これまでの取組】

- 小学生の豊かな感性や想像力を育むため、音楽やフレスコ画、演劇等を学校で鑑賞・体験する事業を始めました。
- 地域おこし協力隊*や鋳物師と協力し、天明鋳物の魅力を広く発信しました。
- 佐野ルネッサンス鋳金展*や福岡県芦屋町との合同作品展を開催し、天明鋳物の情報発信を行いました。
- 文化団体の運営の支援等を行い、文化芸術の振興を図りました。
- 公益財団法人佐野市民文化振興事業団の自立化を支援しました。
- 文化会館のトイレの洋式化、吉澤記念美術館の空調の改修等を行い、文化芸術施設の利便性の向上と適切な維持管理に努めました。

【現状と課題】

- 市民が文化芸術に関心が持てるよう、文化芸術に触れる機会を提供することが必要です。
- 市民が生涯にわたり心豊かな人生を送るため、幼少期から文化芸術に触れ、体験することが必要です。
- 文化芸術活動団体の中には、高齢化等で会員の確保が困難な団体もあることから、会員の確保することが必要です。
- 地域の伝統芸能や伝統工芸の継承のため、団体・業界との連携や支援が必要です。
- 文化芸術施設を安全、安心な施設として適切に管理・運営することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
文化芸術活動の推進	①文化芸術に触れる機会の充実 ②文化資源の有効活用 ③文化芸術施設の基盤強化

【施策の基本方針】

①文化芸術に触れる機会の充実

- 美術館と連携し、市民が芸術に触れる機会を確保します。
- 次代を担う子どもたちが本物の文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供します。
- 佐野市文化協会や公益財団法人佐野市文化振興事業団等との連携を図り、文化の担い手となる人づくりを進めます。

②文化資源の有効活用

- 貴重な文化資源である天明鋳物^{*}、牧歌舞伎^{*}、菜蟲譜^{*}等を積極的に活用することにより、地域の活性化につなげます。

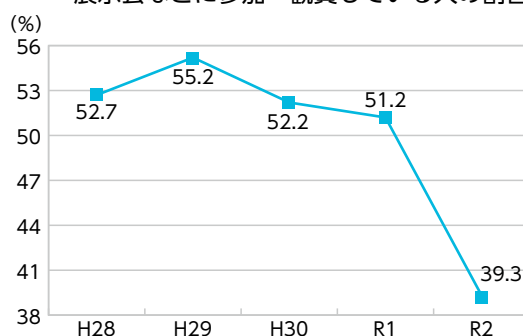
③文化芸術施設の基盤強化

- 文化芸術施設の改修及び設備の更新等を計画的に行い、適切な管理・運営に努めます。
- 文化芸術施設間の連携を図り、利用を促進します。



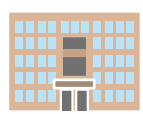
【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
文化活動を行うか、美術館等での講演・展示会などに参加・鑑賞している人の割合	%	39.3	58.0
市内の文化財、郷土芸能を知っている人の割合（天明鋳物）	%	69.4	77.0
施設利用者の満足度の割合	%	84.6	87.5

■文化活動を行うか、美術館等での講演・展示会などに参加・観賞している人の割合



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の展覧会や体験教室等に積極的に参加します。 ・文化芸術活動の情報の発信に協力します。 ・郷土の伝統芸能を次世代へ継承するよう努めます。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動への協力や支援など、地域社会を構成する一員として地域の活性化に取り組みます。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術に関する情報を広く発信します。 ・様々な文化芸術に触れる機会の提供や活動の支援を行います。 ・文化芸術活動の拠点となる施設が安全・安心に利用できるよう、環境整備に努めます。

【関連する個別計画】

- 佐野市天明鑄物のまちづくり推進計画
- 佐野市シティプロモーション推進基本計画
- 佐野市観光推進基本計画
- 佐野市産業振興基本計画
- 佐野市教育振興基本計画



天明鑄物



牧歌舞伎



子ども芸術観賞事業



【施策の目的】

- 文化財を適切に保存・継承し、後世に残します。
- 郷土の歴史・文化資源への関心を醸成し、理解を深め、後世に残します。

【これまでの取組】

- 唐沢山城跡^{*}の石垣に影響する樹木の伐採と緊急を要する石垣の整備を行い、史跡の適切な保存と安全対策に取り組みました。
- 文化財要覧を刊行するとともに、企画展「佐野市の文化財」を開催しました。
- 郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館において企画展や講演会を開催し、歴史・文化への理解の促進を図りました。
- 史跡の保存・活用に携わる人材を育成するため、史跡唐沢山城跡保存会、田中正造旧宅説明ボランティアの活動の支援を行いました。
- 学校や地域で出前講座を開催し、歴史・文化資源に対する理解の促進を図りました。

【現状と課題】

- 国指定史跡の唐沢山城跡は来訪者が多いことから、本丸周辺の石垣を含む史跡の適切な保存と計画的な整備を行うとともに、史跡の有効な活用を図ることが必要です。
- 歴史・文化資源の保存と継承に携わる人材や団体を育成することが必要です。
- 郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館を活用し、郷土の歴史・文化資源について理解を図ることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
歴史・文化資源の保存と継承	①歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承 ②歴史・文化資源の理解の促進と地域づくりの推進

【施策の基本方針】

①歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承

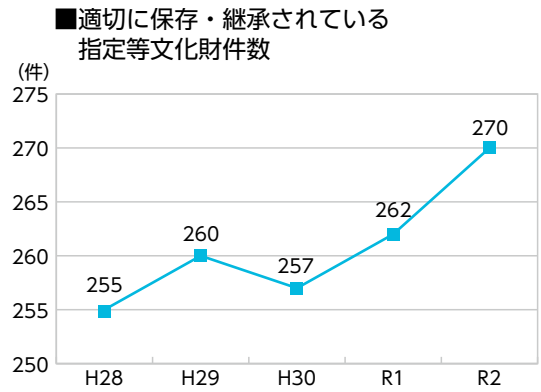
- 唐沢山城跡の石垣をはじめとする史跡の保存と整備を適切に進めます。
- 唐沢山城跡ガイダンス施設の検討を進めます。
- 天明鋳物生産用具の国指定文化財化を目指した取組を推進します。
- 指定・登録文化財候補物件の調査を実施します。
- 指定文化財を継承するため、保存や修復を支援します。
- 遺跡地図の整備に取り組みます。

②歴史・文化資源の理解の促進と地域づくりの推進




- 郷土の歴史や文化への関心を醸成し、理解を促進するため、企画展や講座の充実を図ります。
- 郷土の歴史・文化への理解を図るため、郷土博物館を児童が利用する機会を設けるとともに、児童生徒への出前講座を実施します。
- 唐沢山城跡をはじめとする史跡等の保存・活用に向け、団体等の育成に取り組みます。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
適切に保存・継承されている文化財件数	件	270	278
歴史・文化資源に関するボランティア養成や活動等の参加人数	人	120	1,200



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土の歴史・文化に対して関心と理解を深め、保存や継承に努めます。 ・郷土の歴史・文化に関する情報の発信に努めます。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土の歴史・文化に対して関心と理解を深め、保存や継承に努めます。 ・郷土の歴史・文化に関する情報を発信し、活用を図ります。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡や文化財等の適正な保存・継承・活用のため、調査研究を行います。 ・地域の歴史や文化の理解を図るため、情報発信するとともに、施設の収蔵品を公開します。 ・歴史・文化資源の保存・継承・活用のための支援を行います。 ・歴史・文化資源の保存や継承に携わる人材・団体等の育成に努めます。

【関連する個別計画】

- 唐沢山城跡保存活用計画
- 唐沢山城跡整備基本計画
- 唐沢山城跡整備基本設計
- 佐野市教育振興基本計画



唐沢山城跡（本丸）

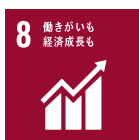


唐沢山城跡（高石垣）

4. 誰もが住みたいと思う魅力あるまちづくり

(1) 都市ブランド戦略の推進

241



【施策の目的】

- 佐野市の魅力を知ってもらい、訪れたい・暮らしてみたいまちにします。
- 佐野市に誇りや愛着を持ち、住み続けたいまちにします。

【これまでの取組】

- 佐野パパプロジェクト[※]により、新たなグルメ「佐野黒から揚げ」が開発、商品化され、市内外約30店舗で販売されるようになりました。
- インスタグラム[※]で佐野市の魅力の発信を開始し、「さのブランド」認証品のほか、観光情報の発信や市内外の方が参加できる企画を実施したことで、フォロワー数が増加しました。
- さのまるの認知度向上を図るため、インスタグラムによりライブ配信をするとともに、ツイッター[※]やフェイスブック[※]等のSNS[※]を使って情報を発信しました。
- 従来の「佐野ブランド」制度を検証のうえ、整理し、「さのブランド」として4つのジャンルを設定した認証制度に一新しました。
- 首都圏での「さのブランドフェア」開催により、「さのブランド」認証品をPRし、佐野市の魅力を発信しました。
- 「さのまる全国47都道府県制覇」企画を立案し、さのまるを各都道府県に派遣して、佐野市のPRを行いました。
- 市民、大学生及び若手職員が協力して、佐野市キャッチコピー「今日、佐野で逢いました。」を作成し、広報さのや市ホームページ等で発信しました。
- 株式会社JTB関東からの派遣職員のノウハウを活用し、シティプロモーション[※]に関する研修や旅行商品の企画を行いました。

【現状と課題】

- 目的に応じた情報発信媒体を検討し、効果的に情報発信をすることが必要です。
- 郷土愛を醸成するため、佐野市を誇りに思える情報発信や佐野市の魅力を伝える市民参加型の企画を検討し、実施することが必要です。
- さのブランド認証事業者との連携を強化し、認証品のPR活動や、新たな認証品の発掘をすることが必要です。
- 佐野ブランド大使等との連携を強化し、市の魅力を積極的にPRしていくことが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
都市ブランド*戦略の推進	①積極的なシティプロモーションの推進 ②「さのブランド」の価値の向上 ③推進体制の整備と連携強化

【施策の基本方針】

①積極的なシティプロモーションの推進

- 魅力的な観光情報を収集し、また子育て・教育環境、移住等の各種制度を集約して発信します。
- まちづくりの魅力ある取組について、対象を明確に定めて効果的な情報発信媒体の活用を図るとともに、「さのまる」による情報発信を行います。
- 市内の若年層を対象とした、体験・参加できる企画を実施することにより、佐野市の魅力を伝えるとともに郷土愛の醸成を図ります。

②「さのブランド」の価値の向上

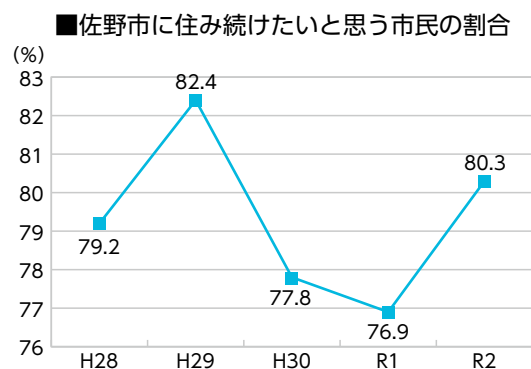
- 市による情報発信に加えて、さのブランド認証事業者が自ら情報発信や販売促進策を企画、実施できるよう支援します。
- さのブランド認証品の価値を高めるとともに、認証制度を周知して数多くの応募に結びつけます。
- さのブランド認証品を身近に感じられる体験・参加型の企画を実施します。

③推進体制の整備と連携強化

- 佐野ブランド大使等との連携を強化し、大使等による情報発信の機会を増やします。
- 市外への出展、企業や大学等の知見を活かした連携事業を推進します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
佐野市をイメージできる人の割合	%	26.4	33.0
佐野市に住み続けたいと思う市民の割合	%	80.3	87.5



【役割分担】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野市に対し誇りと愛着をもちます。 ・佐野市の魅力を市内外に伝えます。
<p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある商品づくり、商品の販売を促進します。 ・事業所のPRをするとともに、佐野市の魅力を発信します。 ・事業所間の連携、協働に協力します。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等が参加できるシティプロモーションの取組を企画します。 ・佐野市の魅力を発掘し市内外に発信します。 ・市民や事業者等との連携を推進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市シティプロモーション推進基本計画



さのブランドフェア（首都圏）



さのまるの日イベント



佐野黒から揚げ



【施策の目的】

- 移住してもらえる魅力あるまちづくりを進めます。
- 住み続けてもらえる魅力あるまちづくりを進めます。

【これまでの取組】

- 移住者等の相談に対する利便性の向上を図るため、相談・支援窓口を一本化しました。
- 移住定住ポータルサイト*のほか、SNS*、市内外でのイベントや移住セミナー等により情報を発信しました。
- 移住・定住地域おこし協力隊*を設置し、SNS等で情報発信をするとともに、リーフレットの作成や移住モニターツアーを実施しました。
- 佐野らーめん移住プロジェクト*において「佐野らーめん予備校」を開設し、移住と仕事のマッチングを図り、移住につなげました。
- 「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクト*において「佐藤の会」を設置し、関係人口*の創出・拡大に取り組みました。
- 移住定住を促進するための支援策として、「東京圏通学・通勤者支援事業（奨励金）」「結婚新生活支援事業」を実施しました。
- 子育て支援策をまとめた「佐野で子育てココがポイント！」を作成し、周知しました。
- 佐野市での生活を体験してもらうため、移住体験住宅「佐野市おためし住宅*」を設置しました。

【現状と課題】

- 若年世代の首都圏への転出傾向が顕著のため、転出を抑制する取組が必要です。特に20歳代女性の転出を和らげる取組が必要です。
- 移住定住ポータルサイトの閲覧件数が減少傾向のため、多くの人に見てもらい、佐野市に関心を持ってもらうことが必要です。
- 「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクト等により関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、これを地域への関わりにまでつなげていくことが必要です。
- 佐野らーめん移住プロジェクトを推進し、移住の促進を図ることが必要です。
- 高速バス利用者を対象としている東京圏通学・通勤者支援事業について、電車利用者への拡充の検討が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
移住・定住の促進	①移住対策の推進 ②定住化の促進 ③戦略的なPRの推進

【施策の基本方針】

①移住対策の推進

- WE Bサイトを有効活用するなど、移住関連の相談が気軽にできる体制を整備します。
- 産官学金労言^{*}の関係機関と連携を強化し、移住者への支援策や受入環境の整備を推進します。
- 佐野ら一めん移住プロジェクトや各種移住支援事業を推進し、転入者の増加を図ります。

②定住化の促進

- 自然の豊かさや気候、交通利便性や行政サービスなど、佐野市の暮らしやすさを再認識してもらいます。
- 若年期から地域の産業や企業、文化や歴史に触れる機会を設けることにより、郷土愛の醸成を図ります。
- 若年層（特に女性）に対して、既に活躍している女性の紹介や就労環境の情報等を発信することにより、市内での就労意欲の向上を図ります。

③戦略的なPRの推進

- 移住定住ポータルサイト「佐野で暮らそう」の充実や各種SNSの活用等により、魅力的で効果的な情報発信を行います。
- おためし住宅の有効活用などにより、市の魅力を体験してもらいます。



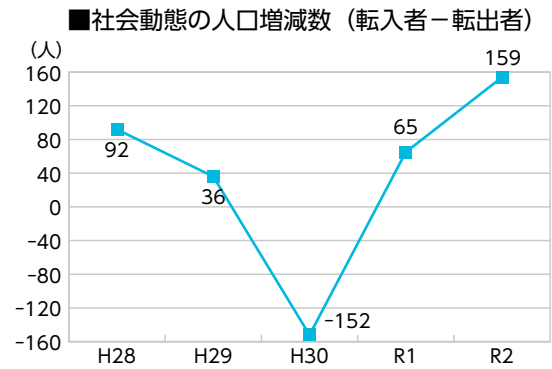
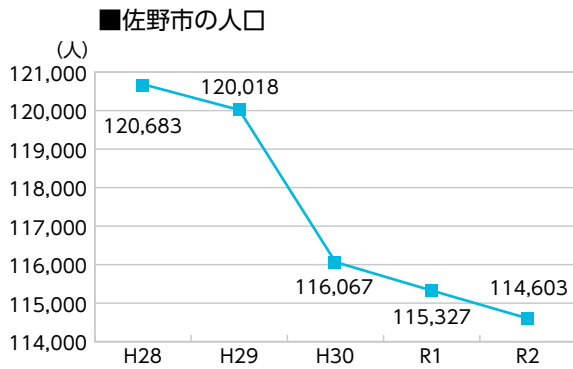
移住モニターツアー





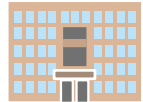
佐野ら一めん予備校

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
佐野市の人口	人	114,603	112,327
社会動態の人口増減数 (転入者－転出者)	人	159	120



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野市に住み続けます。 ・市の魅力を積極的に発信します。 ・移住者と積極的に交流し、地域全体で受け入れる環境整備に取り組みます。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・市と協働して移住・定住の取組を実践します。 ・働き方改革に取り組みます。 ・女性が働きやすい就業環境を整備します。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の魅力・移住環境を積極的に発信します。 ・移住者の支援に取り組みます。 ・郷土愛の醸成により定住化を促進します。 ・関係人口の創出と拡大に取り組みます。

基本目標 ③

健やかで元気に暮らせる
まちづくり

1. 疾病を予防し健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 心と体の健康づくりの推進

311

3 すべての人に健康と福祉を



【施策の目的】

- 心身ともに健康でいきいきと生活できるようにし、健康寿命^{*}、平均寿命の延伸を図ります。
- 特定健康診査の受診率の向上を図ります。

【これまでの取組】

- 「さの健康21プラン」を推進し、「健康サポートさの」の活動支援等を行いました。
- 市民の健康づくりを促進するため、健康教室や健康相談等を開催するとともに、健康マイレージ^{*}事業を実施しました。
- 特定健康診査の受診率の向上を図るため、健診スタートブック^{*}による啓発や未受診者へ受診の案内を行いました。

【現状と課題】

- 健康寿命・平均寿命が全国及び県平均を下回っているため、市民の健康意識の改善と健康づくりへの参加を促進することが必要です。
- 特定健康診査やがん検診等の受診率が低迷しているため、受診率の向上のための対策が必要です。
- 真夏日や猛暑日、熱帯夜等が増えているため、熱中症の予防と対策が必要です。
- 食べ物が噛めないことに起因する種々の心身の衰えの防止のため、歯及び口腔の健康を維持するための取組が必要です。
- 心の不調を抱えた方に、身近な人が気付き、適切な対応をとれるようにすることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
心と体の健康づくりの推進	①健康づくりの推進 ②健診（検診）の受診率向上

【施策の基本方針】

①健康づくりの推進

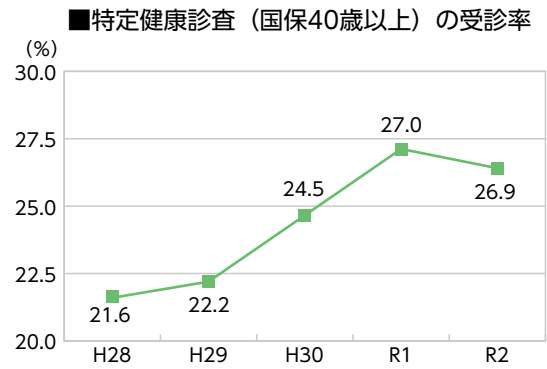
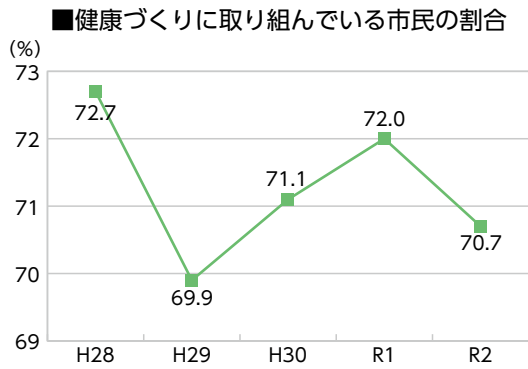
- （仮称）健康長寿佐野づくり推進条例を制定し、市民の健康づくりに対する意識改善を図るとともに、情報の発信や各種事業を推進します。
- 地域で健康づくり活動に取り組む「健康サポートさの」の活動を支援します。
- 熱中症の予防と対策に取り組みます。
- 対象年齢ごとに、フッ化物洗口*や定期的な歯科検診・歯周疾患検診等の歯及び口腔の健康づくりを行い、いつまでも自分の歯で食事がとれるようにすることで、心身の衰えを予防し、健康寿命の延伸を図ります。
- 心が不調な方や悩んでいる方に寄り添い、適切に関わることができるゲートキーパーを養成します。

②健診（検診）の受診率向上



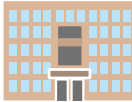
- 効果的な啓発や実施方法の改善を行い、健診（検診）受診率の向上を図ります。
- 健診（検診）の未受診者への案内を行うとともに、かかりつけ医*との連携を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	70.7	76.5
特定健康診査（国保40歳以上）の受診率	%	26.9	36.0



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自分の健康は自分で守る」という意識を持ちます。 ・健診を受診し、健康管理に役立てます。 ・健康教室や介護予防教室に参加し、健康増進に取り組めます。 ・運動、食事、睡眠等に気を付け、健康を維持します。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な健康診査の受診の促進や特定保健指導等を実施し、従業員の健康管理に努めます。 ・メンタルヘルスの職場研修を実施します。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康意識の向上を図ります。 ・健診の受診率向上に取り組めます。 ・市民の健康寿命、平均寿命の延伸に取り組めます。

【関連する個別計画】

- さの健康21プラン
- 佐野市データヘルス計画
- 佐野市国民健康保険特定健康診査等実施計画



栄養指導



健康教室（運動）

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



【施策の目的】

- 必要なときに、安心して医療を受けることができるようにします。

【これまでの取組】

- かかりつけ医^{*}を持つことについての啓発を行いました。
- 佐野市医師会、佐野歯科医師会、医療機関等との連携により、医療体制の整備を図りました。
- 地域医療体制の確保のため、佐野市民病院を運営する法人に対し、移行期における経営の安定化の支援を行いました。
- 地域医療を支える人材を確保するため、佐野准看護学校の運営を支援しました。
- へき地医療拠点病院である市民病院と連携し、国民健康保険診療所の運営の安定を図りました。

【現状と課題】

- かかりつけ医を持つことは、病気の早期発見・早期治療につながるため、普及啓発が必要です。
- 地域の医療体制を確保するため、佐野市医師会、佐野歯科医師会、佐野市薬剤師会等との連携を深めていく必要があります。
- 中山間地域^{*}において安心して医療が受けられるよう、国民健康保険診療所の医療体制を維持していく必要があります。
- 佐野市民病院の安定した運営のため、協定に基づいた支援を行う必要があります。

【施策の体系】

施策	基本事業
地域医療体制の充実	①地域医療体制の確保 ②救急・高度医療体制の充実

【施策の基本方針】

①地域医療体制の確保

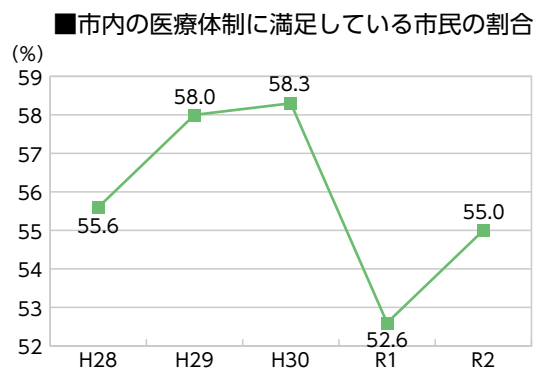
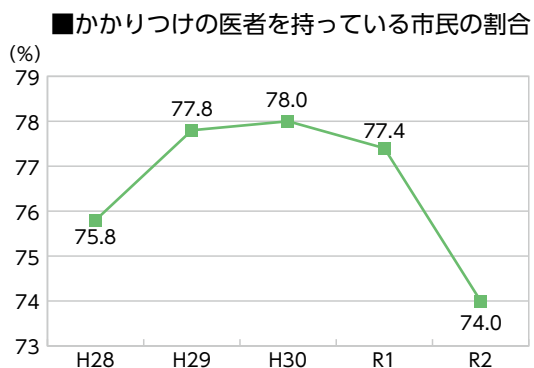
- 栃木県、佐野市医師会、佐野歯科医師会及び佐野市薬剤師会と連携し、かかりつけ医を持つ必要性についての理解促進を図ります。
- 佐野准看護学校の運営を支援するなど、地域医療を支える人材を確保し、地域の医療体制を維持します。
- 佐野市医師会と連携を図り、医療における人材の確保や夜間・深夜透析の整備等について検討します。
- 中山間地域において安心して医療を受けられるよう、国民健康保険診療所の医療体制を維持します。
- 佐野市民病院を運営する法人に対して、協定に基づく支援を行います。

②救急・高度医療体制の充実

- 佐野休日夜間緊急診療所、佐野休日歯科診療所及び病院群輪番制病院*の運営を支援し、救急医療体制を確保します。
- 佐野市医師会や佐野歯科医師会等と連携し、先進技術の導入やIoT*を利用した遠隔医療（オンライン医療）等について検討し、省力化を目指します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
かかりつけの医者を持っている市民の割合	%	74.0	82.0
市内の医療体制に満足している市民の割合	%	55.0	63.0



【役割分担】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医を持ち、病気の早期発見・早期治療に努めます。
<p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員にかかりつけ医を持つよう啓発を行います。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野市医師会、佐野歯科医師会、佐野市薬剤師会との連携を図り、地域医療体制を確保します。 ・先進技術の導入検討や既存未導入技術の見直しを行い、地域医療の利便性の向上や効率化を検討します。

【関連する個別計画】

- さの健康21プラン
- 栃木県地域医療構想（両毛地域医療構想）



3 すべての人に
健康と福祉を



【施策の目的】

- 感染防止の予防と対策を行います。

【これまでの取組】

- 予防接種法等に基づき、対象者の予防接種（インフルエンザ等）を実施しました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、感染予防の啓発を行うとともに、感染症対策に総合的に取り組みました。
- 集団感染を防ぐため、市独自のPCR検査^{*}・抗原検査^{*}を行い、感染者の早期発見に努めました。
- 市立小・中・義務教育学校^{*}、幼児教育・保育施設や放課後児童クラブ^{*}（こどもクラブ）に二酸化炭素濃度測定器を設置し、換気による感染予防を行いました。
- 市立小・中・義務教育学校、幼児教育・保育施設における感染を予防するため、水道の蛇口に光触媒^{*}施工を実施しました。
- 希望する方に対して、新型コロナウイルスワクチンの接種を推進しました。

【現状と課題】

- 本市の感染状況に応じて、感染予防の情報発信、感染拡大防止の対策、感染者への支援等を行うことが必要です。
- 学校や施設等では集団感染につながる可能性があるため、感染予防やまん延防止に取り組むことが必要です。
- 感染の疑いがある方が受診や検査ができる医療機関を拡充することが必要です。
- ワクチン接種を希望する方が接種できる体制を構築することが必要です。
- 感染症発生時の緊急対応体制の構築が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
感染症対策の推進	①感染症対策の徹底 ②感染症対応体制の充実

【施策の基本方針】

①感染症対策の徹底

- 市民や事業者等に対して感染予防の情報発信を行い、感染拡大の防止を図ります。
- 感染症の検査体制を整え、感染者の早期発見や集団感染の防止を図ります。
- 新たな感染症へ対応できるよう、生活様式の転換等の啓発を行います。

②感染症対応体制の充実




- 関係機関との連携を図り、感染の疑いがある方や感染した方が速やかに受診できる体制の整備を推進します。
- 検査やワクチン接種が円滑に受けられる体制の整備を推進します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
感染症対策に取り組む市民の割合	%	—	100
新型コロナウイルス感染症ワクチン接種率	%	—	80



【役割分担】

 <p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、マスク着用、換気など、感染予防に努めます。
 <p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、マスク着用、換気など、従業員に対する感染予防の徹底を行います。 ・テレワーク*など、感染症に対応した働き方を推奨し、感染予防に取り組めます。 ・感染症が流行した際にも、事業を継続できる体制を整えます。 ・従業員がワクチン接種を受けやすい環境を整えます。
 <p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況に関する情報発信や感染予防の啓発を行います。 ・希望する方へのワクチン接種を推進します。 ・感染した方が適切に診療を受け、安心して暮らせる環境整備に取り組めます。 ・感染症の状況に合わせた対策を総合的に実施します。

【関連する個別計画】

- 佐野市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画
- 佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画



ワクチン集団接種

2. 安心して子育てのできるまちづくり

(1) こどもの健やかな成長と子育て支援

3 2 1



【施策の目的】

- こどもが心身ともに健やかに成長できるようにします。
- 安心して子育てができるようにします。
- 結婚し、安心して妊娠、出産、子育てができるようにします。

【これまでの取組】

- 子育て世代包括支援センター^{*}及び子ども家庭総合支援拠点^{*}を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、養育支援が必要な子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、総合的かつ継続的に支援する体制を整えました。
- 妊娠・出産を希望する方に対して、不妊・不育症治療の支援を行いました。
- 妊婦健診及び産後2週間健診や産後1か月健診への支援を行うとともに、産後ケア事業による産後支援を開始しました。
- 乳幼児健診の未受診者に対する受診の案内と実態把握を行いました。
- 育児相談や家庭訪問等を実施し、子育てに対する不安の解消に努めました。
- 児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、広報さの等による啓発を行いました。
- 児童虐待の相談・通告に対し、迅速に対応し虐待の再発防止に努めました。
- ひとり親の家庭に対して、就労等に関する情報の提供や自立支援プログラム^{*}による支援を行いました。
- 養育支援が必要な子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、適切に養育を行えるよう相談支援や家事援助を行いました。
- こども・妊産婦医療費助成、多子世帯へ子宝祝金^{*}を支給するなど、子育て世帯の経済的支援を行いました。
- 幼児教育・保育の無償化制度、保育の必要性がある幼稚園籍の児童に対する預かり保育料の無償化制度が創設され、潜在的待機児童^{*}の解消につながりました。

【現状と課題】

- 婚姻数や出生数が年々減少しているため、子育ての経済的・心理的な負担感を軽減する取組が必要です。
- 男性が育児に参加しやすい環境づくり、女性が社会復帰しやすい環境づくりが必要です。
- 乳幼児健康診査等を適切に実施することや、産後うつに対応することが必要です。
- 被虐待児や発達障害のある児童の健全育成のため、関係機関との連携を図り、専門的相談支援を行い、適切な医療へつなぎ、放課後等デイサービス*や子どもの居場所・子ども食堂*等の社会資源の利用に結び付けることが必要です。
- 生活に困窮するひとり親家庭のために母子家庭等自立支援給付金の周知を図り、就労を支援することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
こどもの健やかな成長と 子育て支援	①少子化対策の推進 ②母子保健医療対策の推進 ③援護を必要とする子育て家庭への支援 ④子育ての負担感の軽減



さの子育て応援広場

【施策の基本方針】

①少子化対策の推進

- 育児に関する不安の軽減のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
- 妊娠・出産を希望する方の負担の軽減を図るため、不妊・不育症治療の助成制度についての周知を行います。
- 子育てしやすい職場環境づくりのため、事業所に対して男性の育児休業の取得等を啓発します。
- とちぎ結婚支援センター^{*}と連携し、結婚の支援に取り組みます。

②母子保健医療対策の推進

- 産後健康診査への支援を行うとともに、産後うつ対策に取り組みます。
- 乳幼児健康診査により発達状況や療育環境を把握するとともに、未受診者に対する受診の勧奨を行います。

③援護を必要とする子育て家庭への支援

- 市民への啓発と実情の把握に努め、関係機関と連携して、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。
- 経済的に困窮するひとり親家庭等を支援します。
- 児童養護施設との連携により、出産や入院等社会的事由で一時的に養育が困難な家庭に対し、養育支援を行います。
- 関係機関と連携し、里親^{*}制度の普及啓発を図り、里親登録者数の増加を図ります。

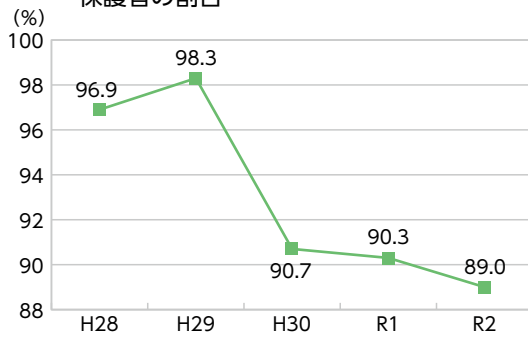
④子育ての負担感の軽減

- 保育料、児童手当、こども医療費助成等の支援を行います。
- 地域子育て支援拠点において、子育て中の親子の交流を図るとともに、子育てについての相談等を行います。

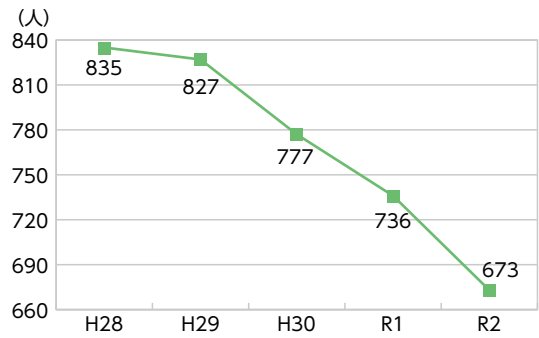
【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
子育てを楽しんでいると感じることの多い保護者の割合	%	89.0	98.0
出生数(暦年)	人	673	873




■子育てを楽しんでいると感じることの方が多い保護者の割合



■出生数（暦年）



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを健やかに育てます。 ・乳幼児健診や相談等を利用し、子育ての不安や悩みの解消に努めます。 ・児童虐待かもしれないと思ったときは、市や児童相談所へ連絡します。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの事故防止、防犯等に協力します。 ・男性の育児休業の促進や女性の出産後の職場復帰など、子育てしやすい職場環境づくりに努めます。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健医療の推進を図ります。 ・子育てしやすい環境を整え、子育ての負担の軽減を図ります。 ・児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。 ・子ども食堂と連携し、子どもの居場所づくりの支援に取り組みます。

【関連する個別計画】

- 佐野市子ども・子育て支援事業計画
- ひとり親家庭等自立促進計画
- さの健康21プラン
- 佐野市男女共同参画プラン





【施策の目的】

- 保育・子育てのための環境づくりを推進します。

【これまでの取組】

- 幼児期の教育・保育の提供や子ども・子育て支援の拡充を図り、0歳・1歳児の入所児数や放課後児童クラブ[※]の入所率が上昇しました。
- 公立保育園の民営化、私立保育園の新設のほか、認定こども園[※]や小規模保育事業所[※]の整備を行いました。
- 病後児保育[※]を実施し、利用者の支援を行いました。
- 地域子育て支援センターで子育て中の親子に交流の場を設け、子育てに関する情報提供や育児相談を行いました。
- 公立放課後児童クラブの整備を行いました。
- 放課後児童クラブの指導員の確保・放課後児童支援員の養成を行いました。
- 民間放課後児童クラブとの連携により、放課後児童健全育成事業を拡充しました。
- 公立放課後児童クラブと民間放課後児童クラブの利用者負担の格差を解消するため、利用者負担軽減事業を行いました。
- 子育て支援まちなかプラザにおいて、親子教室等を開催するとともに、相談や一時預かり保育を行いました。
- こどもの国や児童館において、遊びによる子どもの育成と保護者の子育て支援等を行いました。

【現状と課題】

- 保育園や放課後児童クラブは、多様なニーズに対応できるようにすることが必要です。
- 保育環境の整備を推進するため、公立保育所の統合と民間活力導入による整備・運営を進めることが必要です。
- 保育士の確保による保育体制の強化が必要です。
- 公立放課後児童クラブの整備が必要です。
- 放課後児童クラブの指導員の確保・放課後児童支援員の養成が必要です。
- 保育士の資格を持ちながら、保育士として就労していない方が多いため、ニーズに応じた就労を支援・促進することが必要です。
- 経済的負担の軽減に取り組み、子育てしやすい環境づくりを進めることが必要です。
- こどもの国や児童館でのイベントや周知方法の見直しを行い、来館者の増加を図ることが必要です。
- 子育てに不安を持った保護者や、社会的に孤立した子育て世代が増えているため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点^{*}との連携を強化することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
子育てしやすい環境の確保	①多様で弾力的な保育環境の充実 ②保育施設の整備 ③放課後児童対策の充実 ④こどもの遊び場づくりの推進



あさぬま保育園

【施策の基本方針】

①多様で弾力的な保育環境の充実

- 利用者のニーズに対応するため、保育の質と量を確保し、保育士の適正配置を進めます。
- 保育施設への巡回指導を行うなど安全な保育を実施します。
- ICT*化を進めるなど、働きやすい環境を整備し、保育士の負担の軽減を図ります。

②保育施設の整備

- 公立保育所の統合と併せて民間保育所への運営の移管を進め、保育施設を適正に配置します。

③放課後児童対策の充実

- 不足が見込まれる小学校区に公立放課後児童クラブを整備します。
- 放課後児童クラブの指導員を確保するとともに、放課後児童支援員の養成を行います。
- 民間事業者と連携し、放課後児童健全育成事業を適正に実施します。
- 公立放課後児童クラブの民間事業者への運営の委託を進めます。

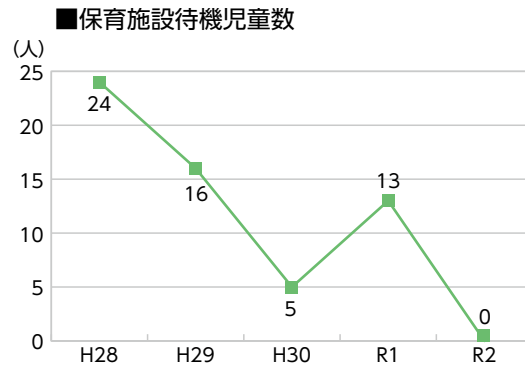
④こどもの遊び場づくりの推進

- こどもの国や児童館において、子育て教室等を実施し、地域と連携した子どもの健全育成に取り組みます。




【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
保育施設待機児童*数	人	0	0
保育施設途中入園待機児童数	人	4	0
放課後児童クラブ待機児童数	人	16	0





【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすいよう、保育サービス等を活用します。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育施設等は、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に努めます。 ・民間保育施設等は、利用者の希望に合った特色ある幼児教育・保育を実施します。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や公立放課後児童クラブ等の適正な整備に努めます。 ・保育サービスを始めとする子育て支援サービスを提供します。

【関連する個別計画】

- 佐野市子ども・子育て支援事業計画
- 佐野市保育所整備運営計画
- こどもクラブ施設整備方針
- 佐野市地域福祉計画
- 佐野市教育振興基本計画

3. 助け合い生きがいを実感できるまちづくり

(1) 豊かで健やかな長寿社会の実現

331



【施策の目的】

- 高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ち、健やかに暮らし続けることができるようにします。
- 地域で高齢者を支える人が増え、見守りなどの高齢者を支援する活動を推進します。

【これまでの取組】

- 高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するため、ふれあいサロン*など通いの場の運営を支援しました。
- 地域で高齢者を支えるネットワークづくりのため、老人クラブや佐野シニアクラブ連合会の運営を支援しました。
- 一人暮らしの高齢者が自立した生活を送れるよう、高齢者福祉タクシー運賃助成事業と高齢者生活路線バス運賃助成事業の制度を見直しました。
- 地域における介護予防の取組や通所型サービス等の利用を支援しました。
- 多様化する高齢者の相談やニーズ等に対応できるよう、地域包括支援センター*の適正配置の検討を行い、増設や機能の強化を図りました。
- 後期高齢者医療制度の運営の安定を図るため、広域連合と連携して保健事業を実施しました。

【現状と課題】

- 地域で高齢者が活躍しやすい環境の整備や老人クラブ等の活動支援が必要です。
- 高齢者の在宅での生活を支援するため、在宅福祉サービスが必要です。
- 要介護状態になることを防ぐため、介護予防事業の取組や、地域包括支援センターの人材を確保することが必要です。
- 介護サービス利用者が増加に対応するため、介護サービスを安定的に提供する体制と介護人材の確保が必要です。
- 後期高齢者医療は、効果的・効率的な保健事業の実施が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
豊かで健やかな長寿社会の実現	①社会参加の支援と生きがいつくりの促進 ②自立支援サービスの推進 ③介護予防の推進と介護保険サービスの充実 ④後期高齢者医療制度の安定した運営

【施策の基本方針】

①社会参加の支援と生きがいつくりの促進

- （仮称）シニア地域デビュー条例を制定・施行し、シニア世代の方が培ってきた能力や経験を地域で発揮できるよう支援し、生きがいつくりを促進します。
- 地域で高齢者を支える老人クラブや町会等の活動を支援します。

②自立支援サービスの推進

- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、在宅福祉サービスを提供し、自立した生活が送れるよう支援します。
- 身寄りのない高齢者が安心して暮らせるよう支援します。

③介護予防の推進と介護保険サービスの充実

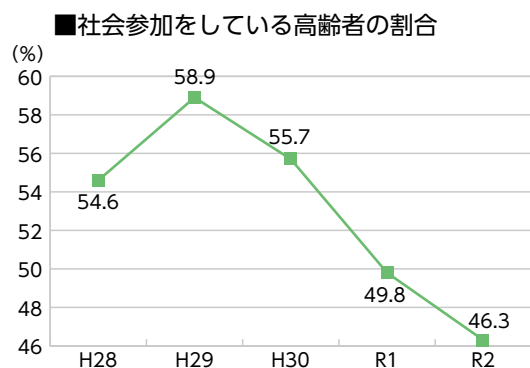
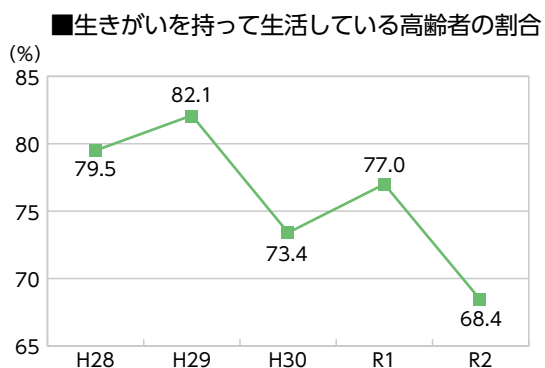
- フレイル^{*}や要介護状態にならないよう、地域における介護予防活動を支援します。
- 多様化する高齢者の相談や要望に対応するため、高齢者の支援拠点施設である地域包括支援センターの充実を図ります。
- 介護施設等に勤める職員の処遇改善を促し、介護に従事する人材の確保を図ります。

④後期高齢者医療制度の安定した運営

- 被保険者の生活習慣病等の重症化を予防するため保健事業を推進するとともに、後期高齢者医療制度の運営の安定を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
生きがいを持って生活している高齢者の割合	%	68.4	84.9
社会参加をしている高齢者の割合	%	46.3	61.5
地域での生活支援サービスの体制づくりに取り組む町会等	箇所	17	42



【役割分担】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、健康維持や生きがいづくりに取り組みます。 ・介護予防に取り組みます。 ・健診を受け、健康管理に努めます。
<p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。 ・地域福祉の担い手として活動します。 ・介護に従事する職員が働きやすい職場づくりに努めます。 ・地域との連携、行政との協働により、高齢者の見守り活動を支援します。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加、生きがいづくりを支援します。 ・介護サービスに必要な人材の確保とサービスの推進を図ります。 ・栃木県後期高齢者医療広域連合と連携し、保健事業を推進します。

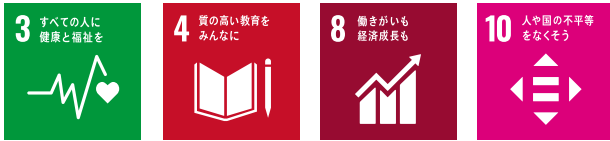
【関連する個別計画】

- 佐野市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
- 佐野市地域福祉計画
- 佐野市成年後見制度利用促進基本計画



介護予防教室





【施策の目的】

- 障がい者が地域社会の一員として自立し、自分らしく生活できるようにします。
- 障がい特性の理解の促進を図り、心のバリアフリーを実現します。

【これまでの取組】

- 障がい者が自立した生活を送ることができるよう、障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付及び地域生活支援事業等を実施しました。
- 利用者のニーズに対応したサービスを提供できるよう、事業所と連携し、計画作成支援等を実施しました。
- 相談業務を担う2か所の相談支援事業所を基幹相談支援事業所^{*}として位置付け、各事業所との連携を図りました。
- 障がい特性の理解を促進するため講演会やイベントを開催しました。
- 手話、点訳、要約筆記^{*}の奉仕員養成のための講習会を開催し、受講修了者にボランティア活動への働きかけを行いました。

【現状と課題】

- 相談支援を必要とする障がい者が増加しているため、相談支援体制の強化が必要です。
- 地域生活支援拠点等^{*}の整備において、精神障がい者を受け入れるための体制づくりが必要です。
- 障がい者の社会参加を推進するため、障がい特性の理解の促進を図ることが必要です。
- 手話、点訳、要約筆記の奉仕員を養成し、ボランティア活動への参加につなげることが必要です。
- 障がい者の就労を支援することが必要です。
- ひきこもりの実態把握や対応が求められているため、ひきこもりへの対応の充実を図ることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
障がい者の社会参加と自立の推進	①相談支援の充実と理解啓発の推進 ②日常生活と社会参加への支援

【施策の基本方針】

①相談支援の充実と理解啓発の推進

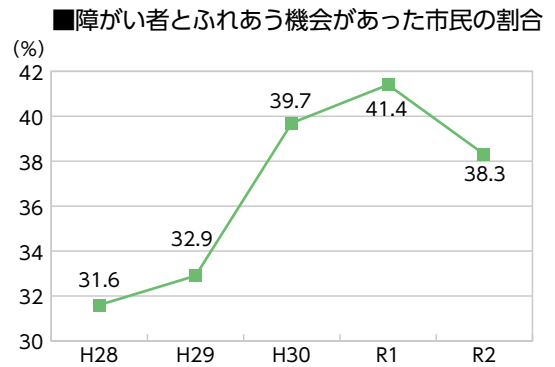
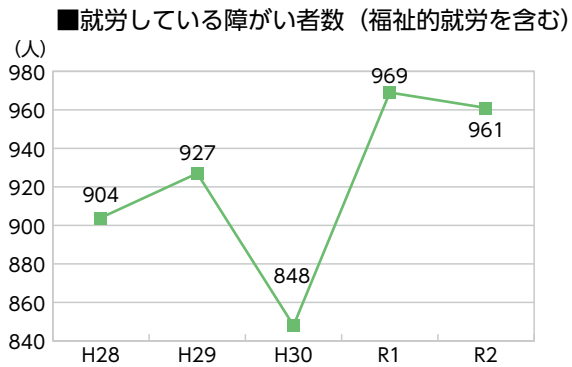
- 関係団体や事業者間の連携により、ライフステージに応じた相談支援体制の整備を図ります。
- 適切なサービスを利用するための計画の作成を支援します。
- 関係団体と連携し、障がい特性の理解啓発を推進します。
- ひきこもり当事者やその家族を支援するため、ひきこもり相談の体制整備を図ります。

②日常生活と社会参加への支援




- 多様なニーズに対応した支援ができるような体制整備を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等の機能の拡充を図ります。
- 手話、点訳、要約筆記の奉仕員を養成し、ボランティア活動の促進を図ります。
- 企業等に障がい者雇用を促し、障がい者の社会参加を支援します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付）月平均利用者数	人	1,655	1,775
就労している障がい者数 (福祉的就労を含む)	人	961	985
障がい者とふれあう機会があった市民の割合	%	38.3	41.5



【役割分担】

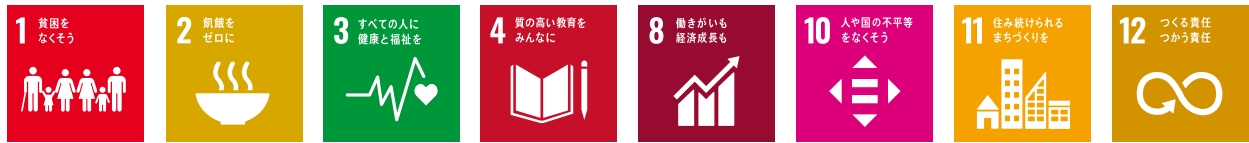
<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者やその家族は、社会参加に努めます。 ・障がい特性を理解し、社会参加を支援します。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が参加しやすい地域活動の機会を提供します。 ・障がい者の働きやすい環境を整備し、雇用の拡大に努めます。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が安心して自立した生活が送れるよう、関係機関と連携して支援します。 ・障がいの有無にかかわらず、共に暮らすことのできる地域づくりを推進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画
- 佐野市地域福祉計画
- 佐野市成年後見制度利用促進基本計画



就労支援事業所（作業風景）



【施策の目的】

- 誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるようにします。
- 国保の加入者が必要な医療をいつでも安心して受けることができるようにします。
- 年金制度についての周知を行い、年金受給資格要件を確保します。
- 生活に困っている方が自立した生活を送れるようにします。

【これまでの取組】

- 民生委員児童委員の活動、社会福祉協議会の運営を支援しました。
- 福祉に関する相談が多様化しているため、「福祉まるごと相談窓口」を設置しました。
- 避難行動要支援者*の個別計画の作成のため、医療機関と連携して制度の周知・啓発を行いました。
- 国民健康保険制度の運営の安定を図りました。
- 国民年金の受給資格要件を確保するため、制度の周知・啓発等を実施しました。
- 生活困窮者が生活保護に至らないよう、自立相談支援事業を実施しました。
- 貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯や準要保護世帯の中学生を対象に、学習支援を実施しました。
- 生活保護制度の適正な運用を図るとともに、ハローワークとの連携により就労支援を実施しました。
- 生活保護費の医療扶助の適正化に向けて、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用や、早期受診、早期治療を啓発しました。

【現状と課題】

- 民生委員児童委員や社会福祉協議会等と連携し、地域福祉の担い手の育成を図ることが必要です。
- 避難行動要支援者の個別計画の作成を推進することが必要です。
- 国民健康保険の安定した運営のため、医療費の適正化や財源確保が必要です。
- 国民年金の受給資格要件の確保のため、日本年金機構と連携した取組が必要です。
- 生活困窮者への支援を行うとともに、生活保護に至らないようにするための対策が必要です。
- 生活保護の適正運営と生活保護世帯の自立に向けた就労支援を行うことが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
地域福祉の推進と生活保障の確保	<ul style="list-style-type: none">①地域福祉活動の推進②国民健康保険制度の安定した運営と国民年金制度の周知・啓発③生活困窮者への自立支援④生活保護の適正運営と就労支援の強化

【施策の基本方針】

①地域福祉活動の推進

- 社会福祉協議会を支援するとともに、社会福祉協議会と連携して福祉ボランティアの育成を図ります。
- 民生委員児童委員の活動を支援するとともに、成年後見制度^{*}の利用促進を図り、地域福祉活動を推進します。
- 避難行動要支援者制度の周知・啓発を行い、個別計画の作成を推進します。

②国民健康保険制度の安定した運営と国民年金制度の周知・啓発

- 保険給付費の適正化事業や重症化予防等の保健事業に取り組み、医療費の伸びを抑制します。
- 国民年金制度の周知・啓発を推進します。

③生活困窮者への自立支援

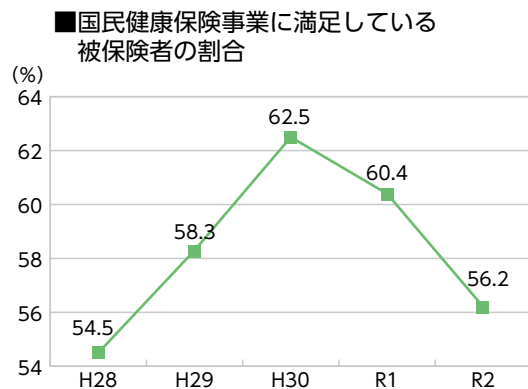
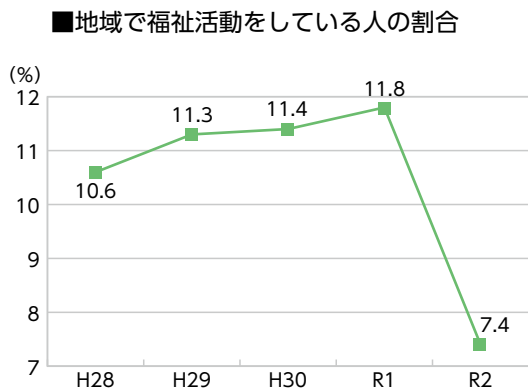
- 生活困窮者が生活保護に至らないよう、自立に向けた支援を行います。
- 貧困の世代間連鎖を防ぐため、生活困窮世帯への学習支援を実施します。

④生活保護の適正運営と就労支援の強化

- 生活保護費の医療扶助の適正化を図ります。
- 就労相談員とケースワーカーがハローワークと連携を図り、対象者への就労支援を行います。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
地域で福祉活動をしている人の割合	%	7.4	13.6
国民健康保険事業に満足している被保険者の割合	%	56.2	60.9
国民年金保険料納付率	%	69.7	74.0
生活保護受給世帯から自立した世帯数	世帯	18	28



佐野市社会福祉大会

【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ボランティア活動、地域行事等に参加します。 ・適正な受診行動により医療費の適正化に努め、国民健康保険税を納期内に納付します。 ・適正な年金手続きを行います。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する福祉ボランティアの育成及び支援を行います。 ・保険制度については適切に対応します。 ・地域で生活困窮者等に対する支援や相談活動を行います。 ・雇用の促進に努めます。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉（互助・共助・公助）を推進します。 ・民生委員児童委員や福祉ボランティアの活動を支援します。 ・国民健康保険制度の適正な運営を行います。 ・国民年金制度の周知・啓発を推進します。 ・生活困窮者が生活保護に至らないよう支援します。 ・生活保護制度の適正な運営に努め、最低限度の生活水準を保障するとともに、早期の自立を支援します。

【関連する個別計画】

- 佐野市地域福祉計画
- 佐野市地域福祉活動計画
- 佐野市データヘルス計画
- 佐野市成年後見制度利用促進基本計画



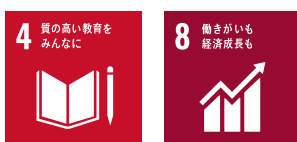
基本目標 ④

豊かな心を育み、
学び合うまちづくり

1. 豊かな心と確かな学力を育む まちづくり

(1) 特色ある教育と心の教育の推進

411



【施策の目的】

- 児童生徒の「確かな学力」、「健やかな体」、「豊かな心」を育みます。
- 時代の変化に合わせて、教職員の指導力の向上を図ります。

【これまでの取組】

- 児童生徒の学力・体力向上のため、各学校が「一校一改革・一挑戦^{*}」を実践することにより、学力・体力は全国平均と同程度の結果となりました。
- 小学校における英語の教科化を見据え、教職員の研修を実施しました。
- 各推進ブロック^{*}における小・中学校の連携や交流により、教職員研修や児童生徒活動等の取組を実施しました。
- 特別支援教育の推進に向け、個別の教育支援計画^{*}の作成を支援したことにより、作成した学級が増加しました。

【現状と課題】

- 児童生徒の学力・体力の向上を図ることが必要です。
- 学力向上・体力向上・心の教育を推進するため、小中一貫教育の取組が必要です。
- GIGAスクール構想^{*}の実現に向け、教育活動全般にICT^{*}を活用することが必要です。
- 地域の伝統・文化・産業等への理解を深めて郷土愛を醸成するとともに、生きる力を養うキャリア教育を推進することが必要です。
- 教職員の指導力の向上と働き方改革を進めることが必要です。
- 特別な支援を要する児童生徒に対応するさわやか教育指導員^{*}等の配置が必要です。
- 個別の教育支援計画に基づく支援の効果を確認し、必要に応じて見直すことが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
特色ある教育と心の教育の推進	①生きる力の育成 ②教育力の向上 ③小中一貫教育の推進 ④特別支援教育の推進

【施策の基本方針】

①生きる力の育成

- 児童生徒の学力向上・体力向上・豊かな心を育む教育を行います。
- A L T（外国語指導助手）の活用を図るとともに、英検の受験を奨励し、英語力の向上を図ります。
- 教育活動を通して情報活用能力の向上を図ります。
- 生徒学生の資格取得に対する支援を行います。

②教育力の向上

- 学校訪問等において、教職員への適切な指導や助言を行います。
- 研修会参加者が主体的に学べるよう、内容や方法を随時見直します。
- 教職員がICT*を活用して指導する力の向上を図ります。
- 市立学校と義務教育課程を施す、県立、私立学校教職員との連携や交流するための公私立教育連絡協議会を設置し、教育力の向上を図ります。

③小中一貫教育の推進

- 教育課程の編成や教育内容など、各推進ブロックにおいて特色ある取組を推進します。
- 郷土愛や生きる力などを育むためのキャリア教育を推進します。

④特別支援教育の推進

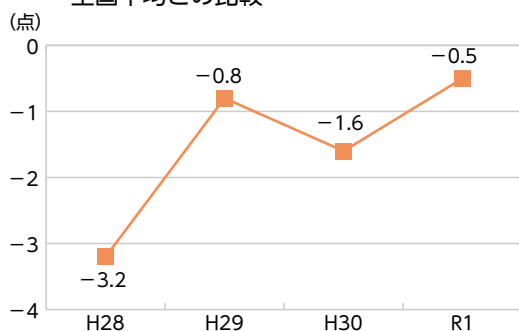
- 個別の教育支援計画を作成し、児童生徒の特性に応じた個別指導を実施します。

【主な成果指標】

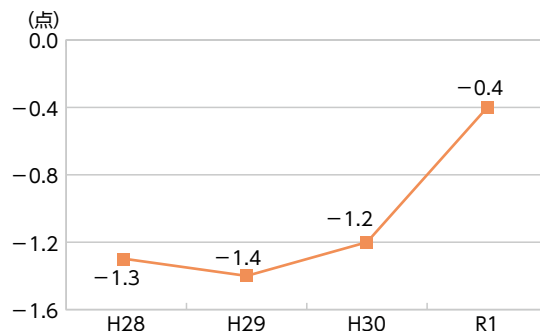
成果指標	単位	実績基準値 (令和元年度)*	目標値 (令和7年度)
全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国平均との比較	点	-0.5	0.8
新体力テストの平均得点の全国平均との比較	点	-0.4	1.9
「誰に対しても思いやりの心をもって いる」と答えた児童生徒の割合	%	89.8	92.0
「授業の内容はよく分かる」と答えた 児童生徒の割合	%	-	80.0

*令和2年度は全国学力調査と新体力テストが行われなかったため、令和元年度の値を実績基準値としました。




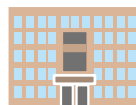
■全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国平均との比較



■新体力テストの平均得点の全国平均との比較



【役割分担】

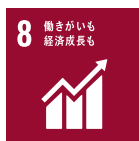
<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒は、自ら生活習慣及び学習習慣を身に付けます。 ・保護者や地域は、子どもの成長を支援します。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のキャリア教育や就業体験に協力します。
<p>学校</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一校一改革・一挑戦」を実践し、学力及び体力の向上を図ります。 ・教職員の研修に努めます。 ・各推進ブロックごとに小中一貫教育を推進します。 ・個別の教育支援計画を作成し、特性に応じた支援を行います。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校が実践する学力・体力向上のための「一校一改革・一挑戦」を支援します。 ・学校訪問等を通して教職員の指導力向上のための指導・助言を行うとともに、研修の充実を図ります。 ・各推進ブロックが取り組む小中一貫教育を支援します。 ・個別の教育支援計画の作成を支援します。

【関連する個別計画】

- 佐野市小中一貫教育推進計画
- 佐野市学校教育指導計画
- 佐野市教育振興基本計画



リモート授業



【施策の目的】

- 安全で安心して教育を受けられる環境を保ちます。
- 市立小・中学校の適正規模と適正配置を推進し、小中一貫校^{*}を整備します。
- 児童生徒の登下校時の安全を確保します。
- 奨学金制度により生徒が安心して進学・就学できる環境をつくります。

【これまでの取組】

- GIGAスクール構想^{*}の実現に向け、児童生徒1人1台端末・高速通信環境を整備しました。
- 学校施設の長寿命化を検討し、佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）を策定しました。
- 市内初の小中一貫校「あそ野学園義務教育学校^{*}」を開校しました。
- 「葛生義務教育学校」の開校に向けた準備を行いました。
- 学校給食の異物混入対策を強化し、安全衛生管理を徹底しました。
- 給食費の管理業務を学校から教育委員会事務局に移管し、学校の負担の軽減を図りました。
- 学校施設・設備を計画的に整備し、トイレの洋式化や屋内運動場の改修等を行いました。
- 通学路の合同点検や登下校時における地域の見守り活動を実施しました。
- 奨学金制度の見直しを行い、利用しやすい制度としました。

【現状と課題】

- 児童生徒1人1台端末の活用及び整備並びに更新について、計画の検討と作成が必要です。
- 学校施設、設備、遊具等の定期的な点検や計画的な改修が必要です。
- 市立小・中学校の適正規模・適正配置を推進することが必要です。
- 「葛生義務教育校」の開校に向けた準備を進めることが必要です。
- 学校給食における安全衛生管理が必要です。
- 通学路の点検や危険箇所の対策を実施するとともに、登下校見守り活動等のボランティアの確保に努め、児童生徒の安全を図ることが必要です。
- 奨学金制度の検討を行い、より利用しやすい制度とすることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
安全で安心して学べる 教育環境の整備	①安全で快適な学校施設の整備 ②小中一貫校の推進 ③地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実 ④教育の機会均等に資する奨学金制度の拡充

【施策の基本方針】

①安全で快適な学校施設の整備

- G I G Aスクール構想の実現に向け、学習系システムを整備します。
- 学校施設設備等の計画的な改修及び熱中症や感染症対策を実施します。
- 学校給食における安全衛生管理を行います。

②小中一貫校の推進

- 小中一貫校の整備を推進します。
- 小中一貫校である「葛生義務教育学校」の開校に向けた取組を推進します。

③地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実

- 通学路の点検により危険箇所を把握し、対策を実施します。
- 登下校見守り活動等のボランティアの確保に努め、児童生徒の安全な登下校を推進します。

④教育の機会均等に資する奨学金制度の拡充

- 奨学金制度の利用希望者の動向、利用者の意見、社会状況等により、制度の見直しを検討します。






あそ野学園義務教育学校

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
小中一貫校数	校	1	2
市奨学金制度の利用率 (利用者／応募者)	%	100.0	100.0

【役割分担】

 <p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の登下校時の見守り活動を地域ぐるみで推進します。 ・小中一貫校の設置や運営に協力します。
 <p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の食材を納入する事業者は、安全衛生管理を行います。
 <p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設等の定期的な点検、計画的な改修を行います。 ・通学路の点検、安全確保を推進します。 ・学校給食の安全衛生管理を徹底します。 ・小中一貫校の設置を推進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市市有施設適正配置計画
- 佐野市通学路安全対策プログラム
- 佐野市学校跡地等活用にあたっての基本方針
- 佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画
- 佐野市教育振興基本計画

2. 地域とともに学び育てるまちづくり

(1) 生活を豊かにする生涯学習の推進

421



【施策の目的】

- 主体的な生涯学習を推進し、学習成果を地域社会へ還元します。
- 青少年の健全な育成を図ります。
- 生涯学習の場を提供します。

【これまでの取組】

- パンフレット、広報さの、市ホームページで、生涯学習の情報を発信しました。
- 市民教養講座を開催し、生涯学習の場をつくりました。
- 楽習*講師が自ら企画した研修を実施し、講師の知識や技術の習得を図りました。
- 楽習出前講座の情報を発信し、生涯学習の推進を図りました。
- 楽習講師フェア、静のアート作品展、公民館まつりを開催し、学習成果を地域へ還元する機会をつくりました。
- 体験学習等の実施により、青少年の育成に取り組むとともに、生涯学習に取り組む青年団体の活動を支援しました。

【現状と課題】

- 若い世代の主体的な生涯学習を推進することが必要です。
- 学習の成果を地域に還元できる環境を整えることが必要です。
- 公民館や図書館等の生涯学習施設を計画的に改修することが必要です。
- 体験的な学習の機会を設け、青少年の育成を図ることが必要です。
- オンライン学習などICT*を活用した新たな取組が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
生活を豊かにする生涯学習の推進	①学習情報及び場の提供 ②学習成果を活かす取組 ③青少年の健全育成

【施策の基本方針】

①学習情報及び場の提供

- 生涯学習の情報を広報さのや市ホームページ等を通じて発信し、市民の学習の推進を図ります。
- 生涯学習施設を計画的に改修するとともに、適切な運営を行います。

②学習成果を活かす取組

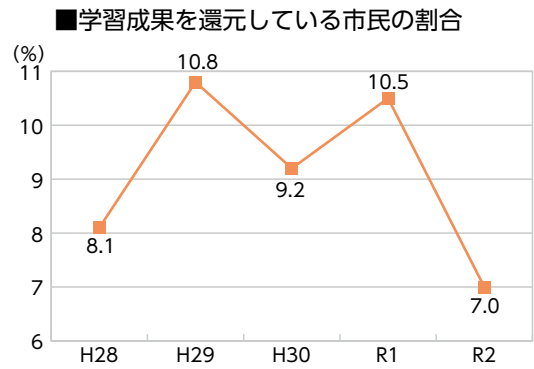
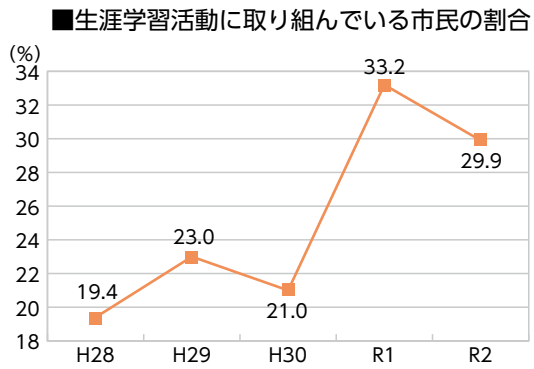
- 学習成果を発表、活用できる機会を提供します。
- シニア世代が、知識と経験を活かして地域活動ができる仕組みを検討します。

③青少年の健全育成




- 青少年を対象とした体験的な学習の機会をつくり、青少年の社会性などを養います。
- 子どもたちの健全育成に取り組む人材を育成します。
- 青少年の健全育成を図るため、学習活動に取り組む団体の支援を行います。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合	%	29.9	34.0
学習成果を還元している市民の割合	%	7.0	14.5
自分が成長し自立したと感じる新成人の割合	%	65.0	95.0
楽習講師を活用した講座数	件	45	340



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら楽しく学び、自己の向上に努めます。 ・地域社会の活動に参加し、学習成果を地域に還元します。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の自己研鑽を推奨します。 ・青少年の健全な育成に協力します。 ・地域社会の活動に参加し、知識や技術等を還元します。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習、社会教育の啓発を行います。 ・生涯学習の機会及び学習成果を地域へ還元する機会を設けます。

【関連する個別計画】

- 佐野市生涯学習推進中期基本計画
- 佐野市子ども読書活動推進プラン
- 佐野市教育振興基本計画



学習出前講座



【施策の目的】

- 学校・家庭・地域が連携しながら、いじめの予防・早期発見・適切な対応を図ります。
- 家庭教育を安心して行うことができる環境をつくれます。
- 子どもたちが地域とのかかわりの中で育つ環境をつくれます。

【これまでの取組】

- 関係機関・団体等との連携を図り、いじめの予防などに取り組みました。
- スクールソーシャルワーカー^{*}などによるいじめの早期発見や早期対応などを行い、問題を解決しました。
- 新型コロナウイルス感染症に関連したいじめを予防するため、冊子を作成して児童生徒に配布しました。
- 家庭教育出前講座を開催し、家庭の教育力の向上を図りました。
- 児童生徒の学習環境づくりを推進するため、学校支援ボランティアの確保に努めました。
- 学校と地域が連携・協働して学校の運営に取り組むコミュニティ・スクール^{*}（学校運営協議会制度）を、あそ野学園義務教育学校^{*}に導入しました。

【現状と課題】

- いじめ問題を解決するため、学校・家庭・地域の連携を図ることが必要です。
- 家庭教育に関心のない保護者や不安がある保護者に対する支援が必要です。
- 地域の教育力を子どもたちの成長や地域の活性化につなげる必要があります。
- 地域、教職員のコミュニティ・スクールに関する理解を図ることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
教育を支える地域づくりの推進	①いじめ問題に対する学校・家庭・地域の連携 ②家庭教育支援の推進 ③地域の教育力を活かす取組

【施策の基本方針】

①いじめ問題に対する学校・家庭・地域の連携

- 学校・家庭・地域が連携を図り、いじめの予防・早期発見・適切な対応を行います。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー*等を活用し、いじめの予防、早期発見、早期対応を図ります。

②家庭教育支援の推進

- 子育てに関する講座等を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。

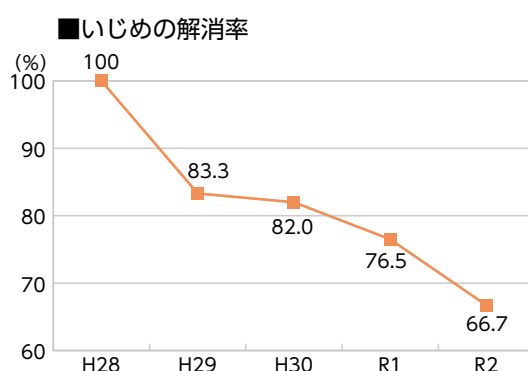
③地域の教育力を活かす取組

- 「放課後子ども教室」を活用し、児童や保護者、地域との交流を図ります。
- 市立小・中学校へのコミュニティ・スクールの導入を推進します。
- 地域の人材を活用した児童生徒の体験活動等を推進します。



【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
いじめの解消率	%	66.7	100.0
子育てに負担や不安があると回答した小学生の保護者の割合	%	73.7	69.0
学校支援ボランティア登録者数	人	778	1,000



【役割分担】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校・地域は連携して、いじめ問題の予防や解決に取り組みます。 ・地域は、子どもがいる家庭を温かく見守り、子どもを育てやすい環境づくりに努めます。 ・学校の行事や運営等に協力します。
<p>学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域と連携を図りながら、いじめの予防、早期発見、適切な対応に努めます。 ・地域との連携を図り、児童生徒の体験学習等を推進します。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域と連携を図り、いじめの予防、早期発見、適切な対応に努めます。 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用し、いじめの予防、早期発見、適切な対応を図ります。 ・地域と協力して、児童生徒の育成や居場所づくりに取り組みます。

【関連する個別計画】

- 佐野市いじめ防止基本方針
- 佐野市教育振興基本計画



あそ野学園学校運営協議会

基本目標 ⑤

快適により安全で安心して
暮らせるまちづくり

1. 安全で安心して暮らせるまちづくり

(1) 消防・防災体制の充実・強化

511



【施策の目的】

- 災害発生時の被害を最小限に抑えます。
- 生命、身体及び財産を災害（火災、地震、水害、土砂災害等）から守ります。

【これまでの取組】

- 市指定避難所で使用する感染症対策用資機材及び消耗品（ワンタッチパーテーション、段ボールベット等）を整備しました。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、佐野ホテル旅館組合等と「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を締結しました。
- 令和元年東日本台風の経験を踏まえ、佐野市地域防災計画を見直しました。
- 救急隊員に対して救急救命士の資格取得を促進し、救急隊員における救急救命士の資格取得率を向上させ、救急体制を強化しました。
- 消防団車両の更新及び消防団施設・資機材の管理を計画どおり行いました。
- 消防団員の確保のため、消防団サポート事業^{*}を実施しました。
- 空き家の所有者に適正管理の指導を行うとともに、危険な空き家については補助制度の活用により除却の促進を図りました。

【現状と課題】

- 市民の「自助」の取組を推進するため、市民に対する防災啓発活動を強化することが必要です。
- 避難所の感染症対策を強化することが必要です。
- 避難勧告・指示が一本化されたことや迅速な避難行動の理解促進を図るとともに、避難行動要支援者*の避難支援体制を充実させることが必要です。
- 災害復旧工事等を迅速化するため、技術職の全庁横断的な体制づくりが必要です。
- 消防団員の充足率が年々低下しているため、新入消防団員を確保することが必要です。
- 大規模地震の発生に備えて、耐震性防火水槽の設置を推進することが必要です。
- 救助隊等に救急救命士を配置し、災害時における救急体制を強化することが必要です。
- 生活環境に悪影響を及ぼす所有者不明の空き家が増加しているため、管理されていない空き家の所有者を特定するなどの対策が必要です。
- 土砂災害危険箇所の整備や一級河川の堤防強化等を国や県に働きかけるとともに、普通河川の改修等について早急な対応が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
消防・防災体制の充実・強化	①防災意識の高揚と防災力の向上 ②防災・危機管理体制の整備 ③消防力の強化と救急業務体制の整備 ④治山・治水対策の推進と災害危険箇所の整備



常盤地区防災訓練（水消火器）



秋山川堤防復旧箇所

【施策の基本方針】

①防災意識の高揚と防災力の向上

- 自主防災会*の組織化について、町会への働きかけを行い、自主防災会資機材整備町会を増やします。
- 総合防災訓練や防災教室、広報さの、市ホームページ等により防災に関する啓発を行います。
- 防災士の増加を図るとともに、防災士に自主防災組織における訓練等の中心的な役割を担ってもらうことにより、市民の防災・減災の取組を推進します。

②防災・危機管理体制の整備

- 災害時における情報を災害情報共有システム*に収集・集約し、市民へ迅速かつ的確に発信します。
- 近隣自治体や企業等と連携を図り、災害協定の締結や運用に向けた取組を行います。

③消防力の強化と救急業務体制の整備

- 災害発生時に迅速かつ的確な消防活動ができるよう、消防団に対する支援を行います。
- 消防団員の募集方法等を検討し、消防団員の確保に努めます。
- 災害時における消防水利を確保するため、耐震性防火水槽を増設します。
- 医療機関との連携を強化し、災害時における救急搬送体制の充実を図ります。

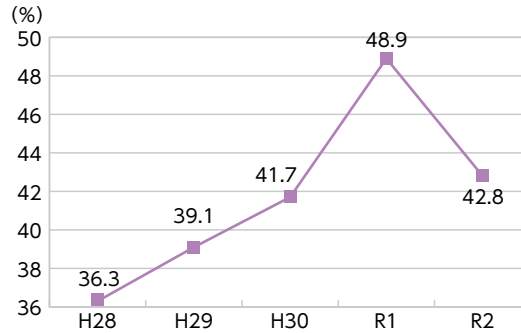
④治山・治水対策の推進と災害危険箇所の整備

- 国や県との連携を図り、一級河川の堤防の強化や土砂災害危険箇所の整備を進めます。
- 普通河川の改修を計画的に行うとともに、大規模盛土造成地の安全性を確認し、災害発生の防止に努めます。
- 関係機関等と連携し、危険空き家の把握と解消に取り組みます。




【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
防災力が向上した割合	%	83.0	93.9
日頃から災害に対する備えをしている市民の割合	%	42.8	55.0

■日頃から災害に対する備えをしている市民の割合



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自分の命は自分で守る」という自助の意識を持ち、防災備蓄品の用意、避難場所や経路の確認等を行い、避難行動を明確にします。 ・防災訓練や防災講話等に参加し、「周囲の人々と助け合う」という共助の意識を養います。 ・空き家の所有者は、空き家を適正に管理します。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自助」「共助」の意識を持ち、地域ぐるみの防災活動を推進します。 ・防災訓練や防災教育の実施、防災体制の整備、施設の耐震化を進めます。 ・災害発生時には顧客や従業員等の安全を確保するとともに、業務の早期再開に努めます。 ・災害発生時には、復旧や復興のための活動に協力します。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会の組織化を支援するとともに、市民への啓発を行い、「自助」「共助」の意識の向上を図ります。 ・災害情報や避難情報を市民へ迅速かつ的確に伝達します。 ・緊急時に自力で避難することが困難な方に対し、避難の支援を行います。 ・消防団員の確保や消防水利の整備等を推進し、消防力の向上を図ります。 ・土砂災害危険箇所や河川の整備を計画的に進めます。 ・空き家に関する相談体制を整備し、関係機関と連携して空き家対策に取り組めます。

【関連する個別計画】

- 佐野市地域防災計画
- 佐野市業務継続計画
- 佐野市緊急自然災害防止対策事業計画
- 佐野市空家等対策計画
- (仮称) 佐野市消防団活性化推進基本計画



【施策の目的】

- 市民が交通事故、犯罪、消費者トラブルの当事者とならないようにします。

【これまでの取組】

- 交通安全県民総ぐるみ運動に合わせて、信号機のない横断歩道における歩行者優先の啓発を行いました。
- 市ホームページやSNS^{*}、佐野ケーブルテレビ、とちぎテレビデータ放送など、多様なメディアを通じて交通安全の啓発を行いました。
- 通学路の点検や安全のための対策を、関係機関と連携して、交通安全・防犯・防災の視点で実施しました。
- 生活道路等にカーブミラーや街路灯の設置及び更新を行いました。
- 小学校等において防犯教室を開催し、防犯に関する啓発を行いました。
- 自主防犯組織^{*}の育成や活動の支援を行いました。
- 成年年齢引き下げを見据え、小・中学校等において消費者教育講座を開催しました。

【現状と課題】

- 交通事故の当事者となる割合が高い子どもや高齢者に対して、事故を予防する取組が必要です。
- 通学路をはじめとした生活道路において、交通及び防犯上の安全性を高めることが必要です。
- 街路灯の更新に合わせて、LED化することが必要です。
- 特殊詐欺による被害を防止するため、効果的な啓発と抑止のための対策を行うことが必要です。
- 自主防犯組織の活動を支援するとともに、「ながら見守り^{*}」の取組を推進し、犯罪の抑止を図ることが必要です。
- 消費生活センター^{*}の周知を図り、消費者トラブルへの相談や解決に取り組むことが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
交通安全・防犯・消費者対策の推進	①交通安全意識の高揚 ②道路・交通安全施設の整備 ③防犯意識の高揚と防犯体制の整備・充実 ④正しい消費生活の啓発と情報提供の充実

【施策の基本方針】

①交通安全意識の高揚

- 子どもや高齢者のための交通安全教室を開催して啓発を図ります。
- 高齢者を対象とする講習等を開催し、事故を未然に防ぎます。
- 佐野警察署や関係団体と連携し、街頭啓発、交通立哨、監視等を行い、交通事故の防止を図ります。

②道路・交通安全施設の整備

- 道路環境の保全のため、カーブミラーや街路灯等の交通安全施設を適切に設置・更新します。
- 通学路をはじめとする道路の安全を確保するため、危険箇所の点検を行い、歩道の整備等を行います。

③防犯意識の高揚と防犯体制の整備・充実

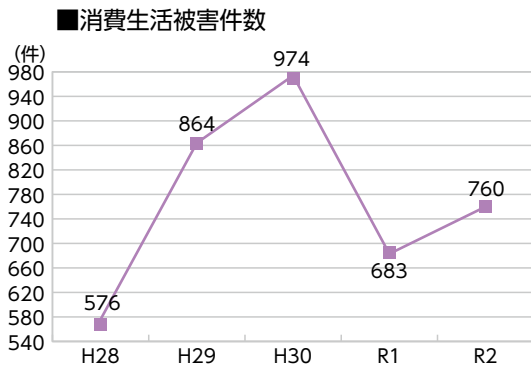
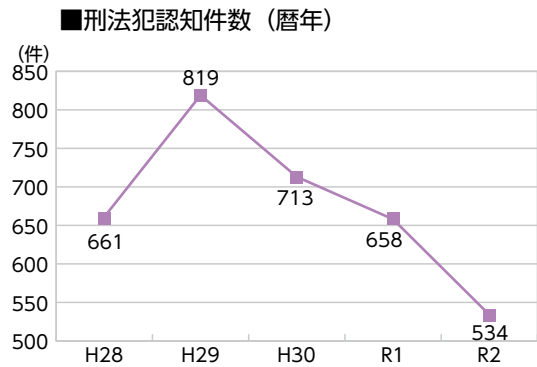
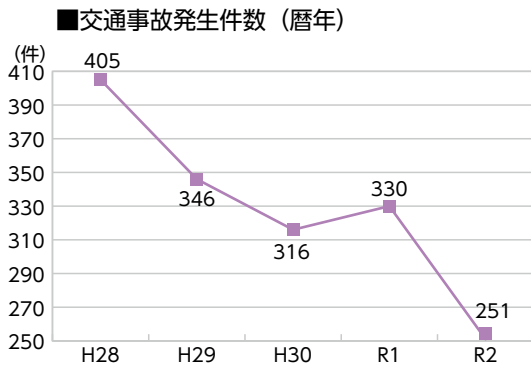
- 町会における防犯灯の設置を支援するとともに、郊外等への防犯カメラの設置を進めます。
- 佐野警察署や防犯協会と連携し、防犯教育や講座等を開催し、防犯に関する啓発を図るとともに、特殊詐欺撲滅対策など犯罪抑止に向けた取組を推進します。
- 自主防犯組織の活動を支援するとともに、「(仮称)ながら見守り協力隊」の活動を普及し、犯罪が発生しにくい地域づくりを推進します。

④正しい消費生活の啓発と情報提供の充実

- 消費者団体と連携して啓発を行い、正しい消費生活に関する知識を普及し、消費者トラブルの防止を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
交通事故発生件数(暦年)	件	251	200
刑法犯認知件数(暦年)	件	534	405
消費生活被害件数	件	760	570



【役割分担】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全への意識を持ち、交通規則を遵守します。 ・交通安全や防犯のための活動に協力します。 ・犯罪から自分と家族を守ります。 ・正しい消費知識を身に付け、自立した消費者となります。
<p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する交通安全教育や研修等を実施します。 ・交通安全や防犯のための活動に協力します。 ・犯罪を抑止するため、従業員への教育を行います。 ・適切な商品表示など、製造・販売者としての責任を果たします。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野警察署や関係団体と連携して、交通安全、防犯、消費生活の啓発を行います。 ・交通安全、防犯、消費生活に関する情報の収集と発信を行います。 ・交通事故や犯罪を抑止する環境づくりを推進します。 ・特殊詐欺撲滅に取り組みます。

【関連する個別計画】

- 佐野市交通安全計画
- 佐野市消費者教育推進計画
- 佐野市通学路安全対策プログラム
- (仮称) 佐野市再犯防止推進計画



交通安全街頭啓発

2. 住みやすい快適なまちづくり

(1) 快適で質の高い住環境の整備

521



【施策の目的】

- 市民がそれぞれのライフスタイルに合った住居や住み方を選択し、安全で快適に暮らせるようにします。
- 地域の実情に応じた、公共インフラ（生活道路・雨水排水路・都市公園）を整備し、安全で快適に生活できるようにします。

【これまでの取組】

- 住まいづくりに必要な情報を市ホームページ等により発信し、住宅の耐震化等の促進に努めました。
- 空き家バンク[※]の情報を、チラシや広報さの、移住定住ポータルサイト[※]により発信し、空き家の有効活用に努めました。
- 市営住宅の外壁・屋上の防水工事や給排水設備の改修等を計画的に行い、長寿命化を図りました。
- 生活道路や雨水幹線の整備及び橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事を推進しました。
- 公園施設の整備や長寿命化、トイレの水洗化を計画的に実施しました。

【現状と課題】

- 耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化の促進に向けた取組が必要です。
- 木材や漆喰等の市産材を住宅等の建築物に利用するなど、多様な住まいづくりについて検討する必要があります。
- 市営住宅の長寿命化のため計画的に改修を行う必要があります。
- 市営住宅の統廃合や再編を継続的・計画的に実施する必要があります。
- 利活用可能な空き家については、継続的な活用促進の取組が必要です。
- 公共インフラ（生活道路・雨水排水路・都市公園）については、計画的な整備による維持管理を行うとともに、長寿命化のための取組が必要です。
- 市街地の道路冠水や浸水被害を解消するため、雨水幹線を計画的に整備する必要があります。
- 公園施設の長寿命化計画に基づき、遊具等の更新やトイレのバリアフリー化（水洗化を含む）を進める必要があります。
- 公園灯の更新に合わせて、LED化する必要があります。

【施策の体系】

施策	基本事業
快適で質の高い住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①多様な住まいづくりの推進 ②生活道路の整備 ③雨水排水路の整備 ④都市公園の整備



城山公園



梅林公園

【施策の基本方針】

①多様な住まいづくりの推進

- 住宅の耐震に関する情報をはじめ、住まいづくりの情報を発信するとともに、市産材の建築物への活用等に対する支援を行います。
- 市営住宅の長寿命化及び施設の統廃合・再編に向けた取組を行います。
- 利活用可能な空き家の発掘及び空き家バンクへの登録を促進し、空き家の活用を図ります。

②生活道路の整備

- 市道等の改良と維持補修を緊急性や効果を考慮して実施します。
- 道路施設の長寿命化修繕計画に基づき、橋梁等の補修を実施します。

③雨水排水路の整備

- 道路側溝の整備と連携した雨水排水路の整備を計画的に実施します。

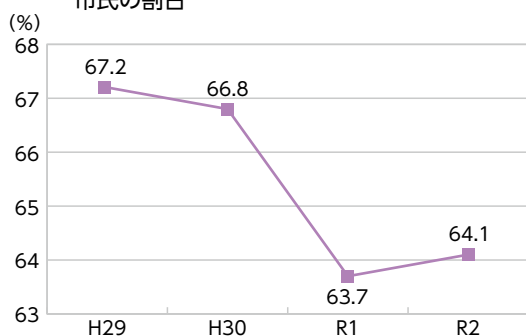
④都市公園の整備

- 公園を適切に維持管理します。
- 公園のトイレの水洗化を推進します。

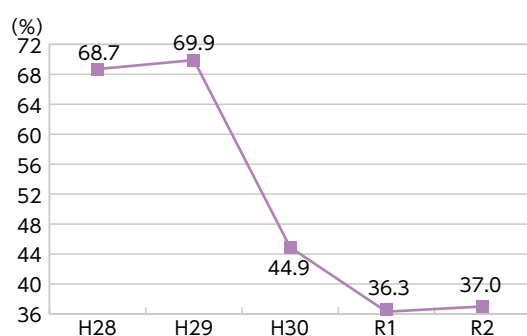
【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
ライフスタイルに合った良質な住宅に満足している市民の割合	%	64.1	66.5
住まいの周りの住環境に満足している市民の割合	%	37.0	39.5



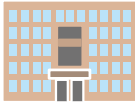
■ ライフスタイルに合った良質な住宅に満足している市民の割合



■ 住まいの周りの住環境に満足している市民の割合



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none">・自己所有建築物の適切な管理に努めます。・住居周辺の生活環境の維持に努めます。・公園を適切に利用し、美化に努めます。・空き家等の所有者は、適切な管理に努めます。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none">・市の施策への協力、連携に努めます。・地域の特性や、市民ニーズに対応した住宅の提供に努めます。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none">・安全・安心な住まいづくりや質の高い住宅づくりなどのニーズに合わせた支援を行います。・公共インフラを適切に管理するとともに、計画的に耐震化や長寿命化を進めます。・市営住宅の長寿命化を計画的に推進します。・空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市住宅マスタープラン
- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市立地適正化計画
- 佐野市建築物耐震改修促進計画
- 佐野市空家等対策計画
- 佐野市公営住宅等長寿命化計画
- 佐野市橋梁長寿命化修繕計画
- 佐野市公共下水道全体計画
- 佐野市都市公園施設長寿命化計画

(2) 安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理

522



【施策の目的】

- 安全で安心な水道水を安定的に提供します。
- 生活排水を適正かつ安定的に処理し、快適な生活環境を確保します。

【これまでの取組】

- 上水道のクリプトスポリジウム^{*}汚染対策として、多田浄水場及び田沼浄水場へ紫外線照射装置を設置しました。
- 水質基準に適合した安全な水道水の供給を行いました。
- 上水道施設の管路及び電気・機械設備等を計画に基づき更新しました。
- 上下水道庁舎建設の基本・詳細設計を完了し、建設工事に着手しました。
- 下水道事業を地方公営企業法の全部適用としました。
- 下水道の未普及区域の整備を推進しました。
- 公共下水道施設のストックマネジメント計画^{*}に基づき、管路の点検・調査、改築工事を行うとともに、下水処理場の改築工事を実施しました。
- 公共下水道の区域外においては、合併処理浄化槽^{*}への転換を促進しました。

【現状と課題】

- 上水道のクリプトスポリジウム汚染対策を計画的に進めることが必要です。
- 老朽化した水道施設を計画的に更新することが必要です。
- 水道事業及び下水道事業の安定経営を図るため、適正な料金・使用料の検討が必要です。
- 生活排水施設（公共下水道、合併処理浄化槽）の整備を推進することが必要です。
- 公共下水道の区域において、下水道に未接続の世帯や事業所への水洗化の普及活動を強化することが必要です。
- 公共下水道の区域外において合併処理浄化槽を普及することが必要です。
- 農業集落排水施設^{*}を公共下水道へ統合する取組が必要です。
- 老朽化した公共下水道施設を計画的に改築・修繕することが必要です。
- 佐野地区衛生センター^{*}の維持管理について検討することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理	①安全で安心な水道水の安定供給 ②上下水道事業の安定した経営 ③生活排水施設の整備、普及促進及び水洗化向上 ④生活排水施設の適正管理

【施策の基本方針】

①安全で安心な水道水の安定供給

- 水道水の原水に混入するおそれのあるクリプトスポリジウムを無害化する紫外線照射装置を計画的に整備します。
- 老朽化した水道施設の管路及び電気・機械設備等を計画的に更新します。

②上下水道事業の安定した経営

- 水道事業経営戦略及び下水道事業経営戦略に基づき、収入の確保と支出の削減に努め、健全な経営を図ります。
- 上下水道庁舎の建設を進めます。

③生活排水施設の整備、普及促進及び水洗化向上

- 公共下水道区域における未普及区域の整備を推進します。
- 公共下水道区域外の地区における合併処理浄化槽への転換を支援し、普及を促進します。
- 公共下水道への未接続世帯や事業所への水洗化普及活動を強化します。

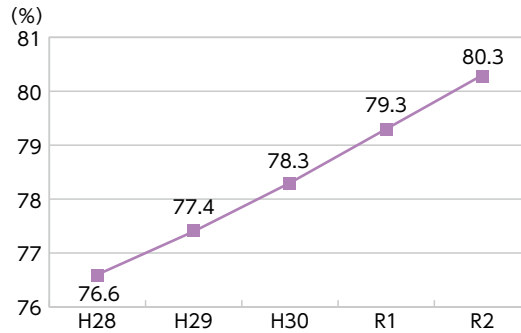
④生活排水施設の適正管理

- 公共下水道のストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築・修繕を実施します。
- 生活排水施設を適正に維持管理し、放流水質を基準値内に保ちます。
- 合併処理浄化槽の適正な管理について、指導・啓発を行います。




【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
水質基準値適合率 (基準値内検体数/水質検査検体数)	%	100.0	100.0
生活排水処理人口普及率 (生活排水処理人口/人口)	%	80.3	91.3

■生活排水処理人口普及率



【役割分担】

<p>市民</p>  <p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の節水に努め、宅内で漏水が発生しないよう維持管理します。 ・公共下水道の整備区域では、公共下水道に接続します。 ・公共下水道及び農業集落排水区域外では、単独処理浄化槽や汲み取り式から合併処理浄化槽へ転換し、適正に維持管理します。 ・水道料金及び下水道使用料を期限内に納入します。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設及び公共下水道施設を適正に維持管理し、健全な事業経営を行います。 ・公共下水道の整備を推進します。 ・公共下水道施設を予防保全的な維持管理に転換し、長寿命化を図ります。 ・合併処理浄化槽への設置補助金制度による計画的な転換を支援し、普及を促進します。

【関連する個別計画】

<ul style="list-style-type: none"> ● 佐野市水道事業経営変更認可 (第5次拡張事業) ● 佐野市水道ビジョン ● 佐野市環境基本計画 ● 佐野市都市計画マスタープラン ● 佐野市生活排水処理構想 	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐野市新上下水道庁舎建設計画 ● 佐野市公共下水道全体計画 ● 佐野市公共下水道事業計画 ● 佐野市水道事業経営戦略 ● 佐野市下水道事業経営戦略 ● 佐野市公共下水道ストックマネジメント計画
--	---



下水道まつり



下水道施設公開 (水質実験コーナー)

3. 都市機能の充実したまちづくり

(1) 都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進

531



【施策の目的】

- 計画的に幹線道路の整備を進め、良好な道路網を形成することにより、車両等が円滑に移動できるようにします。
- 地域の特徴を活かした計画的なまちづくりを進めます。

【これまでの取組】

- 道路網整備計画を策定し、優先して整備する路線の選定を行いました。
- 小さな拠点^{*}の形成について、地域資源の調査とマップ作成、買物弱者^{**}等の現状把握を行い、地域住民への説明会や勉強会を開催しました。
- 令和元年東日本台風の災害等を教訓にし、佐野市国土強靱化地域計画を策定しました。
- 佐野市地籍調査事業基本計画に基づき、地籍調査^{**}を計画的に進めました。

【現状と課題】

- 優先すべき路線を選定し、道路を計画的に整備することが必要です。
- 人口減少、超高齢化社会に対応するため、地域の特徴や既存ストックを活かした、集約したまちづくりが必要です。
- 土地の地番、地目、境界、面積、所有者を明確にするとともに、遊休地^{*}、未利用地^{**}の活用の推進が必要です。
- 適切な土地利用を図るため、必要に応じて都市計画区域の見直しを検討することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
都市機能をもつめる幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進	①計画的な幹線道路ネットワークの整備 ②計画的な土地利用の推進

【施策の基本方針】

①計画的な幹線道路ネットワークの整備

- 市道1級1号線（都市計画道路3・4・201号高砂植下線）を計画的に整備します。
- 道路網整備計画に基づき、計画的に幹線市道の整備を推進します。

②計画的な土地利用の推進

- 地域の特色を活かした土地利用の推進を図ります。
- 佐野市都市計画マスタープラン及び佐野市立地適正化計画に基づき、拠点づくりとコンパクトなまちづくりを推進します。
- 小さな拠点の形成に向け、市民との連携を図ります。
- 計画的に地籍調査を推進します。

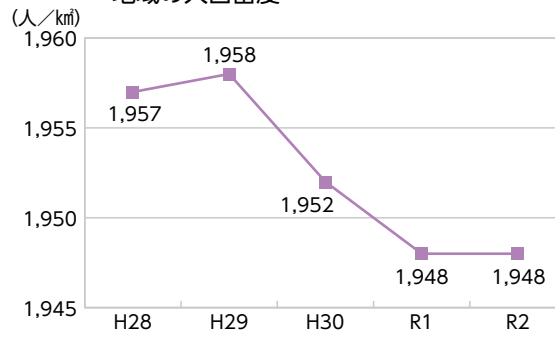
【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
幹線道路の整備率 (整備延長/整備予定延長)	%	15.0	45.0
居住誘導区域*を含む地域の人口密度	人/㎢	1,948	1,970






市道1級1号線

■立地適正化計画における居住誘導区域を含む地域の人口密度



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的や趣旨を理解して、まちづくりに協力します。 ・地域の特徴を理解した計画的な土地活用を推進します。 ・まちづくりに主体的に取り組みます。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、行政と協力し、より良いまちづくりに努めます。 ・質の高い施設や良好な宅地の提供に努めます。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者に事業の趣旨、目的を分かりやすく説明し、理解を得ながら計画的に事業を推進します。

【関連する個別計画】

- 国土利用計画佐野市計画
- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市総合交通マスタープラン
- 佐野市立地適正化計画
- 佐野市コンパクトシティ構想



【施策の目的】

- 持続可能な公共交通ネットワークを形成します。
- 公共交通の利便性と効率性の向上を図り、利用を促進します。

【これまでの取組】

- 通学に利用しやすい運行ダイヤの設定を行い、バス通学者の増加を図りました。
- インターネットによる市営バスの経路検索を可能にしました。
- 利便性の向上や効率的な運行を図るため、市営バスを廃止し、交通事業者が運行主体となる「生活路線バス^{*}」へ移行するとともに、葛生・田沼・赤見・吾妻の各地域にデマンド交通^{*}を導入しました。
- 交通量調査やアンケート調査を実施し、交通状況や公共交通に対するニーズを把握しました。
- 高齢者や障がい者など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーを導入する事業者を支援しました。
- 高齢者向けのバス・タクシー運賃助成制度の見直しを行い、高齢者の外出支援を促進しました。
- 新都市バスターミナルに新たな高速バス路線や栃木市ふれあいバスが乗り入れを開始しました。

【現状と課題】

- 高齢者や学生等の交通弱者^{*}の移動を支える公共交通ネットワークを形成することが必要です。
- 公共交通空白地域の解消に向けた検討が必要です。
- 福祉や教育のための交通サービスなど、輸送の連携を検討することが必要です。
- 交通事業者と連携し、観光振興や地域活性化を図ることが必要です。
- 公共交通の利用促進に向け、利用者への情報発信、またバリアフリー化、デジタル技術の活用を検討することが必要です。
- 主要交通結節点の待合環境及び駐輪場の整備が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
公共交通網の整備	①公共交通ネットワークの形成 ②公共交通の利用促進 ③交通結節点の機能強化

【施策の基本方針】

①公共交通ネットワークの形成

- 公共交通空白地域の縮小に向けた検討を行います。
- 輸送の連携を図り、一体的なネットワークを構築します。
- 隣接市との交通サービスの相互利用に向けた検討を行います。

②公共交通の利用促進

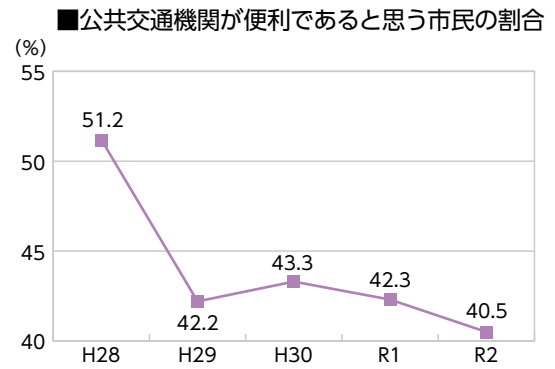
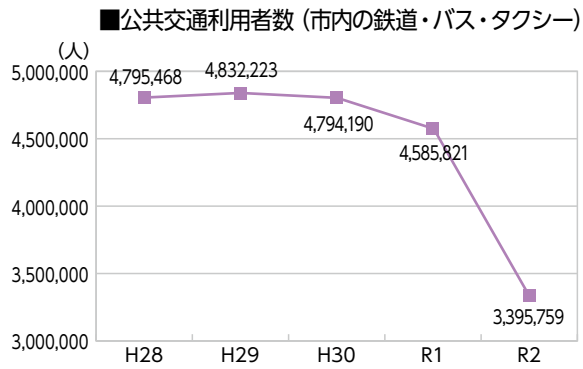
- 公共交通の利便性の向上を図り、利用を促進します。
- 誰もが利用しやすい公共交通の環境整備を推進します。
- AI*機能を有するMa a S*など、デジタル技術の活用を検討します。

③交通結節点の機能強化

- 主要な駅の利用しやすい環境を整えるための検討を行います。
- パーク&バスライド*の拠点として、新都市バスターミナルを整備して、高速バスをより利用しやすい環境にします。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
公共交通利用者数（市内の鉄道・バス・タクシー利用者数）	人	3,395,759	3,819,000
生活路線バスの営業係数（運賃収入100円あたりにかかる経費）	—	650	420
デマンドバスの営業係数（運賃収入100円あたりにかかる経費）	—	1,843	1,850
市内の公共交通機関について、便利であると思う市民の割合	%	40.5	56.5



【役割分担】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・朝夕の道路の渋滞緩和のため、積極的に公共交通機関を利用します。 ・より良い公共交通網の形成に向け、行政に改善のための協力をします。
<p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・朝夕の道路の渋滞緩和のため、従業員に公共交通の利用を促します。 ・公共交通事業者は相互の連携を図り、乗り継ぎの円滑化などサービスの向上に努めます。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用を促進するとともに、公共交通の維持や利便性の向上に努めます。 ・児童生徒を対象に、公共交通について学ぶ機会を創出します。 ・主要な交通結節点の利便性の向上に努めます。



生活路線バス（大型）



生活路線バス（デマンド）

【関連する個別計画】

- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市総合交通マスタープラン
- 佐野市コンパクトシティ構想
- 佐野市立地適正化計画
- 佐野市立小中学校適正規模・適正配置計画
- 佐野市地域福祉計画



ユニバーサルデザインタクシー



新都市バスターミナル

基本目標 ⑥

美しい自然、環境と調和する
まちづくり

1. 環境にやさしいまちづくり

(1) ごみの発生抑制と資源の有効活用

611



【施策の目的】

- ごみの減量・資源化・適正排出を推進します。
- 一般廃棄物（ごみ）処理施設を適正に維持・管理します。

【これまでの取組】

- ごみ処理施設を安定的に運営しました。
- 町会でごみ分別説明会を開催し、ごみの減量化と資源ごみのリサイクルの啓発に努めました。
- 家庭ごみの有料化について検討しました。
- 関係団体と連携して、監視カメラや看板等の設置を行い、不法投棄の防止に取り組みました。
- 焼却灰やばいじん等の最終処分量の減容に向け、リサイクル処理の手法について検討しました。

【現状と課題】

- ごみの減量・分別を図るため、3R^{*}運動を推進するとともに、家庭ごみの有料化を検討することが必要です。
- 食品ロスを減らすため、削減に向けた取組が必要です。
- 焼却灰やばいじん等のリサイクルを推進し、最終処分量を減らすことが必要です。
- 不法投棄されやすい場所を中心としたパトロールの強化が必要です。
- 不法行為を行う廃家電等解体事業者に対して、関係機関と連携した対応が必要です。
- 各清掃センターの改修等を計画的に進めるとともに、将来を見据えた施設の運営のあり方を検討することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
ごみの発生抑制と資源の有効活用	① 3 R 運動とごみ減量化の推進 ② 搬入ごみの適正処理と安定したごみ処理施設の運営 ③ 不法投棄防止対策の強化

【施策の基本方針】

① 3 R 運動とごみ減量化の推進

- ごみステーションでの排出指導や町会での分別説明会等の実施により、ごみの減量化と分別排出を促進します。
- 家庭ごみの有料化を検討します。
- 食品ロス*の削減を推進します。
- ごみ多量排出事業者に対して減量化計画書の作成を求め、ごみの減量化を促進します。

② 搬入ごみの適正処理と安定したごみ処理施設の運営

- ごみ処理施設を安定的に運営するとともに、搬入ごみの処理・処分を適正に行います。
- 焼却灰やばいじん等のリサイクル処理について検討します。
- ごみ処理施設の運営のあり方について検討します。

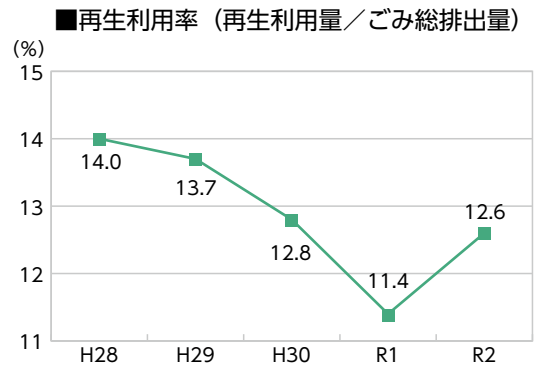
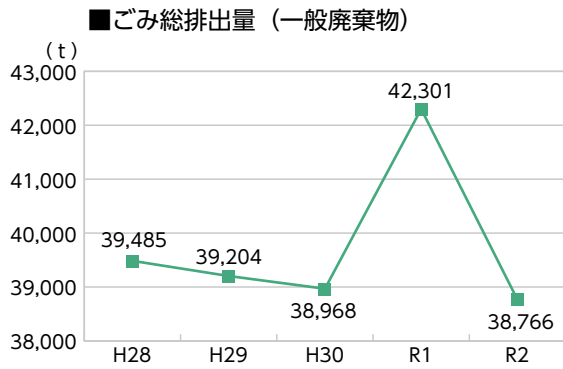
③ 不法投棄防止対策の強化

- 町会や環境衛生委員協議会と連携し、パトロールや監視活動を継続して実施するとともに、監視カメラや看板等を設置して、不法投棄の防止を図ります。




【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
ごみ総排出量（一般廃棄物）	t	38,766	33,620
再生利用率（再生利用量／ごみ総排出量）	%	12.6	22.0
ごみ処理施設の運転において、振動・騒音・排出ガス等が施設の管理値を超えた件数	件	0	0

*ごみ総排出量（一般廃棄物）の実績基準値（令和2年度）には、令和元年東日本台風による災害廃棄物を含みます。



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ものを大切にし、ごみの減量化に努めます。 ・食品ロスの削減に努めます。 ・ごみの分別を行い、資源として再利用できるようにします。 ・リユース品や再生資源を使用した商品の利用に努めます。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を有効に利用し、循環型社会*を推進します。 ・ごみの発生が少ない商品とサービスを提供します。 ・食品ロスの削減に努めます。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会を構築するため、3R運動を推進します。 ・食品ロスについての啓発を行います。 ・収集したごみのリサイクルに努めます。 ・環境に負荷を与えないよう、ごみを適正に処分します。

【関連する個別計画】

- 佐野市環境基本計画
- 佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- 佐野市分別収集計画
- 佐野市災害廃棄物処理計画



再生品展示



みかもクリーンセンター

(2) 良好な生活環境と 豊かな自然環境の保全

612



【施策の目的】

- 環境汚染を未然に防止し、良好な生活環境を維持します。
- 自然環境を保全し、次世代に引き継ぎます。
- 市民の環境を大切にすることを育てます。
- 環境に配慮した事業活動を促進します。

【これまでの取組】

- 「佐野市建築物等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例」を制定し、「ごみ屋敷^{*}」の所有者等へ定期的に指導を行いました。
- 空き地の適正な管理、犬猫の適正飼養、野焼きの防止、事業活動に伴う公害^{*}の防止等、生活環境の保全について啓発を図るとともに、苦情の原因者に対して指導を行いました。
- クビアカツヤカミキリをはじめとする特定外来生物の対策に、栃木県や近隣自治体と連携し取り組み、被害が発生した樹木の管理者への支援を行いました。
- 「田中正造の日 環境フェスタ」を開催し、環境美化活動に取り組む団体等を表彰するとともに、広報さのや市ホームページで紹介し、環境美化活動の啓発を図りました。
- 里山林の整備や管理を行う団体への支援を行い、荒廃した里山林の整備を推進しました。
- 若い世代への環境保護の啓発につながる環境学習会を企画・実施したほか、生き物調査に協力する市民環境リポーターの育成を図りました。

【現状と課題】

- 無許可・無届出の土砂等の埋立事案に対して、環境汚染や公害を未然に防止するため、関係機関と連携した対応が必要です。
- 環境美化についての啓発を図り、自主的な取組を促進することが必要です。
- 生活環境に大きな影響を及ぼす「ごみ屋敷」の解消に向けた取組が必要です。
- 水道未普及地域において、生活に必要な安全で安心な水を安定的に確保するための支援が必要です。
- 迷惑空き地、犬猫のふん害、野焼き等のほか、企業の事業活動に伴う公害に対して、継続した指導を行うとともに、関係機関と連携した対応が必要です。
- 自然環境への関心を高め、環境保全活動を促進するため、学習の機会をつくる必要があります。
- クビアカツヤカミキリをはじめとする特定外来生物による被害の拡大を防止することが必要です。
- 荒廃が進む里山林の整備・管理を継続して行うことが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
良好な生活環境と豊かな自然環境の保全	①良好な生活環境の確保 ②自然環境の保全



唐沢山むかで退治



森林観察会

【施策の基本方針】

①良好な生活環境の確保

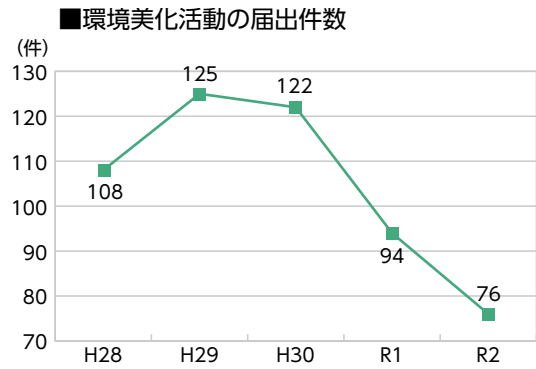
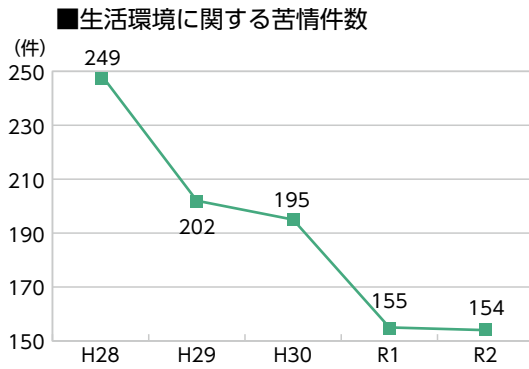
- 河川水、地下水、自動車騒音等の定期的な観測・調査を行うとともに、大気、土壌等について、常時、汚染状況の監視を行います。
- 生活環境の改善を図るため、「ごみ屋敷」の解消に向けた指導等を行います。
- 事業所等への公害パトロールを栃木県と連携して実施し、違反者へ改善の指導等を行います。
- 良好な生活環境を保全するため、広報さのや市ホームページで啓発を図るとともに、悪影響を及ぼす原因を解消する取組を行うほか、環境美化活動を推進します。
- 水道未普及地域において、安全で安心な飲用水を安定的に確保するための支援を行います。

②自然環境の保全



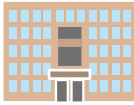
- 自然保護活動団体等と連携し、自然観察会や生き物調査を行うなど環境学習の充実を図ります。
- クビアカツヤカミキリ等の特定外来生物による被害の防止に、栃木県や近隣自治体等との連携及び市民と協働により取り組みます。
- 里山林の保全・整備・再生を推進し、自然環境及び生活環境の保全を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
生活環境に関する苦情件数	件	154	120
適切に整備された森林面積 (主伐、間伐の計)	ha	287	558
環境美化活動の届出件数	件	76	145
事業活動による公害苦情件数	件	20	15



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した生活を送ります。 ・空き地を適正に管理します。 ・犬猫等を適正に飼養します。 ・環境美化活動や環境保全活動を行います。 ・自然環境に興味を持ち、理解を深めます。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した、事業活動を行います。 ・環境美化活動や環境保全活動を行います。 ・森林資源の循環利用に努めます。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境や自然環境の保全に関する啓発を行います。 ・大気、水、土壌環境等を監視します。 ・公害を防止するため、事業所への立入調査や指導を行います。 ・自然保護活動や環境学習を推進します。 ・里山林の整備を推進します。 ・水道未普及地域における安全で安心な飲用水の安定的な確保を図ります。

【関連する個別計画】

- 佐野市環境基本計画
- 佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 佐野市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- 佐野市水道ビジョン
- 佐野市農村環境計画
- 佐野市森林整備計画

2. 地球環境に配慮したまちづくり

(1) 再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進

621



【施策の目的】

- 再生可能エネルギー^{*}の利用を図ります。
- 省エネルギー^{*}を推進します。

【これまでの取組】

- 住宅用太陽光発電システム設置の補助を行い、再生可能エネルギーの普及を図りました。
- 間伐材等を活用した木質バイオマス^{*}発電や自治体新電力によるエネルギーの地産地消について検討しました。
- 家庭における電気自動車の購入を支援しました。
- 市有施設の省エネルギーに取り組み、その状況を公表しました。
- 「COOL CHOICE 30 SANO」について、広報さの、市ホームページ、講座、展示等による啓発を行い、賛同する市民や事業所等の増加を図りました。
- 「自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例」を制定し、再生可能エネルギー発電設備の設置の届出や許可等の事務を行いました。

【現状と課題】

- 「2050年カーボンニュートラル^{*}」に向け、再生可能エネルギーの普及を促進することが必要です。
- 再生可能エネルギー発電設備の適切な設置等を図るため、「自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例」の周知と環境への配慮について啓発を行うことが必要です。
- CO₂ 排出量削減のため、省エネルギーの取組を推進することが必要です。
- 間伐材など本市の資源を活かした再生可能エネルギーの利用について、検討することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進	①再生可能エネルギーの普及促進 ②省エネルギー・脱炭素 [※] 化の推進

【施策の基本方針】

①再生可能エネルギーの普及促進

- 再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、再生可能エネルギー発電設備の適切な設置及び管理を図ります。
- 再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、間伐材等の資源の活用について検討します。

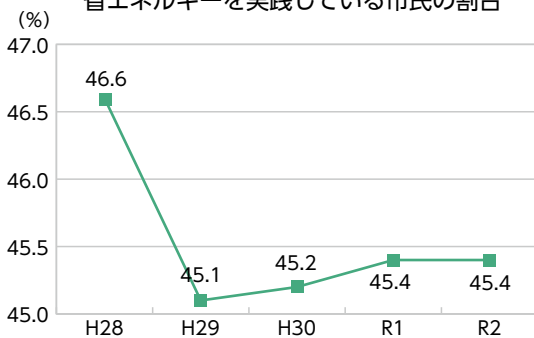
②省エネルギー・脱炭素化の推進

- 「ゼロカーボンシティ[※]」を宣言し、脱炭素に向けた取組について検討します。
- 「COOL CHOICE[※]」などの普及啓発を図り、省エネルギーを推進します。

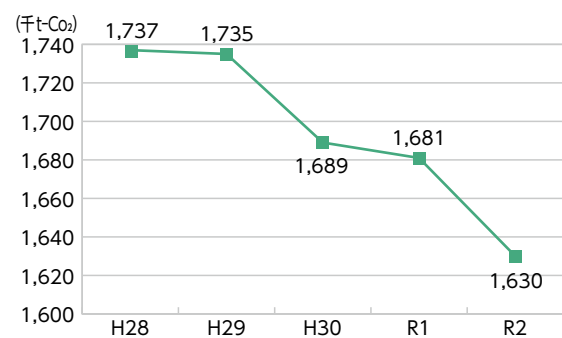
【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
市内の認知発電量（再生可能エネルギー＋廃棄物発電）	百万kwh	207.7	249.2
節電やアイドリングストップなど省エネルギーを実践している市民の割合	%	45.4	52.0
市内からのCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	1,630	1,216



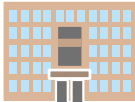
■節電やアイドリングストップなど省エネルギーを実践している市民の割合



■市内からのCO₂排出量



【役割分担】

 <p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーに取り組みます。 ・省エネルギー型の製品の購入に努めます。 ・「COOL CHOICE」について理解し、賛同します。 ・再生可能エネルギーの利用に努めます。 ・グリーン電力の購入に努めます。
 <p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーに取り組みます。 ・省エネルギー型の製品や設備等の導入に努めます。 ・「COOL CHOICE」について理解し、賛同します。 ・再生可能エネルギー発電設備を適切に設置・管理します。 ・グリーン電力*の購入に努めます。 ・環境に配慮した事業活動や製品の開発に取り組みます。
 <p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備や省エネルギー型の製品等の導入に努めます。 ・市有施設や公用車の利用における省エネルギーを推進します。 ・「COOL CHOICE」の普及啓発を図ります。 ・市民や事業者等に対して、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーについて啓発を行います。

【関連する個別計画】

- 佐野市環境基本計画
- 佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 佐野市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）



さのクールアースデー

基本目標 ⑦

市民参加による
自立したまちづくり

1. 人権を尊重した市民参加によるまちづくり

(1) 市民と協働した地域づくりの推進

711



【施策の目的】

- 市民活動に参加する市民を増やし、市民活動団体*の活動へつなげます。
- 市民活動団体の活動を支援し、活性化を図ります。
- 市民活動団体、事業者との協働を推進します。

【これまでの取組】

- 広報さのや市ホームページ等を活用した市民活動の情報提供のほか、講演会や研修会の実施により、市民活動について理解の促進を図りました。
- 小・中学校への市民活動情報紙の配布や児童生徒向けの講座等を開催し、市民活動の啓発を行いました。
- 地域課題の解決に取り組む市民活動団体の活動を支援しました。
- 市民活動センター*の環境整備や自主事業等の開催により、市民活動団体を支援しました。
- 地域活性化に取り組む団体や町会への支援を行い、地域活動を促進しました。
- 令和元年東日本台風時の活動を教訓として、地域担当職員*を増員しました。
- 市民活動補償制度を導入し、安心して市民活動ができる環境を整備しました。
- 災害ボランティア活動推進条例を制定しました。

【現状と課題】

- 市民活動の担い手不足を解消するため、人材の発掘と育成が必要です。
- 災害ボランティア活動推進条例の周知・啓発により、活動者を増やすことが必要です。
- 市民活動センターを活用し、市民活動団体の人材や団体の育成及び支援を行うことが必要です。
- 市民活動団体や事業者の活動を紹介することにより、協働への理解を促進することが必要です。
- 町会活動の参加者の減少や役員の担い手不足の解消のため、町会活動への理解の促進と町会に対する支援が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
市民と協働した地域づくりの推進	①市民参画・協働の理解促進 ②市民活動団体への支援 ③多様な主体との連携強化 ④地域活動の充実

【施策の基本方針】

①市民参画・協働の理解促進

- 市民活動団体及び市民活動センターと連携した講座や研修会等を開催し、啓発を行います。
- 市民活動センターの周知により、市民活動への参加を促し、市民参画へとつなげます。
- 市民活動センターや社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動の周知・啓発を行い、活動につなげます。

②市民活動団体への支援

- 市民活動団体が継続して活動できるよう支援します。
- 市民活動団体の担い手の発掘と人材育成を支援し、活動者を増やします。
- 市民活動センターの情報発信力、企画力、コーディネート力を高めるため市民活動団体を支援します。

③多様な主体との連携強化

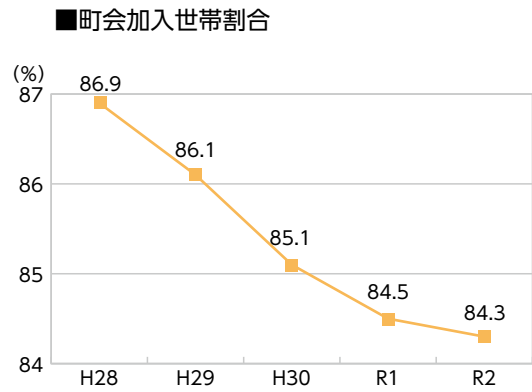
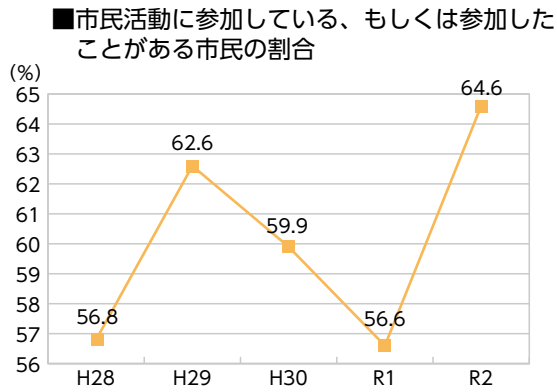
- 市民活動センターに登録する団体の増加を図ります。
- 市民活動団体や事業者の活動を紹介し、協働への取組を推進します。
- 市民活動団体や事業者と交流を行い、連携を推進します。

④地域活動の充実




- 地域課題の解決に取り組む町会の活動を支援します。
- 町会長連合会と連携し、町会の情報発信の方法について研究します。
- 地域担当職員制度を活用し、町会長連合会と協力して地域課題の解決に取り組みます。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
市民活動に参加している、もしくは参加したことがある市民の割合	%	64.6	73.0
市民活動に携わっている団体増加数	団体	—	3
町会加入世帯割合	%	84.3	88.0
協働した事業数	事業	126	156



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所、行政と相互に理解を深め、対等な立場で協働します。 ・市民活動の自主性、自立性を尊重します。 ・市民活動に関する理解を深めるとともに、市民活動に積極的に参加します。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、行政と相互に理解を深め、対等な立場で協働します。 ・市民活動の自主性、自立性を尊重します。 ・地域社会の一員として、市民活動に関する理解を深め、市民活動の推進に協力します。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業所と相互に理解を深め、対等な立場で協働します。 ・市民活動の自主性、自立性を尊重します。 ・協働のまちづくりを推進する施策を実施します。 ・市民、市民活動団体及び事業者の意見を施策に反映するよう努めます。

【関連する個別計画】

- 佐野市市民活動推進計画



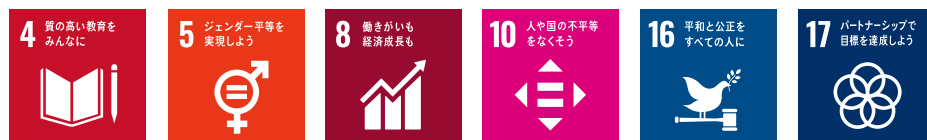
市民活動パネル展



災害ボランティア

(2) 個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現

712



【施策の目的】

- 市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指します。
- 男女が互いに尊重し、社会の対等な構成員として、共に社会の様々な分野における活動に参画できるようにします。
- 男女の差別のない、働きやすい職場環境をつくります。

【これまでの取組】

- 人権意識を高めるため、講演会や学習会、街頭啓発等を実施するとともに、人権教育指導者の養成を図りました。
- 児童生徒や園児に対して人権教育を行いました。
- 人権問題の解消に取り組む運動団体の活動を支援し、人権擁護の推進を図りました。
- 関係機関や団体と連携し、身近で安心して人権相談のできる体制づくりを進めました。
- 研修会や講座を開催し、女性リーダーの育成に取り組みました。
- DV^{*}被害者の早期発見・早期対応を図るため、啓発や相談体制の整備を推進しました。
- 働く場での女性の活躍を推進するため、女性活躍推進法に基づく協議会を設置しました。

【現状と課題】

- 様々な差別や偏見、SNS^{*}等による誹謗中傷をなくすため、人権教育及び啓発を継続して行うことが必要です。
- 関係機関や団体と連携し、差別の解消に向けた取組を推進することが必要です。
- DVの防止・早期発見・早期対応を図るとともに、被害者の安全・自立に向けた支援をすることが必要です。
- 社会における女性の地位の向上を図り、男女格差を解消することが必要です。
- ワークライフバランス^{*}に配慮した、男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現	①人権意識の高揚と人権擁護の推進 ②男女共同参画の推進 ③地域・社会における女性活躍の推進

【施策の基本方針】

①人権意識の高揚と人権擁護の推進

- 人権学習会、人権講演会等を開催し、人権意識の高揚を図ります。
- 関係機関や団体と連携を図り、身近で安心して人権相談ができる体制を維持します。
- 運動団体が行う啓発活動等を支援します。
- パートナーシップ制度^{*}を導入し、必要な取組を推進します。

②男女共同参画の推進

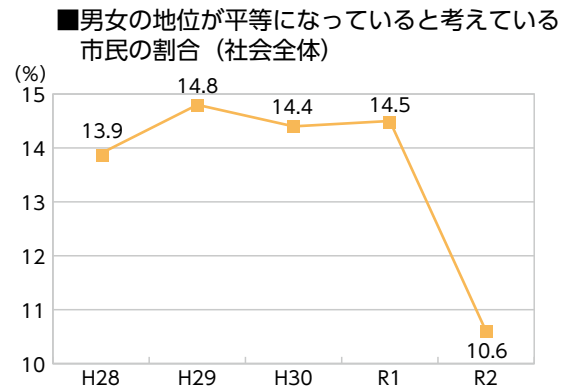
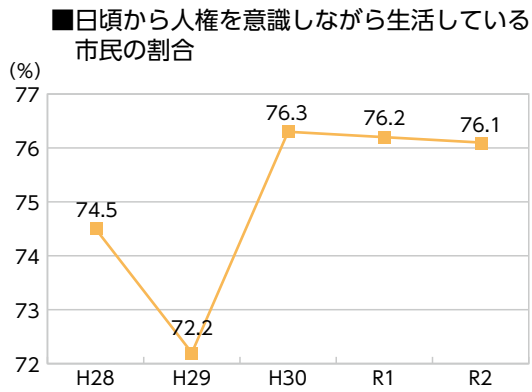
- 講演会や講座等の開催、情報紙の発行、SNS等による啓発活動を実施し、男女共同参画の理解を促進します。
- DVの未然防止の啓発を実施するとともに、関係機関等と連携した相談体制の整備及び被害者の安全・自立のための支援を行います。

③地域・社会における女性活躍の推進

- 女性のキャリアアップにつながる取組を推進するとともに、地域・社会などで活躍する女性の情報を発信し、地域の活力を高める女性の増加を図ります。
- 市政に多様な意見を反映するため、審議会等への女性委員の登用の拡充を図ります。
- ワークライフバランスに配慮した職場環境の整備を促進します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合	%	76.1	84.0
男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合（社会全体）	%	10.6	27.0
男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合（職場）	%	22.7	29.0



【役割分担】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に配慮して行動します。 ・職場、学校、地域及び家庭での男女共同参画に努めます。
<p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内での人権学習、人権啓発を実施します。 ・公平・公正に雇用や処遇等を行います。 ・ワークライフバランスに配慮した、男女共に働きやすい職場環境をつくれます。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権及び男女共同参画に関する教育や啓発を推進し、相談体制の充実を図ります。 ・職場、学校、地域及び家庭における人権尊重と男女共同参画の環境づくりを推進します。 ・地域や社会で女性が活躍できる環境づくりを推進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市人権教育・啓発推進基本計画
- 佐野市男女共同参画プラン
- 佐野市学校教育指導計画
- 佐野市生涯学習推進中期基本計画



ハートフルフェスタ



パレットプラザ佐野講座

2. 多彩な交流と情報活用によるまちづくり

(1) 国際交流・地域連携の推進

721



【施策の目的】

- 慣習や文化が違う人がお互いを理解し、多様な価値観を認め合い交流します。
- 自治体や企業との連携を推進し、事業の充実を図ります。
- 大学や短大などの高等教育機関との連携を推進し、事業の充実を図ります。

【これまでの取組】

- 佐野市国際交流協会と連携して、国際交流関連イベントや日本語教室等を支援するとともに、多言語対応による感染症予防啓発などにより、市内在住外国人や外国人来訪者への感染症対策等の情報発信を行いました。
- 市ホームページにおいて市政情報、イベント情報、感染症予防情報等を多言語で発信し、外国人が安心して行動できる環境整備を進めました。
- 協定を結んだ4大学（佐野日本大学短期大学、東京農工大学、足利大学、宇都宮大学）や、高崎経済大学のゼミとの連携事業を実施しました。

【現状と課題】

- 国際交流に関する事業の多くを担う佐野市国際交流協会の人材を確保するため、会員の加入促進を図ることが必要です。
- 外国人が安心して生活できる環境整備を進めることが必要です。
- 外国語での相互交流機会を増やし、実践的なコミュニケーション能力の向上を図ることが必要です。
- 企業等との連携事業を推進するとともに、事業の推進を図るために協定の見直し等を検討することが必要です。
- 大学等の専門的知見や若者の視点を取り入れた事業を実施するため、大学等の高等教育機関との連携を推進することが必要です。

【施策の体系】

施 策	基本事業
国際交流・地域連携の推進	①相互理解の環境づくりの推進 ②自治体・企業との連携の推進 ③大学との地域連携の推進

【施策の基本方針】

①相互理解の環境づくりの推進

- 外国人が安心して生活できる環境整備を進めます。
- 佐野市国際交流協会の活動を支援します。

②自治体・企業との連携の推進

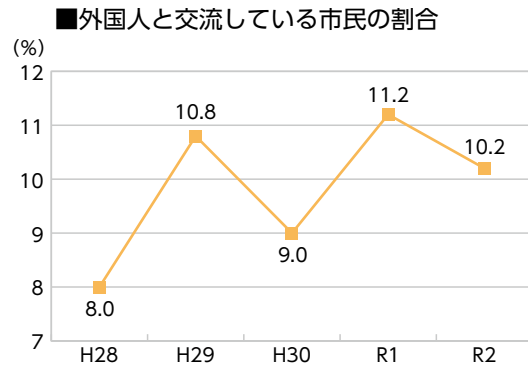
- 広域的な自治体間連携を推進し、共通する課題の解決、効率的な行政運営に向けた事業の展開を図ります。
- 企業等との連携により、地域課題の解決や地域活性化に取り組みます。

③大学との地域連携の推進




- 大学との共同事業を推進し、地域課題の解決や地域活性化等に取り組みます。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
外国人と交流している市民の割合	%	10.2	13.5
連携している自治体、企業数	団体	126	130
連携している大学・短大数	団体	5	7



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生との交流やホストファミリー*になるなど、各種の交流事業に積極的に参加します。 ・市内在住の外国人と日常的に交流を図ります。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人との交流事業を実施または支援します。 ・外国人と日本人の交流を促進し、国際交流を推進します。 ・協定に基づき、市民の安全・安心のための活動を行います。 ・高等教育機関は、知的財産を地域に提供します。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流に関する情報の発信や国際感覚を高める機会の提供に努めます。 ・国際交流団体の育成と支援を行います。 ・外国人が利用しやすい窓口を整備します。 ・大学等との連携事業を積極的に推進します。



国際交流フェスティバル



姉妹都市ランカスター市との交流



【施策の目的】

- 行政情報を市民と共有します。
- 市民からの意見聴取を通じて、市民の行政への参画を促進します。

【これまでの取組】

- 広報さなの紙面構成を見直し、分かりやすいものとなるよう改善しました。
- 市ホームページの管理システムを導入し、更新作業の効率化を図りました。
- 市ホームページのスマートフォン^{*}対応を行いました。
- SNS^{*}を活用し、日常の情報提供に加え、災害情報や感染症対策情報など緊急性の高い情報を迅速に発信しました。
- LINE^{*}の運用を開始しました。
- 世論調査^{*}の見直しを行うとともに、再通知の実施等により、回収率の向上を図りました。
- 市政懇談会の開催や町会への照会を行い、意見の把握に努めました。

【現状と課題】

- 広報さなの読む市民の割合が減っているため、広報さなの刷新に向けた検討が必要です。
- 市ホームページの利便性の向上を図ることが必要です。
- SNSや佐野ケーブルテレビ等での情報発信について、メディアの特性を踏まえて、対象を具体的にイメージした情報発信をすることが必要です。
- 市民の意見の把握について、若年層が参画しやすい仕組みづくりが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
市政情報の共有と広聴活動の充実	① 広報活動の充実 ② 広聴活動の充実

【施策の基本方針】

① 広報活動の充実

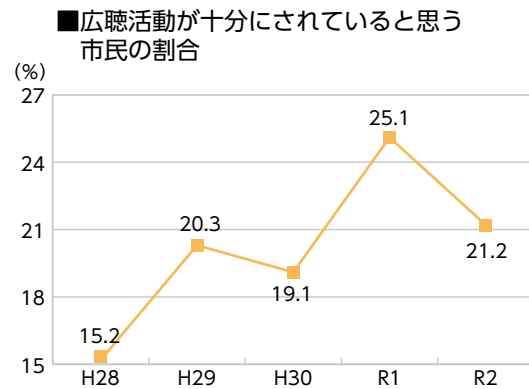
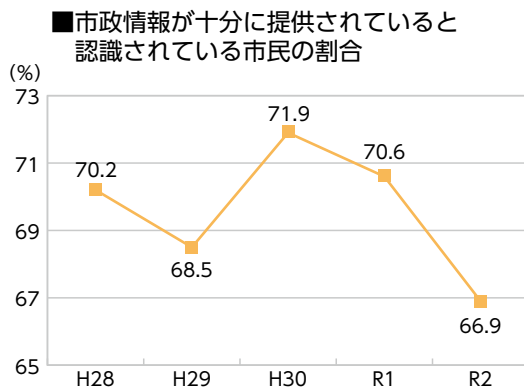
- 広報さなの構成等を見直し、魅力ある紙面へと改善を図ります。
- 市ホームページを利用しやすいものとなるよう検討します。
- SNSを活用した積極的な情報の発信を行います。
- ICT*を活用した広報活動の充実を図ります。
- 災害時などにおける効果的な広報活動について検討します。

② 広聴活動の充実




- 市民の意向を把握するため、市政懇談会を開催します。
- 広聴活動を通して市民の行政への参画を促進します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
市政情報が十分に提供されていると認識している市民の割合	%	66.9	86.0
広聴活動が十分にされていると思う市民の割合	%	21.2	50.0



【役割分担】

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・各媒体を通じ、市政情報の収集に努めます。 ・緊急時に備え、日頃から必要な情報を受け取ることができるようにします。 ・世論調査やパブリックコメント*等に協力します。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・各媒体を通じ、市政情報の収集に努めます。 ・利用しやすい情報通信サービスを提供します。 ・事業所内の情報化を促進します。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報の迅速かつ分かりやすい発信に努めます。 ・広聴活動を通じ、多くの市民が市政に参画できるよう努めます。



LINE



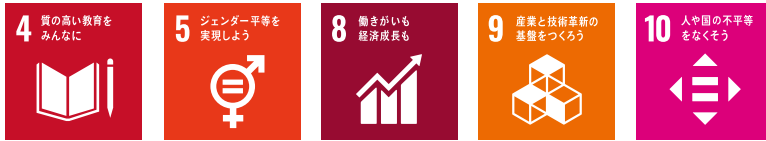
フェイスブック



ツイッター



広報さの



【施策の目的】

- デジタル技術を活用したまちづくりを進めます。
- デジタル技術による事務の効率化等を図り、行政改革を推進します。

【これまでの取組】

- 佐野市情報化計画を推進しました。
- 行政改革の一環として佐野市業務改善計画を策定しました。
- 「ICT*活用による行政内部事務ペーパーレス化推進に関する指針」を策定しました。
- スマートシティ*実現に向け「佐野市スマートセーフシティ構想」を策定しました。
- 定型業務*を自動化するための実証実験を行いました。

【現状と課題】

- 佐野市のインターネット利用率は全国平均に比べて低い水準となっているため、インターネット利用の普及を進める必要があります。
- 行政手続きのオンライン化を進め、市民の利便性の向上を図る必要があります。
- 行政事務への未来技術の導入を検討し、市民の利便性の向上、業務の改革改善などに取り組む必要があります。
- デジタル技術の活用による地域課題の解決を目指すスマート化の検討が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
デジタル技術の活用と普及	①デジタルの利用の推進と利便性の向上 ②行政のデジタル化の推進

【施策の基本方針】

① デジタルの利用の推進と利便性の向上

- 行政情報を取得する手段として、市ホームページやSNS*を利用する割合を増やします。
- スマートフォン*の操作研修等を通して、市民がICT*に親しむ機会の充実を図ります。
- オープンデータ*の市民等の活用を促進するため、公開データの増加を図ります。

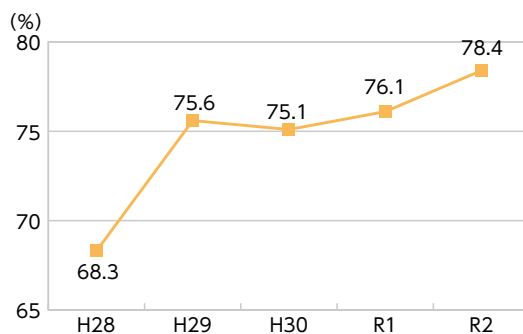
② 行政のデジタル化の推進

- AI*やRPA*等の未来技術を積極的に業務に活用します。
- 事務における紙媒体の電子化を進めます。
- 対面や書面による手続きについて、オンライン化を推進します。




【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
インターネットの利用割合	%	78.4	83.0
情報化の進捗率 (佐野市情報化計画)	%	—	100

■ インターネット利用割合



【役割分担】

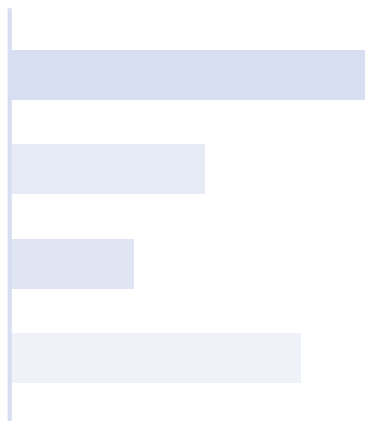
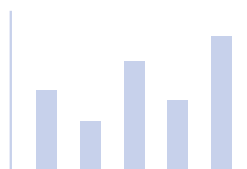
<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT*等のデジタル技術を活用します。 ・デジタル行政サービスを利用し、意見を提供します。
<p>事業所</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務のデジタル化を推進します。 ・デジタル行政サービスを利用し、意見を提供します。 ・業務へのデータの活用及び新たな事業の創出に取り組みます。
<p>行政</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりにおいてデジタル戦略を推進します。 ・行政サービスのデジタル化を推進します。 ・業務のデジタル化と業務の改革・改善に取り組みます。

【関連する個別計画】

- 佐野市スマートセーフシティ構想
- 佐野市行政改革大綱及び実施計画
- 佐野市情報化計画



資料編

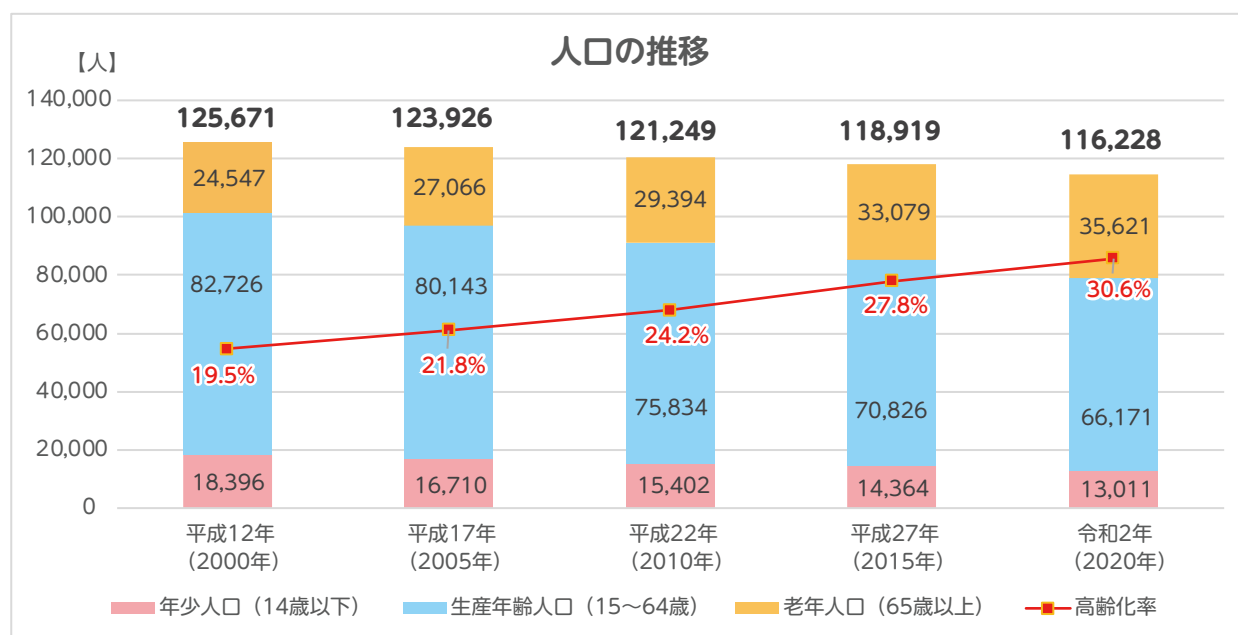


○人口の推移と現状

本市の総人口は、令和2(2020)年時点で116,228人であり、平成12(2000)年から令和2(2020)年までを見ると、減少し続けています。

年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口(14歳以下)及び生産年齢人口(15～64歳)の両方において、人数、構成比率ともに減少していますが、高齢人口(65歳以上)は、人数、構成比率ともに増加しています。

また、令和2(2020)年の高齢化率は30.6%と、全国平均(28.7%)、栃木県平均(29.2%)をともに上回り、年少人口比率は11.2%と、全国平均(12.1%)、栃木県平均(12.0%)をともに下回っていることから、本市における少子高齢化、特に高齢化が進んでいることがわかります。



資料：国勢調査

ア行

■RPA【Robotic Process Automation：ロボティックプロセスオートメーション】 155

ソフトウェアロボットによる業務プロセスの自動化のこと。

■IoT【Internet Of Things】 15, 70

あらゆる「モノ」がインターネットでつながること。

■ICT【Information and Communication Technology】15, 81, 94, 100, 152, 154, 155, 156

情報通信に関する科学技術の総称。

■空き家バンク 115, 117

空き家を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、その情報を佐野市ホームページに公開し、住み替えや移住、定住を目的として空き家等を探している方に紹介する仕組み。

■一校一改革・一挑戦 94, 96

各学校の主体性を生かした実践のこと。学校の教職員のベクトルを一つの方向に向けるため平成25年度から取り組み始めた。「一改革」は各学校が従来から行っている取組の改善、「一挑戦」は創造性を働かせて新しいことへのチャレンジを求めている。

■移住定住ポータルサイト 62, 63, 115

移住定住に関連する地域情報を集約して提供するインターネットの玄関口となるWebサイト。

■インスタグラム 59

スマートフォンをはじめとするモバイル端末で撮影した画像を手軽に加工して共有できる、画像共有サービス、及びモバイルアプリの名称。

■インバウンド 40, 41, 42, 48

訪日外国人旅行。

■インランドポート 27, 28

複数の船社がコンテナの集配・保管等の場所として港湾内にあるデポと同様の指定をして、あたかも港湾が内陸部にあるかのように機能し、共同でコンテナを利用することができる内陸部の物流拠点。

■AI【Artificial Intelligence】 15, 126, 155

コンピュータを用いて知能を実現する研究分野、またはコンピュータにより人工的に実装された知能。

■SNS【Social Networking Service】

15, 59, 62, 63, 112, 145, 146, 151, 152, 155

Web上で社会的ネットワークを構築し、人々との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供するオンラインサービス。

■SDGs【Sustainable Development Goals】

15, 16

国連の持続可能な開発のための国際目標であり、17のグローバル目標と169のターゲット（達成基準）からなる。

■おためし住宅 62, 63

数日や1か月単位などで、地域の暮らしを体験できる移住体験施設。

■オープンデータ 155

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータ。

カ行

■買物弱者 122

住んでる地域の過疎化が進み、近くの商店が廃業したり撤退したほか、足腰が弱くなって買い物をしたり生活に必要なサービスを受けるのに困難を感じる人たちのこと。

■かかりつけ医 67, 69, 70, 71

健康に関する相談ができ、必要な時は専門の医療機関の紹介や情報提供を行う、地域の身近な医師等のこと。

■楽習 100, 101

「楽しく学習する」という意味の造語。「楽」は「ラク」という意味ではなく、「本当の楽しさ」という意味を持っている。生涯学習は個人の自発的意思による自由な活動であり、これを楽しく行うことを佐野市では「楽習（がくしゅう）」と表現している。

■各推進ブロック 94, 95, 96

全市的に小中一貫教育を推進していくために、中学校区を基本に市内全小中学校を9つのブロックに分けている。

■合併処理浄化槽 119, 120, 121

し尿や生活雑排水を処理し、公共下水道以外に放流するための施設。

■株式会社さのスポーツキャピタル 47

スポーツの力で佐野を盛り上げるための活動をする会社。

■カーボンニュートラル 137

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

■唐沢山城跡 56, 57, 58

国指定史跡の山城跡。江戸時代の書物「管窺武鑑（かっさぶかん）」では関東七名城のひとつとされ、（公財）日本城郭協会が定めた続日本100名城に選ばれている。

■関係人口 36, 37, 62, 64

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。

■観光地域づくり候補法人（候補DMO） 40, 41, 42

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす「日本版DMO」の候補となりうる法人。

■GIGAスクール構想 94, 97, 98

1人1台タブレット端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想。

■基幹相談支援事業所 86

一般的な相談支援事業に加え、専門的職員の配置や相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行うことを目的とする、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

■北関東インバウンドサミット 40

埼玉県を含む、栃木県、群馬県、茨城県の北関東4県によるインバウンド観光イベント。

■義務教育学校 36, 72, 97, 98, 103

小学校課程から中学校課程までの9年間にわたり、義務教育を一貫して行う学校のことで、学校教育法の改正により平成28年に新設された学校教育制度。前期課程（6年）と後期課程（3年）に分かれ、前期課程終了時には、修了証（卒業証書と同等）を交付します。

■教育支援計画 94, 95, 96

障がいのある子どもに対して、生涯にわたる一貫した支援を行うため、子どもの各年齢段階における関係機関による支援の全体像を示すとともに、学校が行う合理的配慮を示したものの。

■居住誘導区域 123

人口減少の中にあっても生活サービスや地域のコミュニティが持続的に確保されるよう、一定の人口密度を維持すべき区域。

■クリプトスポリジウム 119, 120

ヒトやその他の哺乳動物の腸管に寄生する原虫の一種で、塩素に対し抵抗力を持つため、浄水場における通常の塩素消毒では不活化できない。水源等がクリプトスポリジウムにより汚染されると、水道水や飲料水の中に混入して、下痢などの集団感染を引き起こすことがある。

■グリーン電力 139

再生可能エネルギーにより発電された電力。

■COOL CHOICE 137, 138, 139

省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

■経営管理権集積計画 37

市町村が経営管理を行うべきと判断した森林をとりまとめるときに作成する計画。

■健康寿命 6, 50, 66, 67, 68

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

■健康マイレージ 66

健康づくり活動や、各種健(検)診の受診に応じてポイントが付与され、一定のポイントを達成すると景品がもらえる事業。

■健診スタートブック 66

佐野市の特定健診、がん検診、歯周疾患検診の情報や受診券等をまとめた冊子。

■公害 133, 134, 135, 136

作業場、飲食店、商店、一般家庭に起因する騒音、振動、悪臭等。

■抗原検査 72

検査したいウイルスの抗体を用いてウイルスが持つ特有のタンパク質（抗原）を検出する検査方法。

■工場用地バンク 24, 25

企業立地を促進するため、市内の空き工場、工場用地などの物件情報を物件所有者や不動産業者等に登録してもらい、その情報を市のホームページ等に公開し、工場等の立地を希望する企業に紹介する仕組み。

■交通弱者 125

自動車中心の社会において、自動車やバイクなど、自ら保有する移動手段を持たない人。一般的に学生や高齢者などを指す。

■子育て世代包括支援センター 75, 80

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等による相談の対応など、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する窓口。

■子宝祝金 75

第3子以降の子の出産に対し支給する祝金。

■子ども家庭総合支援拠点 75, 80

すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施するもの。

■子ども食堂 76, 78

NPO法人や地域の住民等が中心となって、低料金または無料で子どもたちにご飯や居場所を提供するサービス。

■ごみ屋敷 133, 134, 135

家主が蓄積・収集した大量のごみが放置された土地や建物。

■コミュニティ・スクール 103, 104

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

■コンパクトシティ 7, 8, 15, 30, 32, 124, 128

公共施設や商業施設、住宅などを特定の区域に集めるまちづくり。

■コンベンション 42, 43

学会、会議、各種大会、見本市等の人が多く集まる会議、集会、大会など。

サ行

■災害情報共有システム 110

災害時に、被害や避難所情報を一元管理し、行動計画や対応について情報の共有を図るシステム。

■菜蟲譜 54

江戸時代中期の画家・伊藤若冲の晩年の作品。

■再生可能エネルギー 137, 138, 139

石油や石炭、天然ガスといった有限の化石燃料とは違い、自然界に常に存在するエネルギーで、永続的に利用でき、温室効果ガスを排出しないエネルギー。「エネルギー供給構造高度化法」施行令において、太陽・風力・水力・地熱・太陽熱・大気熱その他の自然界に存在する熱・バイオマスの7種類が規定されている。

■サテライトオフィス 21, 24, 25

企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィス。

■佐藤さんゆかりの地聖地化プロジェクト 62

佐野市を「佐藤さんのゆかりの地」として聖地化し、関係人口の創出と拡大を図るプロジェクト。

■里親 77

親の病気、家出、離婚そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちや施設での養育に適應できない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと。

■佐野市国際クリケット場 47

国内初の国際規格に準じた広さを確保した、本格的な天然芝のクリケット場。栃本町の旧田沼高校跡地に整備。

■佐野地区衛生センター 119

佐野市、栃木市(旧藤岡町、旧岩舟町)のし尿、浄化槽汚泥を処理する施設。

■佐野パパプロジェクト 59

佐野市に住む20代から40代ぐらいの父親たちが連携しながら地元を盛り上げていこうというプロジェクト。

■さのまちづくり株式会社 30, 32

民間と行政が一体となったまちづくりを進めるため、民間の力を活用して中心市街地に残る未利用地や遊休化した建物に新たな機能を誘導することにより、「コンパクトで賑わいのあふれる街」という、中心市街地の本来持つべき姿を取り戻し、地域活性化に寄与することを目的として設立された第三セクター。

■佐野らーめん移住プロジェクト 62, 63

佐野市への移住と「佐野らーめん」店の創業や事業承継をあわせて支援するプロジェクト。

■佐野ルネッサンス鍍金展 53

天明鍍物のふるさと佐野において、全国に向けて鍍金作品を公募し、入選作品の展示を行うもの。

■さわやか教育指導員 94

学校内における児童生徒への声かけや教育相談、発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒への支援等を行う指導員。

■3R 130, 131, 132

ごみの発生、資源の消費を元から減らす「リデュース (Reduce)」、使えるものを繰り返し使う「リユース (Reuse)」、資源として再生利用する「リサイクル (Recycle)」のこと。限りある地球の資源を有効的に繰り返し使う社会「循環型社会」を実現するための重要なキーワード。

■産官学金労言 63

産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアの総称。

■シティプロモーション 43, 46, 55, 59, 60, 61

地域の魅力を、地域内外に効果的に発信すること。

■市民活動センター 142, 143

NPOやボランティア団体の活動など様々な市民活動を支援するための交流拠点施設。

■市民活動団体 142, 143, 144

営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として自主的かつ継続的に活動を行う団体（宗教、政治、選挙に関する活動を除く）。

■自主防災会 110, 111

自治会を中心に自主的に結成した防災組織。災害発生時には、被害を最小限にするため、避難誘導や炊き出し等を行う。

■自主防犯組織 112, 113

地域住民等による任意の防犯組織（青色回転灯パトロール隊、各小中学校安全支援ボランティア、各交番連絡協議会防犯パトロール隊など）。

■省エネルギー 137, 138, 139

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

■小規模保育事業所 79

市の認可を受け、0～2歳児を対象に少人数（定員6～19人）での保育を実施する施設。

■小中一貫校 97, 98, 99

本市が取り組む小中一貫教育を進める学校。学校教育法上の名称としては、義務教育学校となる。

■消防団サポート事業 108

消防団員確保のため、市内の飲食店、小売店などの各事業所等に消防団活動の支援と協力を求め、消防団員を対象とした優遇措置を設ける。

■消費生活センター 112

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付けている。

■食品ロス 130, 131, 132

売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品。

■循環型社会 7, 132

ごみを減らすことで環境の負荷を少なくし、さらに、限りある地球の資源の使用を減らすために、資源を有効的に繰り返し使う社会。

■自立支援プログラム 75

児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

■新規就農塾 33

新たに就農を希望する者が、農業経営に必要な技術、知識を習得する際、必要な研修を熟練農家のもとで受けられるもの。

■森林環境譲与税 36

平成31年度より国から市町村及び都道府県へ譲与が開始され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされる税金。

■森林経営管理制度 36, 37

経営管理を行う必要があると考えられる森林について、市町村が森林所有者の意向を確認後、森林所有者の委託を受け、民間の林業経営者に再委託するなどにより、林業経営と森林の管理を実施する制度。

■スクールカウンセラー 104, 105

学校に配属され、生徒や教師の心のケアを行う職業。

■スクールソーシャルワーカー 103, 104, 105

問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする人。

■ストックマネジメント計画 119, 120, 121

下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたもの。

■スポーツ医科学センター 51

スポーツ医科学を応用して競技力向上、体力や健康増進を図る設備やメンタルや栄養面を指導する医師や専門家などが配置された施設。

■スポーツツーリズム 6, 47, 48, 49

スポーツイベントの参加者やプロスポーツの観戦者等と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

■スマートシティ 15, 154

I C T（情報通信技術）を活用しながら都市の抱える問題を解決し、社会全体の効率化を図る持続可能な都市。

■スマート農業 34

ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）、ロボット等、先端技術を活用する農業。

■スマートフォン 15, 151, 155

従来の携帯電話に比べてパソコンに近い性質を持った情報端末。

■生活路線バス 83, 125, 126

買い物や通学・通勤、通院など、地域住民の日常生活のために運行される路線バス。

■成年後見制度 85, 88, 90, 92

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、成年後見人等が財産管理や身上保護（医療契約、住居に関する契約、介護契約等）を行う制度。

■ゼロカーボンシティ 138

脱炭素社会に向けて、2050年までにCO₂（二酸化炭素）を排出実質ゼロにすることを目指す地方自治体。

■創業支援事業計画 20, 22

産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市が創業支援事業者と連携して策定する計画。

■Society5.0 15

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的問題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

夕行

■待機児童 75, 81

保留児童の数から、保護者が求職活動を行っていない、育児休業中、特定の施設のみを希望して空きを待つ等を除いた児童。

■脱炭素 138

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素など温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料からの脱却を目指すこと。

■タブレット端末 15

スマートフォンよりも大きな画面の携帯用端末。

■地域おこし協力隊 32, 36, 47, 53, 62

都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

■地域価値創造マネージャー 47

「クリケットタウン佐野」創造プロジェクトを推進するため、佐野市が選任した地域の活性化を図る旗振り役。

■地域生活支援拠点等 86, 87

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

■地域担当職員 142, 143

市内20地区に職員を2～4名配置。主な職務は、地域の課題等を把握しその関係課と連絡調整を行うこと。

■地域包括支援センター 83, 84

介護・保健・福祉の専門職員が、高齢者に関する相談や見守り、心身の状態にあわせた支援を行う高齢者の総合的な相談・サービスの拠点。

■小さな拠点 37, 122, 123

小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組。

■地籍調査 122, 123

一筆ごとの土地について、所在、地番、地目、境界の調査及び土地登記簿に記載された所有者の確認、併せて境界の測量並びに面積の算定を行い、その結果を地図及び簿冊にまとめる国土調査事業。

■地方創生 5, 15, 47

人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正などにより、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくりだすこと。

■中山間地域 6, 36, 37, 38, 69, 70

主に農業分野で使用される用語で、平地の周辺部から山間地に至るまとまった平坦な耕地の少ない地域を指す。ここでは、新合、飛駒、三好、野上、常盤、氷室地区とする。

■ツイッター 59

140文字以内の文章を投稿する無料のウェブサービスのこと。

■T E U 【Twenty-foot Equivalent Units】 28

20フィートコンテナ1個分の換算値。40フィートコンテナは1本で2 T E Uに換算される。

■定型業務 154

決まった業務フローが明確に確立されている業務のこと。

■低炭素社会 7

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの1つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。

■DV 【Domestic Violence】 145, 146

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされ、「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。

■デマンド交通 125

自宅等で乗降できる区域を設定し、事前に登録申請があった利用者宅やバス停、ごみステーション等で乗降してもらい、この区域を出た後は、病院やバス停等のあらかじめ定められた場所で乗降していただくもの。

■テレワーク 21, 22, 24, 74

I C T（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

■天明鑄物 43, 44, 46, 53, 54, 55, 57

下野の国佐野天明（命）（栃木県佐野市）の地で作られた作品、佐野の鑄物師（いもじ）によって作られた作品。さらに、佐野の鑄物業そのものを指す。

■特産品 44, 45

ある特定の国や地域で産出されたもの。

■都市ブランド 60

他の都市と区別されるその都市固有の良質なイメージ。

■とちぎ結婚支援センター 77

結婚を望む独身の男女に出会いの機会を提供し、より効果的・効率的な結婚支援を行うためマッチングシステムを活用し、出会いのサポートをする。

■栃木県農地中間管理機構 34

農業経営の効率化を図るため、担い手への農地の集積・集約化を進める中心事業体として、農地中間管理事業を行う組織。各都道府県に一か所指定されており、本県では、栃木県農業振興公社が指定されている。

ナ行

■ながら見守り 112, 113

日常生活や業務を普段どおりに行いながら、不審な人物や車両がないかなど防犯の視点を持って、地域や子どもの安全を見守ろうとする活動。

■認定こども園 79

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

■農業次世代人材投資資金 33

次世代を担う農業者を目指す者に対して、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））。

■農業集落排水施設 119

農村集落より排出される家庭のし尿や生活雑排水を処理する施設。

ハ行

■バイオマス 137

家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの生物由来の再生可能な有機性資源。

■パブリックコメント 153

市の基本的な政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨や目的、内容等を公表して市民から意見を募集し、提出いただいた意見等を考慮して政策の意思決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続き。

■パーク&バスライド 126

郊外や市街地周辺部のバスターミナルやバス停周辺などに駐車場を整備し、マイカーからバスへの乗り継ぎを図るシステム。

■パートナーシップ制度 146

同性カップルの関係を婚姻と同様の精神的・経済的絆をもった関係であると確認した自治体が、宣誓受領書などの公的書類を当該カップルに交付する制度。

■光触媒 72

太陽や蛍光灯などの光が当たると、その表面で強力な酸化力が生まれ、接触してくる有機化合物や細菌などの有害物質を除去することができる環境浄化材料。

■避難行動要支援者 89, 90, 109

高齢者・障がい者・難病患者等の特に配慮を要する者のうち、災害が発生した場合または災害が発生するおそれがある場合に、自ら安全な場所に避難することが困難なため支援を要する者。

■病院群輪番制病院 70

輪番制により休日・夜間に重症救急患者の受け入れをしている病院。

■病後児保育 79

病気やけがの回復期にあり、集団での保育（保育所等での通常の保育）が困難な児童の保育。

■PCR検査【Polymerase Chain Reaction】 72

正式名称「ポリメラーゼ連鎖反応」の略称で、検査したいウイルスの遺伝子を専用の薬液を用いて増幅させ検出させる検査方法。

■5G【5th Generation】 15

携帯電話などに用いられる次世代通信規格の5代目という意味。日本語では、「第5世代移動通信システム」と表記。

■フィルムコミッション 40, 41, 42, 43

映画やテレビなど、各種映像作品の撮影を誘致し、ロケがスムーズに行えるよう、支援を行う非営利の組織及び業務。

■フェイスブック 59

インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の1つ。

■フッ化物洗口 67

永久歯のむし歯予防を目的に一定の濃度のフッ化ナトリウムを含む溶液で1分間ぶくぶくうがいをする方法。

■ふれあいサロン 83

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、町会の公民館などを利用し、誰もが気軽に立ち寄れる場を設けて、社会的孤立感や不安感の解消を図ることを目的として開設した場所。

■フレイル 84

加齢により心身が老い衰えた状態。

■放課後児童クラブ 72, 79, 80, 81, 82

小学校に就学している子どもで、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業を行う場所。

■放課後児童クラブ待機児童 81

放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが利用できなかった児童。

■放課後等デイサービス 76

学校（小・中・高校）に就学している障がい児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行う福祉サービス。

■ホストファミリー 150

ホームステイの留学生を受け入れ、世話をする家族。

マ行

■Ma a S【Mobility as a Service】 126

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

■牧歌舞伎 54

江戸時代から現在まで受け継がれている地芝居。栃木県無形民俗文化財。

■まちの駅 41, 42, 43

地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人との出会いと交流を促進する空間施設。

■未利用地 122

用途に応じた適正な利用が、長期的に図られていない土地。

■ムスリム 40, 42

イスラム教徒。

■名産品 44, 45

その地域の産品であることが全国的にもよく知られているもの。

ヤ行

■U I Jターン 22

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

■遊休地 122

住宅や農地や駐車場など、どのような用途にも使われておらず有効活用されていない土地。

■要約筆記 86, 87

聴覚障がい者に対して、話の内容をその場で要約し、ノート・スクリーン・パソコン等を通じて情報を伝える方法。

■世論調査 151, 153

国、地方自治体、大学、新聞社・通信社・放送局などの報道機関などが、個人を対象として行う大規模な意識調査のこと。

ラ行

■LINE 151

スマホやパソコン、タブレットなどで利用できるアプリケーションで、ユーザー同士で、無料でメッセージのやり取り、音声通話、ビデオ通話ができるもの。

■6次産業化 35

第1次産業である農林漁業に従事している者が、自身の生産した生産物をもとに、加工（第2次産業）や販売（第3次産業）までを手掛ける経営形態のこと。

■ワークライフバランス 145, 146, 147

働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

○中期基本計画策定の経過

日 付	項 目	内 容
令和2（2020）年 12月18日 ～1月19日	市政に関するアンケート調査	令和2年度成果指標の実績把握
令和3（2021）年 3月16日	施策主管課長・関係課長会議	令和3年度中期基本計画策定内容・スケジュール、施策評価の説明
3月下旬	前期基本計画成果実績把握	令和2年度施策の成果実績を把握
4月28日	政策会議	中期基本計画策定方針・体制・スケジュールの確認
5月25日	第1回 総合計画基本計画策定委員会	中期基本計画政策体系（素案）を決定
5月27日	施策主管課長・関係課長会議	中期基本計画策定内容・スケジュールの説明
5月下旬～7月中旬	総合計画基本計画策定部会	施策別に策定部会を開催 施策目的・目標・方針（基本事業）を設定
7月 19日・20日・26日	政策会議（マネジメント）	施策別に施策の内容について協議
7月28日	第2回 総合計画基本計画策定委員会	中期基本計画政策体系（案）を決定
8月24日	議員全員協議会	中期基本計画政策体系（案）を報告
10月27日	第3回 総合計画基本計画策定委員会	中期基本計画（素案）の検討
11月19日	政策会議	中期基本計画（素案）の決定
11月29日	議員全員協議会	中期基本計画（案）を報告
12月1日～1月6日	パブリック・コメント実施	中期基本計画（案）に対する市民意見把握
令和4（2022）年 1月26日	第4回 総合計画基本計画策定委員会	パブリックコメントの意見検討及び中期基本計画（案）の決定

第2次佐野市総合計画

中期基本計画

令和4(2022)年3月

発行 佐野市

編集 佐野市総合政策部政策調整課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

T E L 0283-20-3000

F A X 0283-21-5120

E-mail seisaku@city.sano.lg.jp

U R L <https://www.city.sano.lg.jp/>



佐野市の花



かたくり

佐野市の木



松

佐野市の鳥



おしどり